

出水市地域福祉計画

子どもから高齢者まで
健やかに暮らせる支え合いのまちづくり
(平成31年度～平成34年度)



平成31年3月

鹿児島県 出水市

はじめに

本市は、平成30年3月に総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための基本的指針として「第二次出水市総合計画」を策定し、「みんなでつくる活力都市 住みたいまち 出水市」を将来都市像に掲げ、誰もがここに住みたい、住み続けたいと思えるまちを目指してまちづくりに取り組んでいるところです。

近年、少子高齢化や核家族化が進行し、価値観や生活スタイルの多様化に伴う個人主義の広がりにより、地域での住民相互の社会的つながりが希薄化し、高齢者の孤立、介護や子育てへの不安、児童虐待への対応や生活困窮者・障がい者の自立支援など求められる福祉のニーズも複雑・多様化しています。

このような課題に対応するため、国においては、「地域共生社会」の実現を掲げ、公的支援の在り方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくこと、「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換していくことを目指し、改革を進めています。

これからのまちづくりにおいては、行政はもとより、地域社会を構成する市民一人ひとり、民生委員児童委員や社会福祉協議会、自治会、福祉活動団体、NPO、社会福祉法人、事業所等の様々な関係機関・団体がともに考え取り組み、年齢や性別の違い、障がいの有無などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、住み慣れた地域で自分らしく最後まで暮らしていくために、それぞれの役割を果たしながら地域社会を築いていくことが必要となります。

そのようなことから、地域における福祉活動の取組の新たな方向性を示すため、「第一次出水市地域福祉計画」を策定しました。

なお、本計画は、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく支援計画及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条」に基づく基本的な施策を盛り込んだ計画となっています。

結びに、本計画が市民の皆様に親しまれ実践されることを願うとともに、計画の策定に当たり、貴重な意見や御提言を賜りました出水市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました全ての皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

平成31年3月

出水市長 榎本 伸一



出水市地域福祉計画 目次

第1章 計画策定の背景と目的

1 地域福祉計画が目指すもの	2
2 地域福祉計画とは	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	7
5 計画策定の体制	8

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 出水市の現状	10
2 福祉に関する状況	13
3 アンケート調査による意見やニーズ	18

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念（地域福祉の考え）	20
2 基本目標	21
3 計画の体系	22

第4章 地域福祉推進の取組

基本目標 1 地域住民等の参加や支え合いによる地域のコミュニティづくり	26
基本施策 1 福祉のこころを育む福祉教育	27
基本施策 2 孤立を防ぐ活動の場、居場所づくり	30
基本施策 3 いきいきとふれあひあふれる健康なまちづくり	33
基本施策 4 地域福祉の担い手の育成・強化	37
基本目標 2 支援を必要としている人を支える仕組みづくり	39
基本施策 1 きめ細やかな情報提供	40
基本施策 2 包括的な相談支援体制づくり	42
基本施策 3 地域のニーズに対応した福祉サービスの充実と権利擁護	44
基本施策 4 福祉をつなぐネットワークの強化	47
基本目標 3 安全・安心に、誰もが快適に暮らし続けられる環境づくり	49
基本施策 1 防災力の充実	50
基本施策 2 生活安全対策の充実	52
基本施策 3 暮らしやすい環境のまちづくり	54

第5章 計画の推進に向けて

- 1 協働による計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 2 計画推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 3 計画の点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

資料編

- 1 出水市地域福祉計画策定委員会規則・・・・・・・・・・ 62
- 2 出水市地域福祉計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・ 64
- 3 アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

《年号表記について》

2019年5月1日に元号が変更されますが、本計画の策定時点では新元号が決まっていないため、表記の連続性及び分かりやすさの観点から、和暦で表記する箇所については「平成」の表記としました。

なお、西暦との対応関係は以下のとおりです。

平成 30 年度 (2018 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 36 年度 (2024 年度)
平成 31 年度 (2019 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	
平成 32 年度 (2020 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	

第1章 計画策定の背景と目的

1 地域福祉計画が目指すもの

(1) 日本における地域福祉の課題

日本において全国的な課題となっている「少子高齢・人口減少社会」は、地域においても経済的・社会的な存続の危機の要因となっています。そのような中、増え続ける高齢者に対する支援の不足や、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、認知症の人が認知症の人を介護する「認認介護」、身寄りがなく地域とのかかわりを持たないまま自宅で亡くなる「孤立死」、発達障がいに対する認知が広がったことによる受入れ先不足の問題等、多くの課題があります。

人々が生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般にまで及んでいます。それぞれの課題を包括的に受け止めるためには、一人ひとりの課題を「制度」の枠組みから見ただけでなく、生きる意欲や力、希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要であり、一人ひとりの「くらし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが必要です。

(2) 求められる「地域共生社会の実現」

これらの状況を乗り越えるには、『各地域それぞれが自らの力を強化し、その持続可能性を高めていく』ことが必要であり、「地域が自らの力を強化する」ためには、地域の福祉課題だけでなく全ての分野における課題を、改めて見直す必要があります。

また、生活の基盤となる地域社会が「持続可能な状態であり続ける」ためには、地域を元気にしていこうとする地方創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を進めようとする取組をともに推進し、地域生活の質を向上することが必要で、これにより地域が活性化し、持続力の強化につながります。

このように「地域課題の把握」と「地域社会の持続力強化」といった考えを基に、国は地方創生や一億総活躍社会^(※)の実現に向けた取組を進めており、住民が支え手側と受け手側のそれぞれに分かれるのではなく、「誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現」を目指して様々な取組を行っています。

(※) 一億総活躍社会／「若者も高齢者も、女性も男性も、障がいや難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会」「一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会」「強い経済の実現に向けた取組を通じて得られる成長の果実によって、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それがさらに経済を強くするという『成長と分配の好循環』を生み出していく新たな経済社会システム」の「新・三本の矢」の実現を目的とする社会のこと

(3) 地域における「地域共生社会」実現の取組

「地域共生社会」の実現のためには、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えた「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、市民一人ひとりが相互に支えあい、暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという「地域共生」の関係を実現していく取組が必要となります。

本市では、このような社会環境の変化を踏まえ、地域における福祉活動の取組の新たな方向性を示すため、「**第一次出水市地域福祉計画**」として、本計画の策定を行うこととしました。

2 地域福祉計画とは

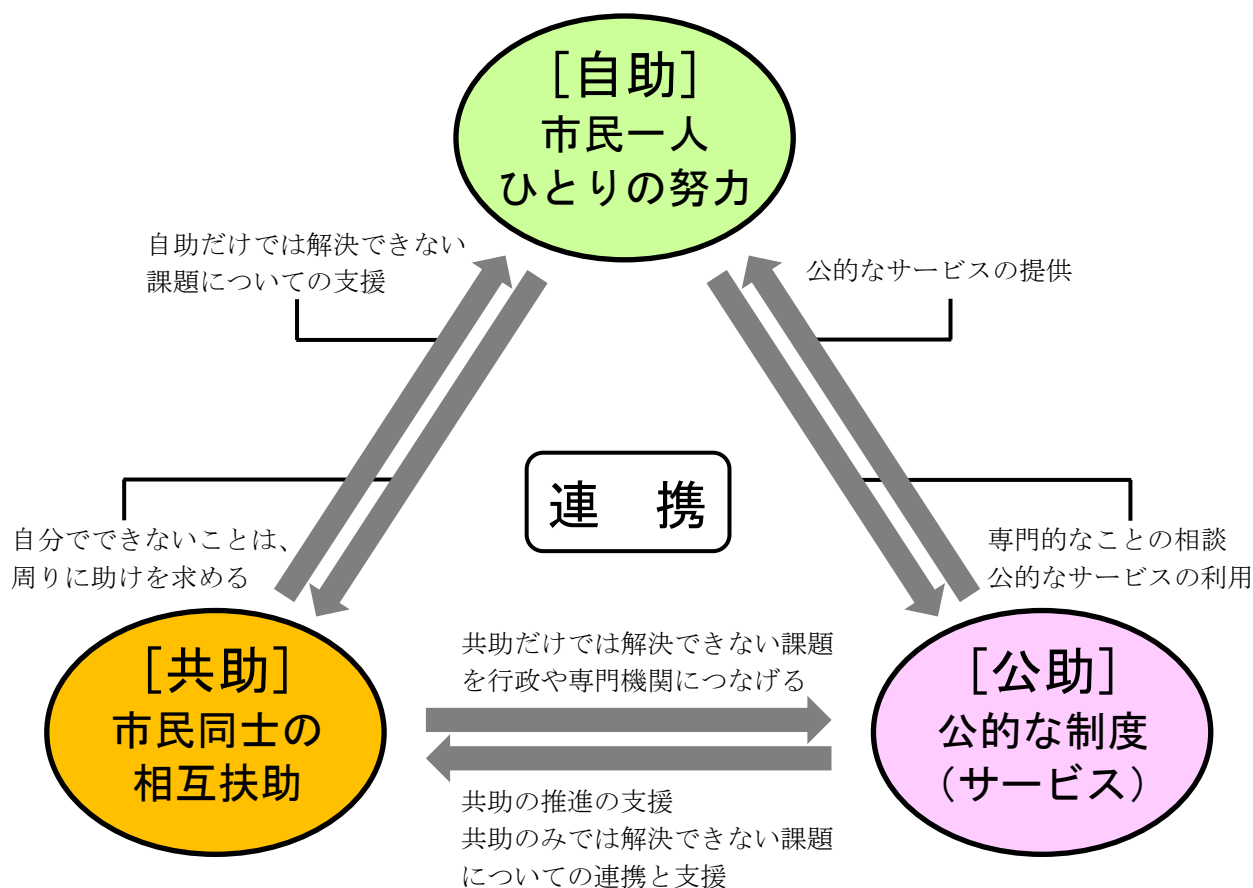
地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことで、生活課題を解決し、地域全体をより良いものにしていこうとする営みです。

福祉とは「誰もが幸せに暮らすことができること」ですが、これからのまちづくりは、子どもから高齢者、障がい者等、全ての市民が住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みを市民、地域、行政が手を携えてつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、様々な生活課題について市民一人ひとりの努力（自助）、市民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していく必要があります。

地域の福祉力を強化・活性化するためには、市民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

そのため、地域住民だけでなく、民生委員児童委員や社会福祉協議会をはじめ、自治会、福祉活動団体、NPO、社会福祉法人、事業所、行政等が、それぞれの役割をもって主体的に参加し、協働しながら、全ての人が人に役立つ喜びを大切にする社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

全ての市民が主役となり、いきいきと、自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていくための指針となるべきものが地域福祉計画です。



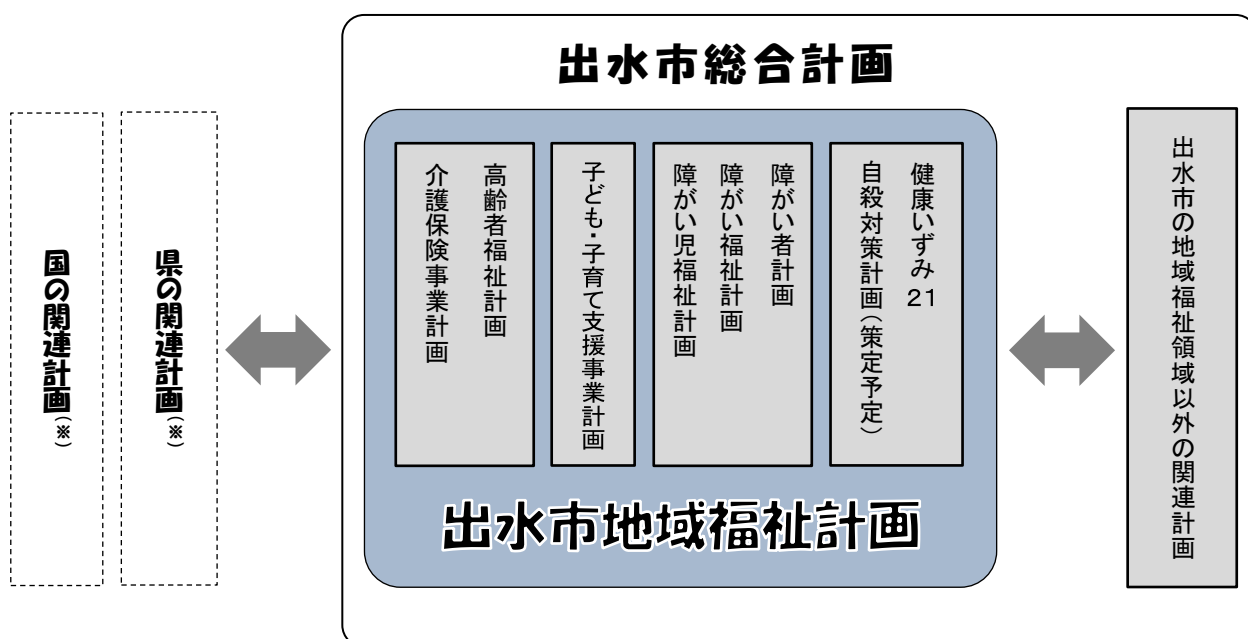
3 計画の位置付け

本計画は、市政運営の基本方針である「出水市総合計画」を上位計画とした部門計画であり、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、全ての市民を対象とした保健福祉施策の総合計画として位置付けます。

高齢者、障がい者、子どもなどを対象とした保健福祉に関する市の分野別計画と整合性や連携を図りながら、これらの計画を総合的に包括した計画として、市民の主体的なまちづくりに対する参画を促し、生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

また、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度^(※)が創設されたことに伴い、市町村地域福祉計画においては、生活困窮者自立支援方策の位置付けや既存の地域福祉施策との連携に関する事項も盛り込むこととされており、本計画では、複合的な課題を抱えていたり、制度の狭間に陥り生活に困窮している人の自立を支援する取組についても記載しています。

さらに、認知症や障がいのため財産の管理や日常生活等に支障がある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくことを支える重要な手段である、成年後見制度に関する本市施策の方向性等についても記載しており、平成28年に公布・施行された、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づき市町村が定める基本的な計画としての位置付けも有しています。



(※) 国の関連計画／障害者基本計画、健康日本21、健やか親子21 等

(※) 県の関連計画／鹿児島すこやか長寿プラン、障害者計画、障害福祉計画、健康かごしま21、保健医療計画 等

(※) 生活困窮者自立支援制度／生活上の様々な困難に直面している人々が、自ら問題の解決を図り、自立した生活を送れるよう、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う制度

【参考】社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 計画の期間

計画の期間は、第二次出水市総合計画の終期に合わせることにし、平成31年度から平成34年度までの4か年とします。ただし、国、県等の動向を踏まえ、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行うものとします。

		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
県	鹿児島県地域福祉支援計画 (策定予定)		→						
	第二次出水市総合計画	前期				後期			
市	出水市地域福祉計画		→						
	高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第7期			第8期			第9期	
	子ども・子育て支援事業計画	→		→					
	障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	→			→				
	健康いずみ21自殺対策計画(H32～)	第2次		第3次					

5 計画策定の体制

(1) 出水市地域福祉計画策定委員会の設置

本計画を策定するに当たり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うため、「出水市地域福祉計画策定委員会」を設置し、協議を行いました。

この委員会は、市民、社会福祉、高齢者及び障がい者団体関係者等のほか、保健・医療、児童福祉の関係者、学識経験者を委員とし、幅広い意見の集約を行いました。

(2) 出水市地域福祉計画策定作業部会・作業分科会の設置

地域福祉に関する様々な事業や施策を検討・調整しながら、関係部署と連携を図るとともに、地域福祉を推進する際に中心的な役割を担う社会福祉協議会とも連携を図りながら計画を策定するため、課長級で構成する「出水市地域福祉計画策定作業部会」と係長級で構成する「出水市地域福祉計画策定作業分科会」を設置し、具体的な課題等と計画案の整合を図りながら、原案作成の作業を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画は、平成30年12月14日から平成31年1月12日までの期間中、パブリックコメントを実施しました。

なお、このパブリックコメントについて、御意見・御要望は寄せられませんでした。



第2章 地域福祉を取り巻く状況

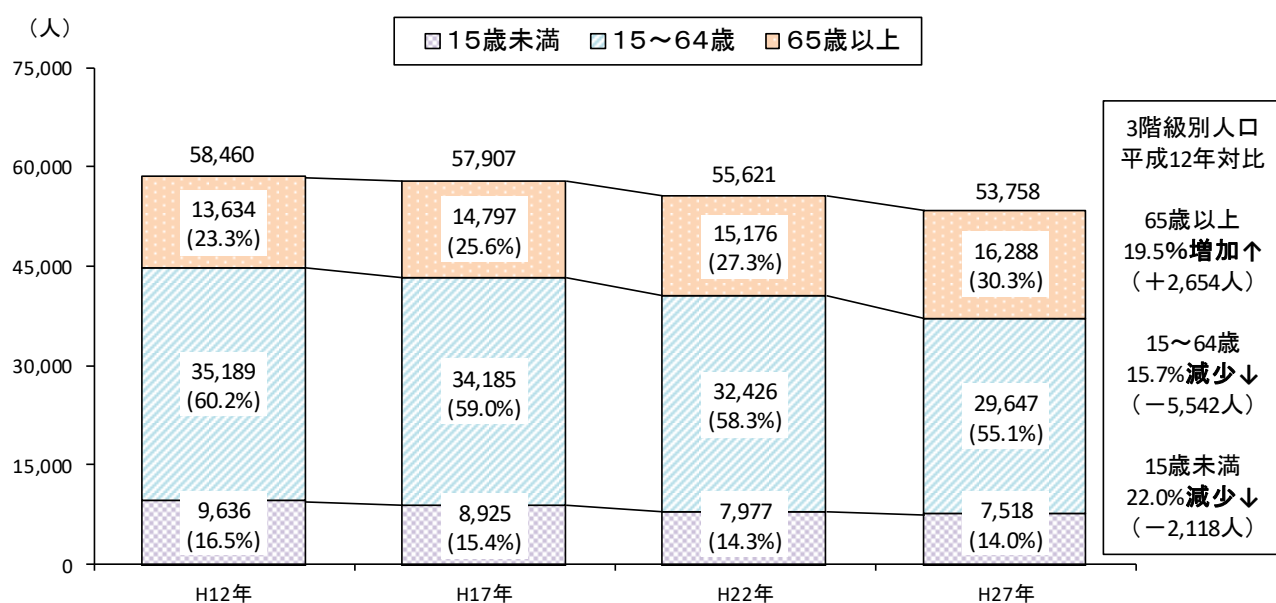
1 出水市の現状

(1) 本市の人口と将来推計人口

本市における総人口は、減少し続けており、年齢3階級別人口の推移では、平成12年と比較して、65歳以上が19.5パーセント増加し、15～64歳は15.7パーセント減少し、15歳未満は22.0パーセント減少しています。

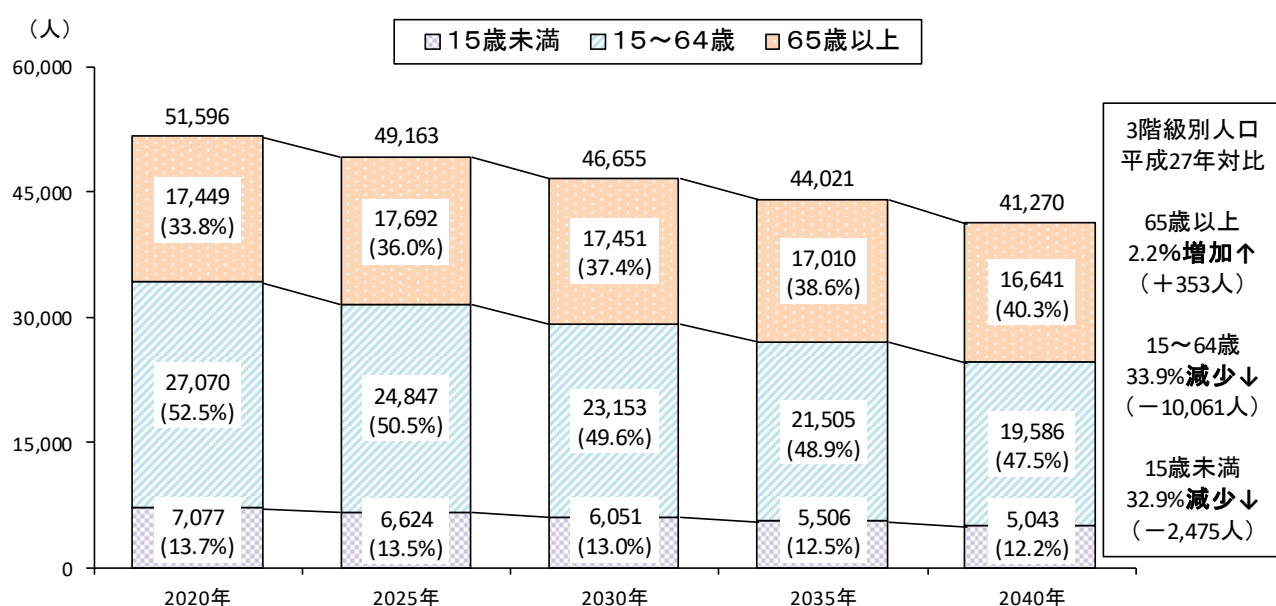
将来推計人口は、2040年にかけてさらに減少する見込みで、2040年には41,270人と平成27年総人口（53,758人）から23.2パーセント減少すると予想されています。

■平成12年から平成27年までの人口推移



資料：国勢調査

■2020年から2040年までの将来人口推計

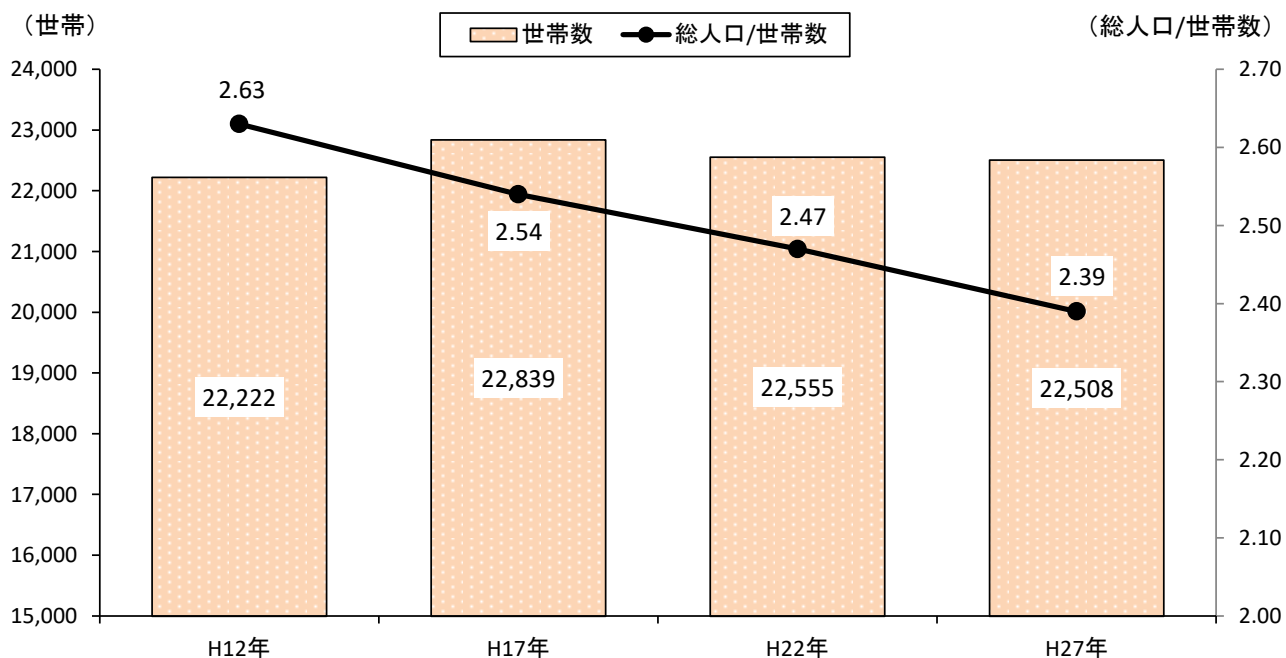


資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 1世帯当たり人員数

1世帯当たり人員数は、平成27年で2.39人と減少傾向にあります。

■世帯数と1世帯当たり人員数の推移



資料：国勢調査

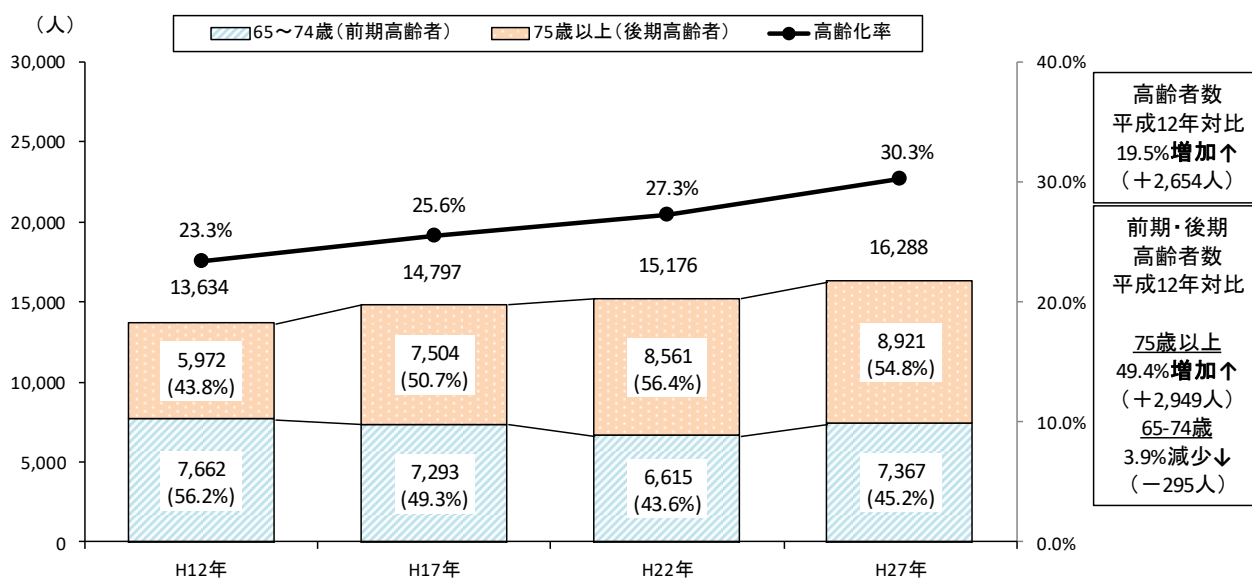


(3) 高齢者及び高齢者世帯の状況

高齢化率は、増加傾向にあり、特に後期高齢者（75歳以上）は平成12年と比較して49.4パーセントと大幅に増加しています。

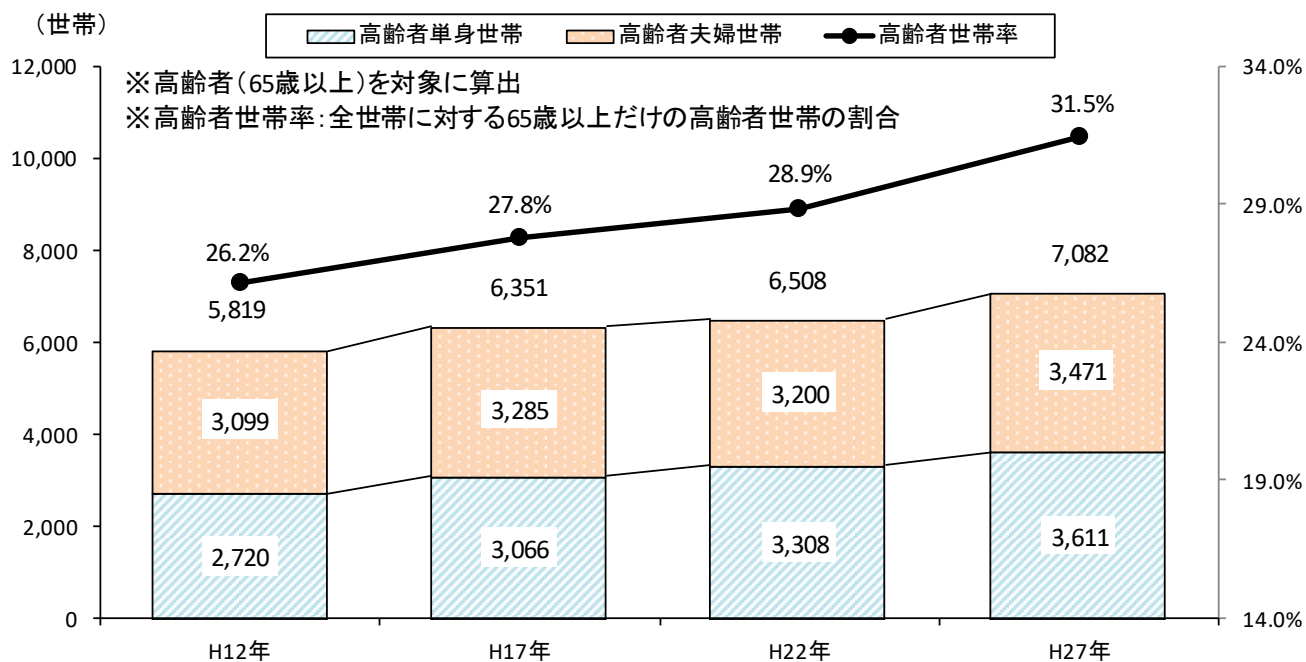
高齢者の単身世帯と夫婦世帯も、増加傾向にあり、65歳以上だけの高齢者世帯の割合は、全世帯のうち31.5パーセントまで増加しています。

■ 高齢化率と前期・後期高齢者数



資料：国勢調査

■ 高齢者の単身世帯・夫婦世帯と高齢者世帯率



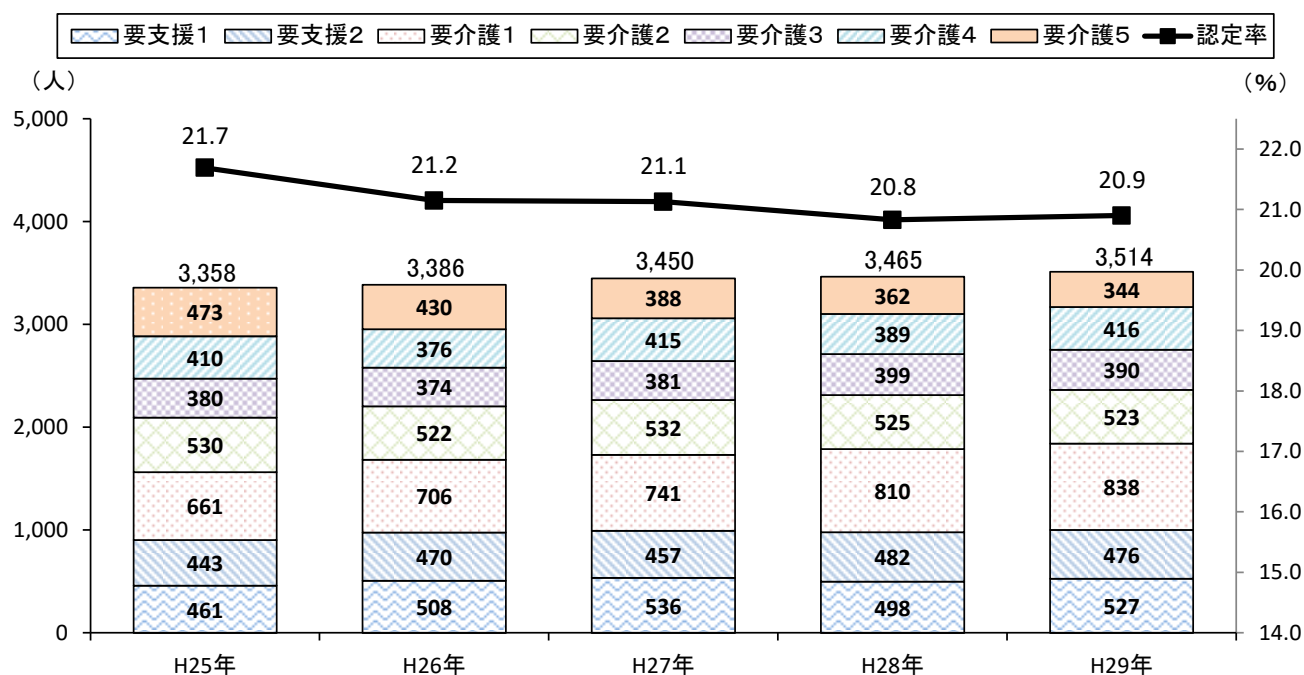
資料：国勢調査

2 福祉に関する状況

(1) 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数は、平成25年以降徐々に増加傾向にあり、認定率^(※)は横ばいを続けています。要介護認定者数が増加しているにもかかわらず、認定率が下がっている要因の1つとして、第1号被保険者となる65歳以上の市民（認定を不要とする元気な高齢者）が年々増加していることによる全体の母数増加があげられます。

今後、団塊の世代が後期高齢者になる2025年頃には、認定率が急激に増加する可能性があります。

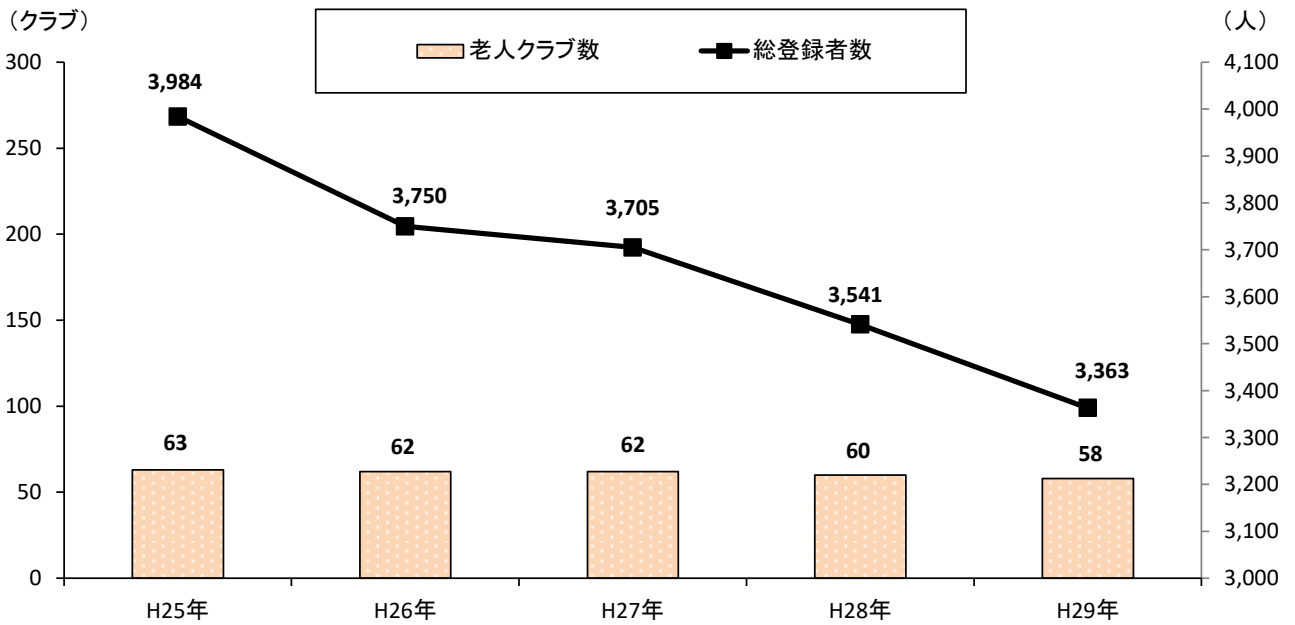


資料：市いきいき長寿課

(※) 認定率／65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている人の割合

(2) 老人クラブの状況

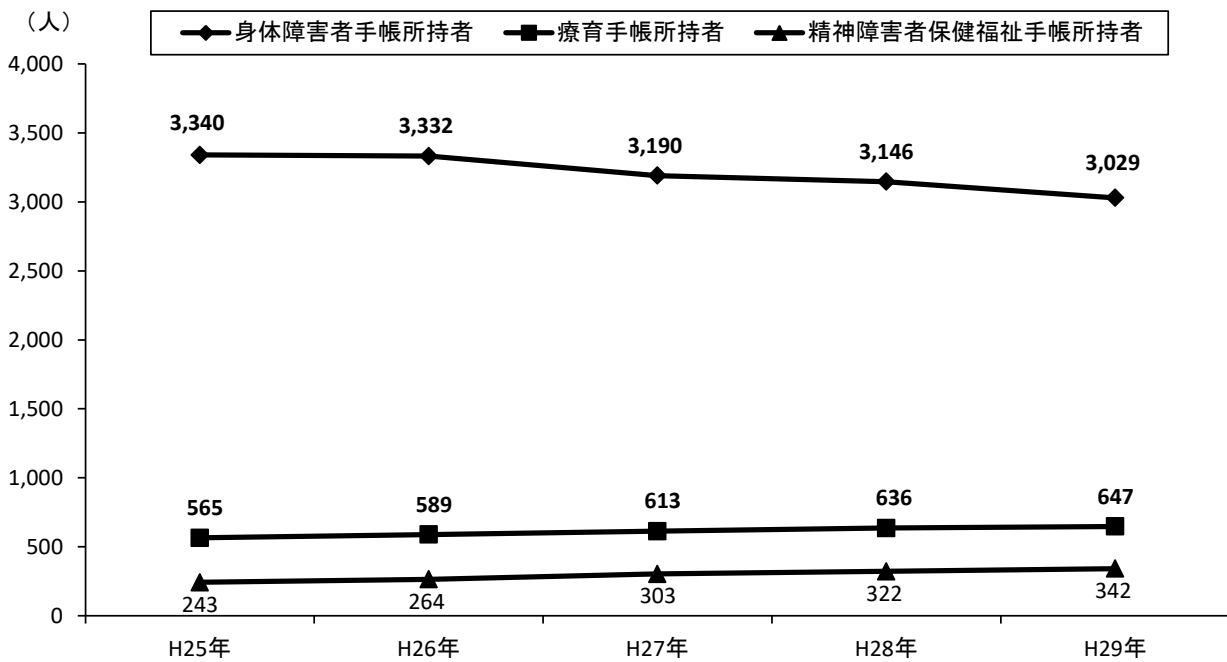
老人クラブは、クラブ数に大きな変動は見られないものの、総登録者数は平成25年比較で621人減と、大幅に減少しています。



資料：市社会福祉協議会

(3) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

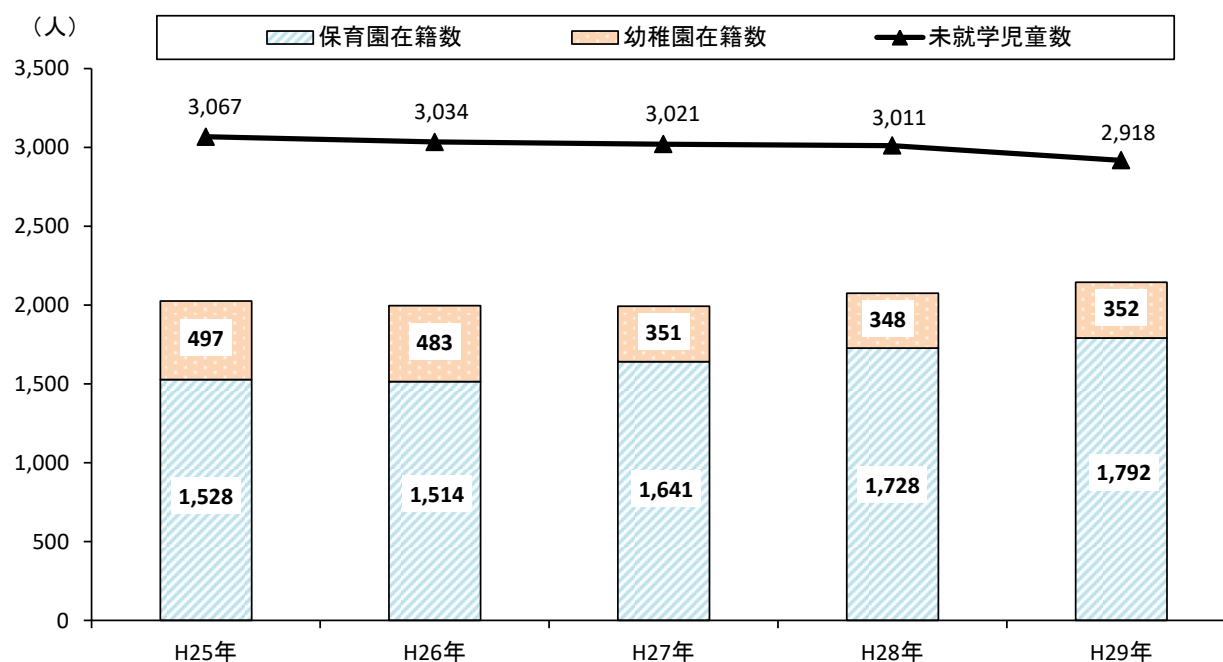
各障がい手帳所持者については、身体障害者手帳所持者が減少傾向にあり、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者が徐々に増加傾向にあります。



資料：市福祉課

(4) 子どもの状況

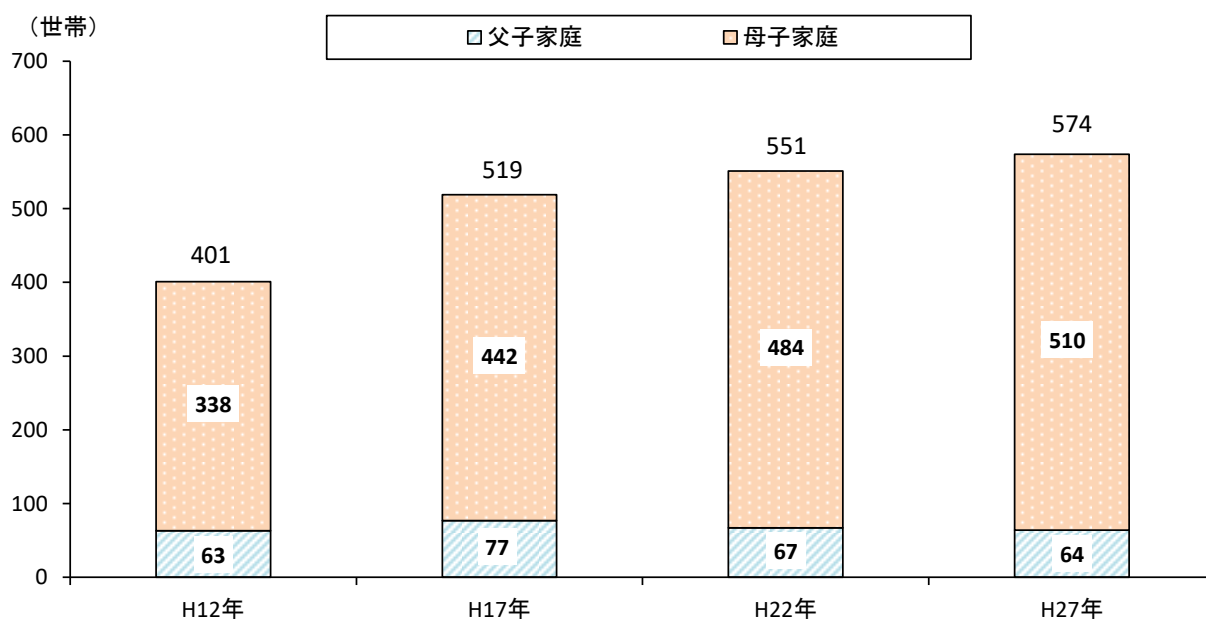
子どもの状況では、未就学児童数は減少傾向が見られますが、保育園の在籍数は増加傾向が見られます。



資料：市こども課、市教育委員会学校教育課

(5) ひとり親世帯の状況

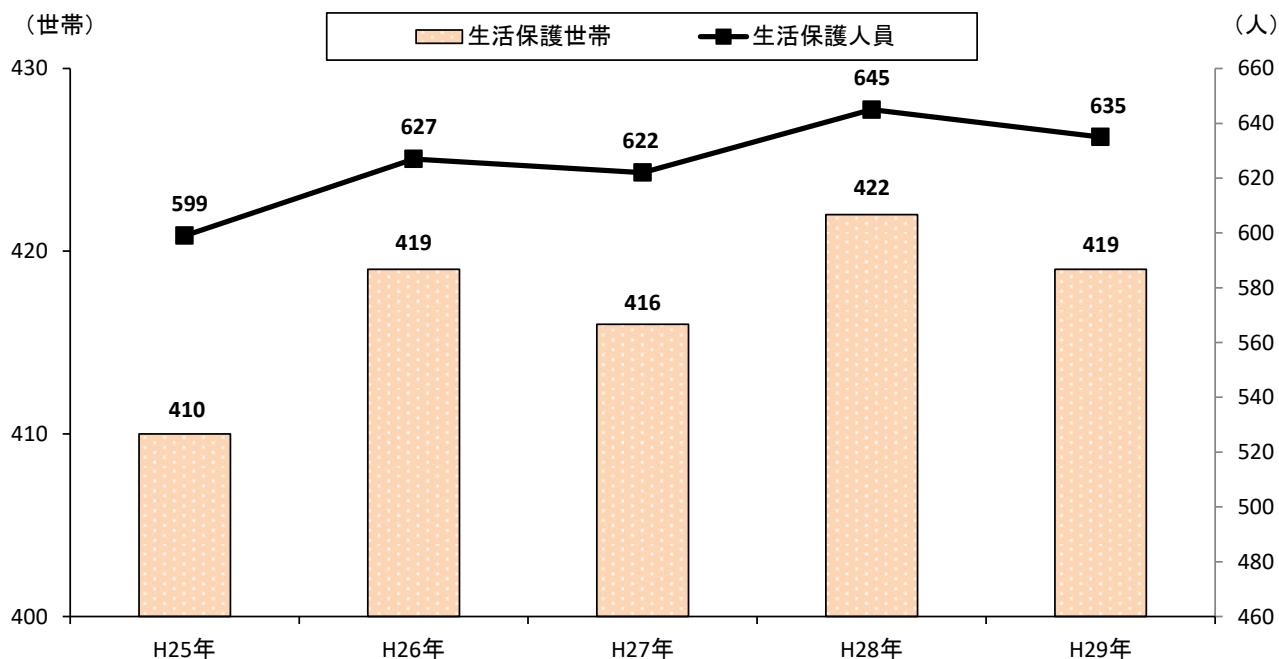
ひとり親世帯については、父子家庭は大きな変化は見られませんが、母子家庭は増加傾向にあります。



資料：国勢調査

(6) 生活保護受給者の状況

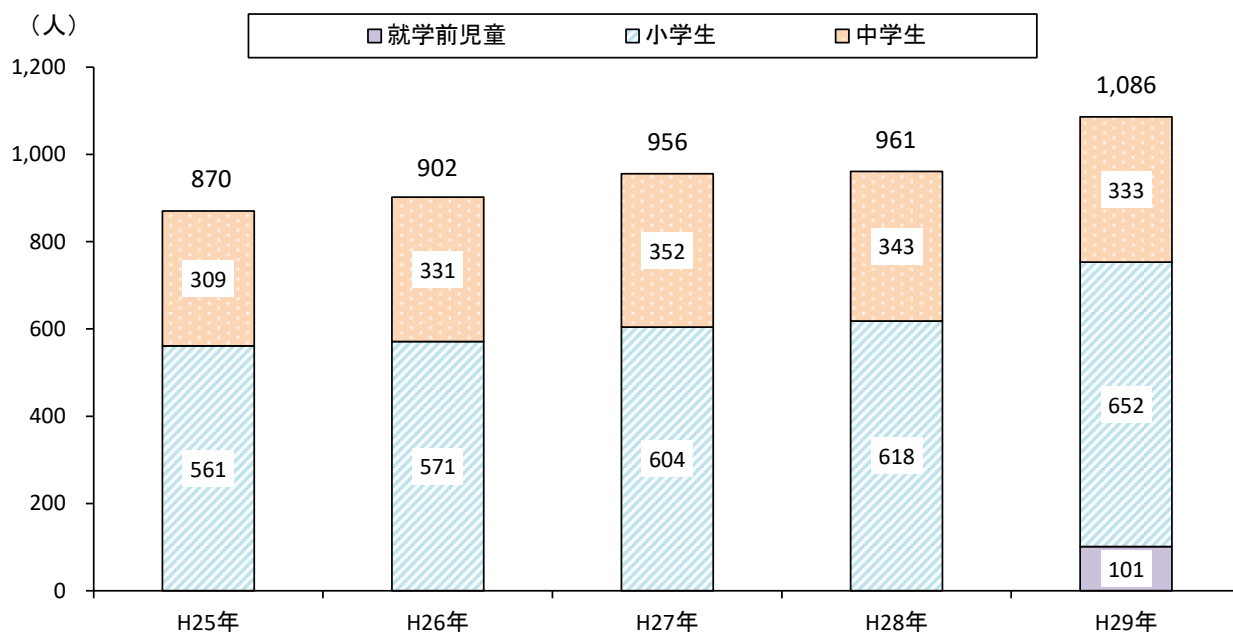
生活保護受給者については、世帯数及び人員数ともに、増加傾向にあります。



資料：市福祉課

(7) 就学援助の認定状況

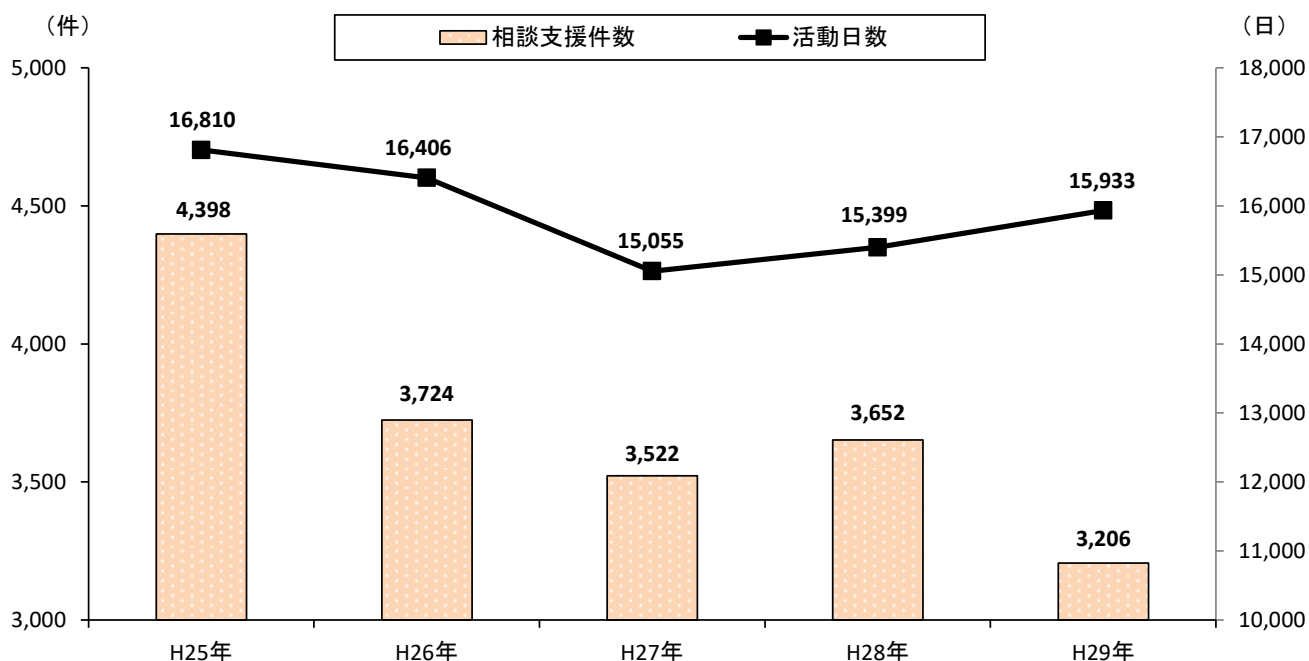
未就学児童・小学校・中学校就学援助の認定者は、年々増加傾向であり、平成29年度には、対象児童・生徒数4,982人に対し、1,086人となっています。



資料：市教育委員会教育総務課

(8) 民生委員児童委員の活動の推移

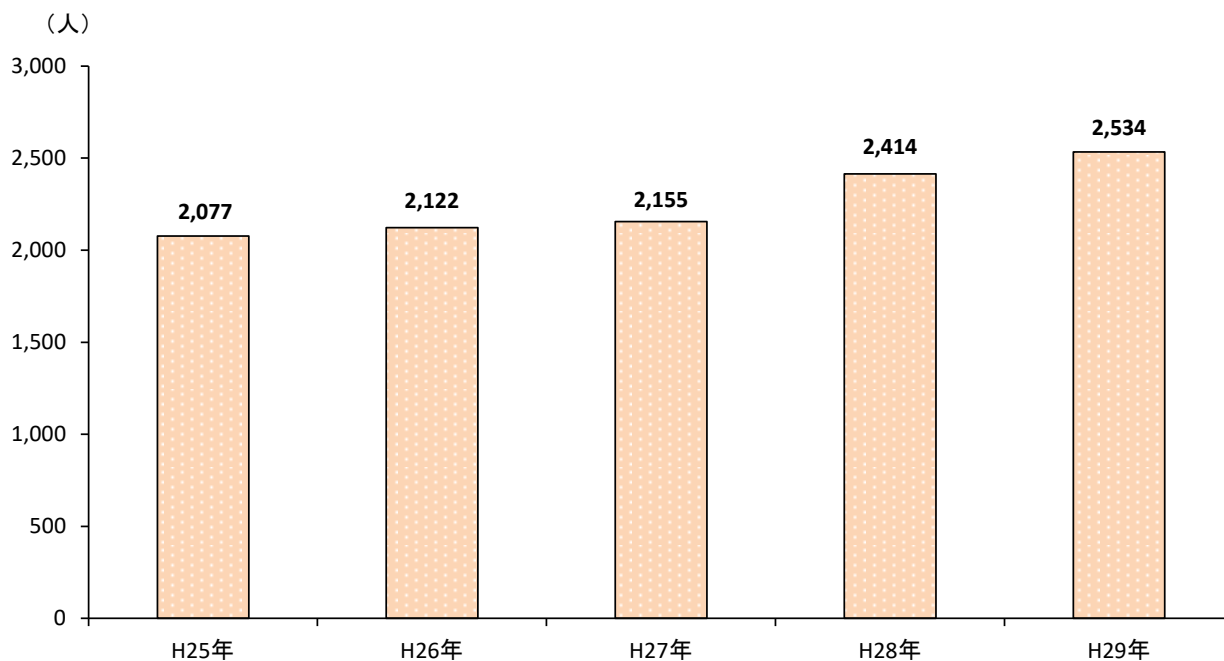
民生委員児童委員^(※)への相談支援件数は減少傾向にありますが、活動日数は増加傾向にあります。



資料：市福祉課

(9) ボランティア登録者の状況

ボランティア登録者については、増加傾向にあります。



資料：市社会福祉協議会

(※) 民生委員児童委員／地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めたり、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人のこと

3 アンケート調査による意見やニーズ

(1) 調査の目的

市民相互の助け合いや地域福祉活動を推進するため、第一次出水市地域福祉計画を策定するに当たり、統計データでは把握困難な市民、自治会長及び民生委員児童委員、福祉施設・事業所の意識や動向を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査方法

ア 調査地域
出水市全域

イ 調査対象

対象	調査対象数
市内在住の18歳以上の市民	2,000人
自治会長及び民生委員児童委員	361人
福祉施設・事業所	155施設

ウ 調査方法
郵送等により調査票を配布・回収

エ 調査時期
平成30年7月～8月

オ 回収結果

対象	配布数	回収数	回収率
市内在住の18歳以上の市民	2,000人	780人	39.0%
自治会長及び民生委員児童委員	361人	295人	81.7%
福祉施設・事業所	155施設	105施設	67.7%

(3) 調査結果

アンケートの調査結果については、資料編に掲載します。

第 3 章 計画の基本的考え方

1 基本理念（地域福祉の考え）

本市では、地域福祉の基本理念として以下を掲げます。

子どもから高齢者まで健やかに暮らせる 支え合いのまちづくり

少子高齢化の進行、一人暮らし世帯の増加等、地域社会や家庭の有様が変化し、人と人とのつながりが希薄化する中、地域から孤立してしまう人や、様々な困難を抱える人が増えてきており、それらの課題を複合的に抱える人たちも増加しています。

また、社会経済環境の変化に伴い、失業、病気、家族の介護等をきっかけに生活困窮に至る人々が増大しています。こうした動向を受けて、生活に困窮している人の生活を重層的に支えるセーフティネット^(※)の構築の必要性が高まっています。

このような社会情勢の変化による新たな課題に対応し、互いに思いやり、支え合う地域の福祉活動を推進していくためには、市民が地域福祉についての理解をさらに深め、参加するとともに、民生委員児童委員や社会福祉協議会をはじめ、自治会、福祉活動団体、NPO^(※)、社会福祉法人、事業所、行政等の様々な関係機関・団体の効果的な連携による、支え合いや助け合いができる関係づくりが一層求められます。

こうしたことから、市民一人ひとりが、地域における多様な生活課題を「我が事」として捉え、地域において世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を実現していくことが望まれます。

本市では、市の最上位計画である第二次出水市総合計画において、『みんなでつくる活力都市 住みたいまち 出水市』を将来都市像として掲げ、その実現に向けた施策の基本方針の一つ（保健・医療・福祉分野）を『子どもから高齢者まで健やかに暮らせる支え合いのまちづくり』としています。

本計画では、この考え方を基本理念とし、市民一人ひとりが福祉の受け手であり担い手であるという地域における支え合いの意識を育み、互いに思いやり、誰もが健康で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。

(※) セーフティネット／網の目のように救済策を張ることで、対象に対して安全や安心を提供するための仕組み（社会保障の一種）のこと

(※) NPO／民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体のこと

2 基本目標

地域福祉の基本理念に基づき、市民が住み慣れた地域で、健康で、自助・共助・公助のもと、助け合って暮らしていくために、取組施策の基本目標として次の3項目を掲げます。

基本目標 1	地域住民等の参加や支え合いによる地域のコミュニティづくり
---------------	-------------------------------------

地域のコミュニティづくりは、日頃からの挨拶や声かけ等の近所付き合いが基礎になります。地域福祉を進めるために、交流を通じた地域の関係づくりに努めます。地域で課題を抱え困難な状況に陥っている人の存在を発見し、市民一人ひとりが地域での人とのふれあい・つながりの重要性を再認識し、地域コミュニティ意識を醸成する啓発を進めます。

また、安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境を整備するとともに、年齢や障がいの有無にかかわらず全ての市民が住み慣れた地域で生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、共に支え合う福祉のまちづくりを進めるとともに地域福祉の担い手の育成・強化を推進します。

基本目標 2	支援を必要としている人を支える仕組みづくり
---------------	------------------------------

福祉サービスを利用する上で、身近に相談する人がいない、又は相談窓口まで行くことができないなど様々な状況があります。支援を必要としている人を適切なサービスにつなげられるよう、地域住民、団体、社会福祉協議会、行政等が協働し、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりを進めます。

また、多様化する福祉ニーズに対応し、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくために必要な福祉サービスの充実を図るとともに、支援が必要な人が利用しやすい仕組みを充実させます。

基本目標 3	安全・安心に、誰もが快適に暮らし続けられる環境づくり
---------------	-----------------------------------

地域で大規模災害や犯罪が起きた時など、行政の力だけでは十分な対応ができないことがある上、これらの災害や犯罪はいつ起きるか予測ができません。いざという時に地域で支え合えるよう、日頃から個人や家庭で、防災や防犯に対する意識や活動を高め、住み慣れた家庭や地域で、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化^(※)や移動支援の充実を図り、誰もが快適に暮らし続けられるやさしいまちづくりを推進します。

(※) バリアフリー化／日常生活や社会生活における物理的、心理的な障がいや、情報にかかわる障壁などを取り除いていくこと

3 計画の体系

基本目標 1 地域住民等の参加や支え合いによる地域のコミュニティづくり

基本施策 1 福祉のこころを育む福祉教育

地域福祉への関心づくり
こころのバリアフリーの推進
学校における福祉教育の充実
生涯学習等による福祉意識の醸成
男女共同参画の推進

基本施策 2 孤立を防ぐ活動の場、居場所づくり

挨拶運動・声かけ活動の推進
コミュニティ組織の支援・充実
市民と市民の支え合い・助け合いの促進
地域包括ケアシステムの構築
地域福祉活動の環境整備
保健・医療・福祉等の連携による総合的な対応

基本施策 3 いきいきとふれあいがあふれる健康なまちづくり

地域や世代間の交流の促進
地域における健康づくり活動の促進
介護予防の推進
生活習慣病の早期発見、発症予防
子どもの健やかな成長の支援
生きがい活動の促進
高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の自立支援と社会参加の促進

基本施策 4 地域福祉の担い手の育成・強化

地域の福祉リーダーの育成
人材や社会資源の発掘
ボランティアの育成と活動促進
地域住民の福祉活動への参画
NPO、福祉活動団体等への活動支援
民間福祉サービス等への支援、連携

基本目標2 支援を必要としている人を支える仕組みづくり

基本施策1 きめ細やかな情報提供

情報提供の充実

情報の共有化と個人情報の保護

基本施策2 包括的な相談支援体制づくり

相談窓口の周知

身近な相談体制の充実

自殺対策の推進

基本施策3 地域のニーズに対応した福祉サービスの充実と権利擁護

福祉サービスの充実

福祉サービス利用のための支援

生活困窮者への自立支援

成年後見制度の理解と利用促進

基本施策4 福祉をつなぐネットワークの強化

関係機関・団体の連携に向けた支援

地域の福祉課題を総合的に受け止める体制づくりの推進

社会福祉協議会、民生委員児童委員との連携強化



基本目標3 安全・安心に、誰もが快適に暮らし続けられる環境づくり

基本施策1 防災力の充実

地域における防災力の向上
避難行動要支援者の安全確保

基本施策2 生活安全対策の充実

交通安全対策の充実
地域防犯体制の充実
消費生活センターの機能充実

基本施策3 暮らしやすい環境のまちづくり

バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進
住宅セーフティネットの形成
移動手段の確保
地域医療との連携の推進
DV、虐待防止対策の推進



第4章 地域福祉推進の取組

基本目標 1

地域住民等の参加や支え合いによる地域のコミュニティづくり

■現状■

今後、少子高齢化に伴い公的な福祉サービスだけで支援することが困難な状況が見込まれる中で、地域住民を主体としたお互いに支え合うことができる仕組みづくりが早急に求められています。

そのような中で、支え合いの中核となるのが自治会や地区コミュニティ協議会^(※)等を代表とする地域のコミュニティであり、今後はそのような地域のコミュニティを活性化させていく必要があります。

アンケート調査では、自治会の加入率が他市町村と比較して高い本市においても、若年層の未加入率が高くなりつつある傾向が見られており、近年増加している賃貸アパート等による未加入者の増加や、近隣住民とのかかわり合いを避ける風潮が、今後の地域のコミュニティづくりに大きな影響を与える可能性が高いことが推測されます。

しかし、今後の地域の付き合いの関係については、全体では「今と同様のかかわりを続けたい」が80.5パーセントと最も高く、次いで「今以上にかかわりを広げたい、又は深めたい」が13.2パーセントとなっているなど、市全体としての住民同士の支え合いについては肯定的となっています。

また、地域の付き合いの中で「手助けしてほしい」、逆に「手助けできる」と思うことがあるかについては、「手助けしてほしい」（需要）に対する「手助けできる」（供給）の潜在的な人的資源が、各需要を大幅に上回っており、需要と供給の適正なマッチング次第で、それぞれが抱える課題を住民同士で解決できる可能性が非常に高いことが分かっています。

■課題■

地域のコミュニティづくりにおいて、最初に必要となるのが地域の福祉リーダーとなる中心的人物又は団体であり、これらの福祉リーダーを中心として地域における地域福祉活動を推進する必要があります。

しかし、多くの地域において「福祉リーダーが高齢化している」又は「福祉リーダーがいない」などの中心的人物の不足と団体の弱体化が報告されており、新たな福祉リーダー候補の発掘と育成が急務となっています。

また、これらの福祉リーダーへの技術指導や情報提供等の支援も不十分となっており、福祉リーダーが地域で活動を行う上で迷いが生じており、効率的な活動ができていないことや、地域における福祉サービス等の資源を活用できていない状況が見られています。

今後は、「福祉リーダーの発掘と育成」や「技術指導」、「地域住民の情報提供」、「福祉リーダー同士の情報交換の場の提供」など、福祉リーダーが地域において活動を効率化かつ強化する支援を検討する必要があります。

(※) 地区コミュニティ協議会／地域住民自らが、住民同士の「きずな」を基本として、安全・安心な地域を持続していく地域づくりを目指し、行政や地域の様々な団体との連携・協働により地域課題を解決していく新たなコミュニティ組織のこと

基本施策 1 福祉のこころを育む福祉教育

1 施策の方向性

地域福祉を推進していくためには、市民が地域に関心を持ち、地域のことを知る中で支え合い・助け合いの意識を高めていく必要があります。そのため、本市で実施されている様々な活動を通して、全ての人々が地域活動や近所付き合いについてその重要性を認識することが必要です。

地域における支え合い・助け合いの基盤づくりに向けて、市民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう福祉意識の醸成に取り組みます。

2 主体別の取組

■市民の取組 ～自助【自分や家族ができること】～

- ・地域の活動や行事等に関心を持ちましょう。
- ・地域に住む様々な人のことを理解しましょう。
- ・地域の福祉学習会や福祉講座、清掃活動に積極的に参加し、高齢者や障がいのある人とふれあう機会を持ちましょう。
- ・行政や社会福祉協議会、福祉活動団体から配布される広報紙を読み、福祉の心を育てましょう。

■地域（自治会、地区コミュニティ協議会、ボランティア、各種団体等）の取組

～共助【地域のみんなができること】～

- ・福祉に関する講座や、福祉の心を養うためのイベントや行事を実施して、福祉の心を育てましょう。
- ・福祉に関連する研修や講座に出席して、効果的に福祉の心を養うための方法について検討しましょう。

■市社会福祉協議会の取組～公助【共助の推進】～

- ・地域福祉活動の重要性を説明する機会を増やしていきます。
- ・福祉イベントの開催やボランティア活動推進協力校^(※)と連携し、地域住民、福祉活動団体、事業所等が高齢者や障がい者に対する理解を深める機会を提供します。
- ・幼児や児童・生徒を対象にした福祉活動体験学習等を開催します。

(※) ボランティア活動推進協力校／保育園（所）・幼稚園及び小学校・中学校・高等学校等の園児・児童・生徒を対象とした、社会福祉を題材に体験学習等を通じて、ボランティア・社会連帯の精神を養うとともに、社会福祉への理解と関心を高め、地域社会への啓発と人間性豊かな福祉のまちづくりに資することを目的に、独自の創意と計画に基づき活動している学校等のこと

■行政の取組～公助【公的な制度（サービス）】～

(1) 地域福祉への関心づくり

地域の福祉の在り方について、市民の理解と関心を深めることによる「自らが主体的な生活者、地域の構成員である」とする意識の向上を図ります。

市民の自主的な参加と話し合いの場を設け、地域の福祉についての問題や課題、解決方法について考える機会づくりを推進するとともに、創意工夫ある取組の醸成を支援します。

社会教育や学校教育、家庭教育や公民館等における学習活動の中で、福祉教育の機会を提案し、障がいや認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じて、地域や福祉を身近なものとして考える機会を提供します。

(2) こころのバリアフリーの推進

こころのバリアフリーとは、自分とは異なる特性、考え方又は行動をとる人がいることをそれぞれが理解した上で、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことです。

誰もが安心して暮らせるように、お互いを知り、理解し、認め合うための機会・学習を充実させ、こころのバリアフリーを推進します。

障がいの有無にかかわらず、児童生徒がともに学べる環境づくりや交流教育を推進します。

障害者差別解消法を踏まえ、障がい者への差別がないように啓発を行い、障がい者の社会参画を促進します。

(3) 学校における福祉教育の充実

児童生徒の地域福祉への関心と理解を深め、共生の精神を養い、家庭及び地域社会への福祉啓発を図ります。

学校において、ボランティア・福祉体験学習などを推進します。

総合的な学習の時間における福祉学習や地域住民・世代間の交流機会の拡充を図ります。

(4) 生涯学習等による福祉意識の醸成

福祉意識を高めるため、学校や地域に出向き、保健福祉に関する出前講座を実施します。

乳児から高齢者まで、各年代に応じた健康づくりを展開できるように、保健師等による、各種健康教室の充実を図ります。

公民館講座や高齢者大学等を通して、地域での学びによる福祉意識の向上を図ります。

全ての市民が生涯を通じて、健やかで生きがいのある生活が送れるよう、教育・文化環境の整備を推進し、学習機会の充実を図ります。

(5) 男女共同参画の推進

地域における男女共同参画に関する普及啓発や学習機会の提供、推進を担う人材の育成と活用を図ります。

暴力を容認しない意識を醸成し、家庭内暴力や虐待被害者等の相談・支援に取り組み、男女の人権が尊重される意識を育みます。

基本施策2 孤立を防ぐ活動の場、居場所づくり

1 施策の方向性

地域で住民同士の交流・ふれあいを進めていくには、市民一人ひとりが身近な住民と知り合い、信頼関係を育むことができるように、多くの人が気軽に集え、日常的な交流を図ることのできる場をつくることが重要です。そのため、既存の施設等の有効活用による活動の場の確保を進めるとともに、行事や研修の開催など地域住民が交流できる機会や場を増やしていきます。

地域の連帯感の醸成に向けて、日常的なつながりの基盤となる地域コミュニティの活性化の推進を行うとともに、住み慣れた地域で自分らしく最後まで暮らし続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム^(※)を構築します。

また、本市には様々な団体が存在しますので、それらの団体と地域住民、行政が連携を図り、その活動を充実させ地域で支え合いのできる体制をつくります。

2 主体別の取組

■市民の取組 ～自助【自分や家族ができること】～

- ・隣近所の人と会った時には、挨拶を心がけ、話しかけ交流するようにしましょう。
- ・知り合った地域の人たちと、会話や相談をして、人と人のつながりの輪を広げましょう。
- ・困ったことがあったら、周りの人に相談しましょう。
- ・地域に関心を持ち、地域で行われる行事や活動に協力し、知人や隣近所の人を誘い合って参加しましょう。
- ・地域の自治会長、民生委員児童委員、地域福祉アドバイザー^(※)等を把握しましょう。

■地域（自治会、地区コミュニティ協議会、ボランティア、各種団体等）の取組

～共助【地域のみんなができること】～

- ・行事の時に隣近所の人に声かけを行い、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- ・困っている人に対して手助けしたり、相談に乗りましょう。
- ・団体活動を通じて、福祉活動の新たなニーズや現状を把握し、課題解決に努めましょう。
- ・独自のイベントや祭りなどを実施して、参加を呼びかけ、地域住民が交流できるきっかけを作りましょう。
- ・民生委員児童委員や地域福祉アドバイザーなどと連携・協力して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に声かけや安否確認をしましょう。

(※) 地域包括ケアシステム／高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと

(※) 地域福祉アドバイザー／地域住民の協力による一人暮らし高齢者や要支援者の見守り支援活動等の各ネットワークのまとめ役のこと

■市社会福祉協議会の取組～公助【共助の推進】～

- ・ふれあい・いきいきサロン^(※)の開設や運営の支援、開催状況の把握を行い、市民へ情報提供することにより地域福祉活動への参加を推進します。
- ・小地域福祉ネットワーク活動^(※)を推進し、地域での見守り活動を支援します。
- ・市と連携して、高齢者の生活支援体制の整備に取り組みます。

■行政の取組～公助【公的な制度（サービス）】～

(1) 挨拶運動・声かけ活動の推進

挨拶運動や声かけ活動等を通じて地域住民が互いに顔見知りになることにより、日常的なつながりを持ち、子どもから高齢者まで自然に支え合い・助け合いのできる地域づくりを目指します。

(2) コミュニティ組織の支援・充実

地域の個性や自主性を生かし、地域課題の解決や交流等を深めるため、自治会等が行う地域活動を促進する事業に対して支援します。

共助の重要性や魅力的な自治会活動について、市民に情報提供し、自治会加入の促進に努めます。

地域課題解決のために、自主的・自立的に活動を行う地区コミュニティ協議会の設立、運営及び活動の充実に向けた取組を支援します。

(3) 市民と市民の支え合い・助け合いの促進

支援を必要としている人や、手助けをしたい人などの情報を共有できるネットワークづくりを推進します。

地域で助け合い活動を実践している団体やグループの活動内容を広く市民に広報するなど、活動支援を推進します。

(4) 地域包括ケアシステムの構築

住み慣れた地域で自分らしく最後まで暮らし続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

関係機関が連携して地域ケアを推進するとともに、地域包括支援センター^(※)機能の充実・強化に取り組みます。

(※) ふれあい・いきいきサロン／一人暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者等が、自宅から歩いて行ける場所（例えば公民館、集会所、個人宅、公園等）に集い、レクリエーションや茶話会など「気軽に」、「無理なく」、「楽しく」話して笑い、楽しい時間を過ごす場所です。各サロンによって自主的に運営されています。

(※) 小地域福祉ネットワーク活動／小地域を単位として要援護者一人ひとりに、近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開する活動のこと

(※) 地域包括支援センター／地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置しているもの

(5) 地域福祉活動の環境整備

誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所・相談窓口や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設、空き家、空き店舗等の活用を含む。）を進めます。

社会福祉協議会等と連携して、高齢者の生活支援体制の整備に取り組みます。

(6) 保健・医療・福祉等の連携による総合的な対応

健康増進、高齢者福祉、障がい者福祉等の個別の政策検討だけではなく、それぞれの分野を包括した政策検討を行うため、関係者による政策調整を図ります。

地域における保健・医療・福祉等の個々の保健福祉サービスを連携させ、市民が必要とする時期に必要なサービスを総合的に提供できる体制の推進を図ります。

基本施策3 いきいきとふれあいあふれる健康なまちづくり

1 施策の方向性

市民が生涯にわたって健やかで活力あふれる生活を送るためには、一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりと介護予防に取り組むことが重要です。健康づくりや介護予防を継続して行うためには、市民一人ひとりで取り組むより、地域ぐるみで声をかけあって取り組むことで効果が高まり、健康意識の向上や閉じこもりの防止につながります。そのためにも、参加していない人が参加しやすい環境を整備するとともに、健康づくりや介護予防に関する行事等の周知・啓発を推進します。

また、健やかで活力あふれる地域を実現するには、市民一人ひとりがいかに人生を楽しみ、自分らしくいきいきと自立して暮らすかということが大切です。そのための重要な要素である「生きがい」を感じることができる活動の場や地域住民の学習・文化・スポーツ活動を通して、地域とのつながりを確保し、地域活動の活性化に努めます。

さらに、乳幼児から青少年まで子どもが健やかに成長するためには、保護者が家庭の中だけでなく、地域の人々とつながりを持ちながら、子どもを育てていくことが必要です。ほかにも、教育・保育施設が地域に開かれていることや、保護者以外の地域の人々が子育て支援に参加することも重要です。そのため、育児不安を感じる保護者への支援を充実させるとともに、地域で子どもの健やかな成長を見守る支援体制の構築を図ります。

2 主体別の取組

■市民の取組 ～自助【自分や家族ができること】～

- ・自分の健康に関心を持ちましょう。
- ・今より1日10分多くからだを動かしましょう。
- ・減塩と野菜摂取に努めましょう。
- ・睡眠をしっかりとって、こころとからだの休養に努めましょう。
- ・健康教室や介護予防教室に参加しましょう。
- ・年に1回は、健康診断・検診を受け、自らの健康状態のチェックを行いましょう。
- ・子育てで困った時は、地域の人や市役所等の相談機関に相談しましょう。
- ・地域活動や生涯学習、スポーツ、就労等、生きがいを感じることでできる場を探し、実践しましょう。

■地域（自治会、地区コミュニティ協議会、ボランティア、各種団体等）の取組

～共助【地域のみんなができること】～

- ・子育てで困っている家庭があったら、アドバイスをしましょう。
- ・地域で開催される健康教室や介護予防教室への参加を呼びかけ、隣近所の人を誘って出かけましょう。
- ・気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、健康づくりの習慣化を行いましょ。
- ・隣近所の人を誘い合って健康診断に行きましょう。
- ・自治会、地区コミュニティ協議会、老人クラブ、子ども会等の地域コミュニティやボランティア活動において、スポーツ大会や行事を開催し、活発な世代間交流を行いましょ。
- ・趣味の合う人で集まり、時間を共有しましょ。

■市社会福祉協議会の取組～公助【共助の推進】～

- ・ふれあい・いきいきサロンや高齢者元気度アップ・ポイント事業^(※)等の介護予防につながる事業を支援します。
- ・子どもの健やかな成長を育む事業に積極的に取り組みます。
- ・支え合い活動の充実を図り、地域住民が活動できる場をつくります。
- ・様々なボランティアを養成し、生きがいにつながるボランティア活動を促進します。

■行政の取組～公助【公的な制度（サービス）】～

(1) 地域や世代間の交流の促進

地域の子どもから親、高齢者までがふれあえる場など、世代間の交流が図れるよう、地域の交流事業の活性化に努めます。

各地域の子育て支援サークルやボランティア団体等を支援するとともに、保育所、幼稚園、たかおの交流館等の専門的機能を活用し、世代間交流や異年齢児交流等の地域活動事業を推進します。

自治会や地区コミュニティ協議会、体育協会・文化協会等の団体が実施する各種事業の支援を図り、地域間の交流を促進します。

(※) 高齢者元気度アップ・ポイント事業／65歳以上の高齢者の健康づくりや社会参加活動に対して、地域商品券等に交換できるポイントを差し上げることにより、高齢者の健康維持や介護予防、社会参加の促進を図る事業のこと

(2) 地域における健康づくり活動の促進

地域の関係機関・団体と行政とのネットワークを構築し、市民の健康づくりに対する意識を高めるとともに、お互いの連携により市民一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう支援し、地域や社会への参加のきっかけとなるような仕組みづくりに努めます。

地域の身近な場所で、市民が自主的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動の促進を図ります。

スポーツ推進委員、保健推進員、食生活改善推進員等と連携して、市民の健康増進の保持を図ります。

各種スポーツ教室・大会を開催し、スポーツを通して市民の健康づくり、融和を図ります。

市民一人ひとりが食育に関心を持ち、その内容を理解し、自らが食育の実践を心がけるよう行政及び地域がそれぞれの機能を生かせるよう情報提供、啓発活動を行うとともに、食育の充実を図ります。

(3) 介護予防の推進

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防の促進と生活支援の充実を図ります。

生活支援コーディネーター^(※)を配置し、介護予防活動の活性化や生活支援サービスの促進を図ります。

介護予防に対する考え方や理解を深めるための講演会や健康教育等を実施するほか、地域において高齢者自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が展開されるような地域づくりを支援します。

認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応への取組、認知症地域支援推進員による認知症高齢者やその家族の支援を推進します。

(4) 生活習慣病の早期発見、発症予防

生活習慣病に起因する疾病の発症を予防し、早期に発見するため、健診受診率の向上や健診後の適切な保健指導の実施に努めます。

生活習慣病予防や健康づくり等に関する情報の周知・啓発に努めます。

(※) 生活支援コーディネーター／高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の特性や高齢者の生活課題を把握し、サービスの開発や担い手発掘・育成、ネットワークづくり、ニーズと取組のマッチングなど、生活支援・介護予防の体制づくりを進める人のこと

(5) 子どもの健やかな成長の支援

安全・安心に子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産、乳幼児期を通じた切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持や育児の不安軽減を図るための相談支援体制を充実させます。

地域の様々な資源を活用して子育て世代を支援するとともに、子育て支援サービス、幼児教育、保育サービス等の充実を図ります。

子どもや学校が抱える課題について、家庭・地域住民・学校が一体となって子どもを育む体制を強化します。

関係機関との連携により、障がいのある子どもを幼児期から早期に発見し、必要とする療育や特別支援教育の充実を図るなど、切れ目のない支援体制の強化を図ります。

(6) 生きがい活動の促進

地域で暮らす一人ひとりが主役となって、それぞれの希望や能力に応じて、生きがいを感じながら元気に活躍できる機会を拡大し、社会参加を支援します。

市民が「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習に主体的に取り組める環境整備を進め、各種団体が取り組む様々な活動やボランティア活動を支援することにより、読書活動、文化活動等を通じた自主活動を推進します。

市民のそれぞれのライフスタイルに合わせた、生涯にわたる主体的なスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、障がい者スポーツの普及促進に努めます。

(7) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の自立支援と社会参加の促進

高齢者、障がい者、ひとり親家庭等が、住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるよう、経済的支援や福祉サービスの利用援助、就労支援等の社会生活力を高めるための支援を行います。

老人クラブ等の団体が取り組む友愛訪問活動^(※)、世代間交流や伝承・地域文化活動など様々な活動を支援することにより高齢者が主体的に生きがいを感じながら参加できる環境づくりを進めます。

公共職業安定所をはじめ、関係機関と連携するとともに、シルバー人材センター等の活動を支援し、能力や意欲に応じた就労機会の拡大に努めます。

(※) 友愛訪問活動／ボランティアの訪問員が生活困窮者や一人暮らし高齢者等の自立を促すため個別訪問する活動のこと

基本施策4 地域福祉の担い手の育成・強化

1 施策の方向性

地域の課題解決力の向上や、市民主体の福祉活動の推進に向けて、人材やNPO等の社会資源の掘り起こしや地域福祉の担い手になるリーダーの育成に取り組みます。活動へ意欲的な市民を発掘し、地域福祉を担う人材やリーダー、今後の担い手となる後継者の育成に取り組むとともに、様々な分野の要望に対応できるボランティアの育成や資質向上に取り組みます。

また、地域に根差した活動を行う団体や、地域を超えた広い範囲で活動している団体が幅広い活動を行うことができるよう、ボランティア活動への支援に取り組みます。さらに、活動の促進に向けた情報提供や、ボランティア活動センターを中心とするボランティア派遣に取り組むとともに、福祉サービス事業者に対して働きかけを行うことで、若い世代のまちづくり活動の促進を行います。

2 主体別の取組

■市民の取組 ～自助【自分や家族ができること】～

- ・地域のボランティア活動や自治会活動等、地域で行われている活動に関心を持ちましょう。
- ・ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ・ボランティアに必要な知識を身に付けるため、各種講座や研修などに参加しましょう。

■地域（自治会、地区コミュニティ協議会、ボランティア、各種団体等）の取組

～共助【地域のみんなができること】～

- ・ボランティア活動や自治会活動等への参加を呼びかけましょう。
- ・ボランティア団体による活動内容の情報発信をしましょう。
- ・ボランティア団体や福祉サービス事業所などは活動希望者を積極的に受け入れましょう。
- ・ボランティア団体同士による交流を行いましょ。
- ・あらゆる世代が興味を持てるように、ボランティア活動の啓発を企画しましょう。
- ・ボランティア講座や福祉リーダー養成研修等への参加を呼びかけましょう。

■市社会福祉協議会の取組～公助【共助の推進】～

- ・ボランティアの養成と登録を推進します。
- ・ボランティア活動の啓発を行います。
- ・ボランティアの活動支援を行います。
- ・ボランティアの需給調整を行います。
- ・在宅福祉アドバイザーなどの福祉リーダーを支援します。

■行政の取組～公助【公的な制度（サービス）】～

(1) 地域の福祉リーダーの育成

地域において、地域住民の中心となり、各地域における福祉サービスの連携と連絡調整、地域住民の要望（ニーズ）の把握、適切なサービスの構築、次世代の人材の育成等を担う福祉リーダーの育成を支援します。

(2) 人材や社会資源の発掘

地域独自のサービスの開発や社会資源開発、人を場につなぐ、場の中で人と人をつなぐ、場と場をつなぐといった仕組みを創造し、人材を育成します。

地域の課題解決に取り組むことができる人材や社会資源の発掘に向けて、各種ボランティア体験講座等の開催を支援します。

次代のボランティア人材の育成に向けて、学校と連携します。

(3) ボランティアの育成と活動促進

障がいや認知症、社会的孤立等を多面的に理解し、お互いの人間関係をつくるようなプログラムや、地域生活課題を共有し解決していけるような学習を地域住民が受けられるよう、ボランティアの育成支援と活動促進に努めます。

認知症を理解し、認知症の人や家族を地域の中で見守る応援者としての「認知症サポーター」の養成に努めるとともに、地域でのサポーター活動の支援を図ります。

(4) 地域住民の福祉活動への参画

地域住民の地域福祉活動への関心を高め、参加を促すとともに、地域福祉活動をさらに活性化させていくため、地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修会や地域生活課題に関する学習会を実施する等、創意工夫ある取組を実施します。

(5) NPO、福祉活動団体等への活動支援

活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援を行います。

活動内容等を広報紙等で発信するなど、各種団体の活動を促進するための支援に努めます。

地域住民の自主的な活動と公的サービスの連携を図ります。

(6) 民間福祉サービス等（NPO、福祉活動団体を除く）への支援、連携

社会福祉法人等の福祉サービス事業者に対して、社会貢献への理解を働きかけ、情報の提供・共有等、地域における福祉サービスの向上と他機関との連携強化につながる支援を行います。

福祉サービス事業者に対して、ボランティアの受け入れや育成支援について、協力を呼びかけます。

基本目標2

支援を必要としている人を支える仕組みづくり

■現状■

地域において支援を必要としている人を、地域の力で支えていくためには、各地域の地域福祉の中核となる「福祉リーダー」を中心とした包括的な支援体制の構築が重要となります。

現在、国においては地域の単位をさらに大きな視点で捉えた「地域コミュニティ協議会^(※)」等の構築を推進しており、これらの団体等を中心とした「人と人」「団体と団体」をつなぐ包括的な支援体制づくりを行っています。

アンケート調査における「地域の付き合いの中で、助け合う仕組みを作るために必要なこと」では、「手助けしてほしい人の意見を集める」や「仲介する人や組織が必要」などの回答が高くなっています。また、「手助けできる(したい)」と考えている市民は多いものの、手助けが必要な市民と手助けができる市民の双方をつなぐ人や組織が不足しているため、その育成や設置が必要になってきています。

また、自治会長や民生委員児童委員が「活動全般での悩みや苦勞、不安」として回答した内容として、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」や「個人情報など、支援を行うにあたっての必要な情報を把握できない」などの「情報提供の充実」や「個人情報の保護」に課題を抱えていることも分かっています。

■課題■

近年、個人情報の取扱いについて市民の意識が向上し、より繊細な対応が求められつつある中で、市民の生活環境や個人情報を取り扱うことが必然的に多くなってしまう地域の福祉リーダーは、活動の中でどこまで相手のプライバシーに踏み込んで良いのかを判断することが難しくなっています。

このような課題を解決するため、市民の個人情報の取扱いやプライバシーの保護等に重点を置いた講習会や情報交換会、対応ケースを匿名化した情報の提供等、福祉リーダーへの情報提供支援を強化する必要があります。

また、福祉施設等においても他の団体や機関との情報交換や交流を希望するアンケート調査結果が出ていることから、そのような「交流」の機会を当初は行政が主導で行うなどし、徐々に地域における福祉活動団体等に引き継いでいくなど、交流機会の定例化を図っていく必要があります。

同時に、福祉課題の相談について、市民に対し行政窓口だけでなく、社会福祉協議会等の地域の相談窓口の活用を図るよう周知していく必要があります。

(※) 地域コミュニティ協議会／地域において、地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組むことを目指し、幅広い団体の参加のもと設立する組織のこと。本市においては、地区コミュニティ協議会と呼びます。

基本施策 1 きめ細やかな情報提供

1 施策の方向性

市民が何らかのサービスや支援を受けるためには、どのようなサービスや支援があるのか知ることが必要です。このため、利用者本位の考え方に立ち、福祉サービスを必要とする全ての人々が自分に適した、質の高いサービスを自らの意思で選択・利用できるようにするため、対象に応じたわかりやすい情報提供手段の検討や地域や関係機関に対する適切な情報提供を行います。

また、情報の取扱いにおいては、プライバシーや個人情報保護に配慮した体制づくりに取り組めます。

2 主体別の取組

■市民の取組 ～自助【自分や家族ができること】～

- ・困ったことや知りたいことがある時には、家族や知り合い、行政の相談員に何でも相談しましょう。
- ・行政や福祉活動団体が発行している広報紙等で情報を収集し、家族で共有しましょう。
- ・自治会に加入し、地域の行事や活動に参加し、情報を収集しましょう。

■地域（自治会、地区コミュニティ協議会、ボランティア、各種団体等）の取組

～共助【地域のみんなができること】～

- ・福祉サービスを必要としている人について、情報を共有しましょう。
- ・隣近所で困っている人を支援し、気付いたことは行政の相談窓口や民生委員児童委員、地域福祉アドバイザー、保健推進員に報告・相談しましょう。
- ・活動を通して知り得た情報を、行政や他の福祉活動団体と連携・共有しましょう。
- ・自治会や地区コミュニティ協議会、各種団体等の活動を通じて得た「福祉に関する情報」を、広報紙・パンフレット・講座等を通じて、地域住民に情報提供を行いつつ、地域の活動を発信しましょう。
- ・民生委員児童委員と協力し、高齢者や障がい者等に情報が伝わるように努めましょう。

■市社会福祉協議会の取組～公助【共助の推進】～

- ・社会福祉協議会の情報紙やホームページを活用し、活動の報告や情報の提供を行います。
- ・社会福祉法人、福祉活動団体、ボランティア団体、NPO等と連携し、情報交換や情報発信を行います。
- ・地域住民の交流の場として、ふれあい・いきいきサロンを支援・PRし、交流や情報交換を活性化させます。

■行政の取組～公助【公的な制度（サービス）】～

(1) 情報提供の充実

制度周知のためのパンフレット等の作成、地域への出前講座の実施、広報紙・ホームページでの制度紹介等、保健福祉サービスの情報について、サービスを利用する立場に立った情報提供を行います。

多様な媒体を活用した効果的な情報発信を行うとともに、誰にでもわかりやすく、確実に届く情報提供に努めます。

情報の入手が困難な人を対象に、自治会、福祉活動団体、社会福祉協議会と連携して、情報提供を充実させます。

(2) 情報の共有化と個人情報の保護

地域課題に対して協働で取り組むため、自治会、地区コミュニティ協議会、福祉活動団体、社会福祉協議会と連携して、情報を共有し、円滑な対応・支援を実施します。

支援の必要な人が、地域福祉の取組や事業を安心して利用できるよう、地域住民や地域福祉の担い手に個人情報保護の周知を行い、適切な情報の運用が図られるように配慮します。

基本施策2 包括的な相談支援体制づくり

1 施策の方向性

市民が日常生活を円滑に送る上で、困りごとや問題が発生した際に、相談する窓口がすぐに分かることが大切ですが、福祉サービスに関する相談窓口は分野ごとに分かれていて、利用者にとっては分かりにくい状況です。

近年では相談内容自体が複雑・多様化しているために、複数の部署が連携しなければならない場合や本市のみでは解決できない場合もあり、専門機関や関係団体と連携を強化するなど相談体制の充実を図ります。

また、近年の社会状況の変化に伴い、誰もが生活困窮や社会的孤立に至るリスクがあるので、そういった状況に陥らないように、市民が抱える課題や問題を早期に発見し、適切な相談や支援ができるよう、相談体制の充実に取り組みます。

さらに、市民の多様な相談に対応できるよう相談員の資質向上に努めます。

2 主体別の取組

■市民の取組 ～自助【自分や家族ができること】～

- ・問題を一人で抱え込まずに、市役所等の各種相談窓口を有効に活用しましょう。
- ・福祉の各種制度への関心を高めましょう。
- ・ストレスと上手に付き合きましょう。
- ・楽しみや生きがいを持ちましょう。

■地域（自治会、地区コミュニティ協議会、ボランティア、各種団体等）の取組

～共助【地域のみんなができること】～

- ・困っている人の相談に乗り、解決できない場合は専門の相談窓口を紹介しましょう。
- ・地域活動等を通して、民生委員児童委員、地域包括支援センター等の相談窓口の周知をし、地域全体で連携しながら相談ごとに対応しましょう。
- ・地域で顔見知りになり、身近な相談窓口等の情報を教え合ひましょう。
- ・福祉に関する制度や福祉サービス等について、地域における学習の場をつくりましょう。
- ・民生委員児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知を図りましょう。

■市社会福祉協議会の取組～公助【共助の推進】～

- ・心配ごと相談所を開設し、一般的な相談や専門的な相談の解決を支援します。
- ・地域の課題を必要な機関につなげることができるよう、関係機関との連携を図ります。

■行政の取組～公助【公的な制度（サービス）】～

(1) 相談窓口の周知

行政窓口や社会福祉協議会の相談事業等が、市民にとって分かりやすいものとなるよう、各種相談窓口の周知及び充実に努めます。

(2) 身近な相談体制の充実

福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携を図ります。

市民が気軽に来庁し、あらゆる相談が受けられるよう、必要に応じて関係部署や関係機関との連携に取り組み、総合的な相談体制を整備します。

身近な地域から必要な機関に相談内容をつなげることができるよう、民生委員児童委員や社会福祉協議会等との連携を密にし、さらなる情報提供や活動を支援します。

相談対応する職員の資質向上のため、研修の充実に努めます。

(3) 自殺対策の推進

自殺対策と各福祉分野（高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施します。

様々な要因（特に健康、経済、人間関係問題等）から、抑うつ（メンタルの不調）、ひきこもり、自殺に追い込まれることを防ぐために、自殺対策計画を策定し、関係部署をはじめ外部関係機関と連携を深めながら、対策を検討します。



基本施策3 地域のニーズに対応した福祉サービスの充実と権利擁護

1 施策の方向性

高齢者、障がいのある人、子育て家庭等、支援を必要とする人が必要に応じて適切なサービスを利用することができるよう、福祉サービスの充実に取り組みます。

平成27年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、生活保護に至る前の自立支援策の強化が求められており、本市においても生活困窮者自立支援のメニューの拡充を図り、制度の狭間にある生活困窮者の早期支援・自立へ向けた支援を推進するとともに、関係機関との連携強化に努めます。

成年後見制度等の権利擁護を必要とする人が、早期に発見され相談対応をしていくため、各専門職団体・関係機関等や地域とのネットワークの構築を図ります。また、制度の利用促進に当たり、制度の普及啓発をはじめ、利用しやすい環境の整備に努めるとともに、自己決定の支援のために必要な取組を進めます。

2 主体別の取組

■市民の取組 ～自助【自分や家族ができること】～

- ・福祉サービスに関心を持ち、情報を集めましょう。
- ・権利擁護について知り、理解を深めましょう。
- ・自立した生活が送れるよう努力しましょう。
- ・自立した生活が難しくなったときには、早めに相談窓口にご相談し、自立のために必要な支援やサービスを受けましょう。

■地域（自治会、地区コミュニティ協議会、ボランティア、各種団体等）の取組

～共助【地域のみなができること】～

- ・地域で福祉サービスを必要としている人がいないか、日常会話の中で情報交換しましょう。
- ・福祉サービスを受けている人の困りごとの相談に乗りましょう。
- ・福祉サービスを受けている人や介護している人を見守り、支援しましょう。
- ・市やサービス提供者にサービスについての要望や意見を伝えましょう。
- ・支援が必要と思われる人がいたら関係機関を紹介しましょう。
- ・学習会等を開催して、制度の内容についてみんなで共有しましょう。
- ・生活支援が必要な人に気付いたら、関係機関への相談を勧めましょう。

■市社会福祉協議会の取組～公助【共助の推進】～

- ・行政サービスで対応できない分野について、福祉ニーズに沿って、課題解決に向け住民主体の活動をサポートします。
- ・福祉サービスを充実させるために内部研修や、市民のボランティア意識を向上させるための研修を行い、サービスの質の向上や、福祉ニーズの適切な把握等を行い、課題解決のためのサービスを積極的に展開します。
- ・身近な地域での見守り、生活支援体制づくりを市とともに推進します。
- ・地域住民の交流の場として、ふれあい・いきいきサロンを支援・PRし、交流や情報交換を活性化させます。
- ・生活困窮者自立支援事業と連携し、各種福祉資金の貸付等により生活困窮者の自立支援を推進します。
- ・権利擁護事業として福祉サービス利用支援事業の取組を推進し、判断能力が不十分な人に対する支援の充実を図ります。

■行政の取組～公助【公的な制度（サービス）】～

(1) 福祉サービスの充実

全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者福祉、障がい者福祉や子育て支援等の各施策において、福祉サービスの充実を図ります。

(2) 福祉サービス利用のための支援

支援を必要とする人が必要なサービスを利用することができるよう、社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント^(※)、ソーシャルワーク体制^(※)の整備を進めます。

判断能力が十分でない人に対する支援として、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用支援事業について、積極的な情報提供による周知、活用の推進を図ります。苦情解決制度等の適切なサービス利用を支援します。

(3) 生活困窮者への自立支援

生活保護に至る前の支援として、生活困窮者自立支援法に基づく支援に取り組むとともに生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、市としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等に関する取組を推進します。

生活困窮者の抱える課題を把握し、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係機関と協力して必要な支援につなぐことができるネットワーク構築に努めます。

(※) ケアマネジメント／主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと

(※) ソーシャルワーク体制／より良い社会を実現していくために、「仕組みや制度を変えていこう、整えていこう」という取組を行う体制のこと

(4) 成年後見制度の理解と利用促進

成年後見制度等の権利擁護に関する制度について、各専門職団体・関係機関と連携し、広く市民に制度理解が図られるよう広報を推進します。

成年後見人等からの相談を受ける中核機関^(※)及び地域連携ネットワーク^(※)について、他分野の既存の協議会等を踏まえた体制の整備を検討します。

既存のネットワークを生かし、成年後見制度利用が必要な市民の早期把握と早期支援によって、権利や利益を守り、利用者がメリットを実感できる制度・運用につなげていきます。

不正防止対策や親族を含めた後見人を支援する体制を整え、適切な制度利用と後見活動との両面から支援し不正を防止し、信頼される制度の構築に努めます。

成年後見制度利用支援として、本人及び親族申立ての際の申立て費用の助成や後見人の養成、支援を検討します。



(※) 中核機関／地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行うほか、地域における「協議会」の運営や、支援過程において重要な判断を要する「支援方針」、「候補者推薦」、「モニタリング・バックアップ」について検討・判断を行い、個別のチームを支援する機関のこと

(※) 地域連携ネットワーク／福祉にかかわる団体や機関、行政が連携して「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」や、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」等を行っていくネットワークのこと

基本施策4 福祉をつなぐネットワークの強化

1 施策の方向性

地域において活動を行う様々な関係機関や団体が、情報交換や協力関係を持つなど、互いに連携して取り組むことで、地域福祉の効果的な推進を行うことができるよう、地域福祉ネットワークの構築に取り組みます。

各種関係機関・団体の連携に向けた情報提供や交流の促進に取り組むとともに、公的サービスや社会資源をコーディネートするソーシャルワーカー^(※)の充実、民生委員児童委員や社会福祉協議会との連携強化に努めます。

2 主体別の取組

■市民の取組 ～自助【自分や家族ができること】～

- ・住民参加の研修会やイベントなどに積極的に参加しましょう。

■地域（自治会、地区コミュニティ協議会、ボランティア、各種団体等）の取組

～共助【地域のみんなができること】～

- ・様々な関係機関・団体と情報交換の場や協力関係を持ち、連携した取組に協力しましょう。

■市社会福祉協議会の取組～公助【共助の推進】～

- ・公的サービスや社会資源をコーディネートするソーシャルワーカーの資質向上を図ります。
- ・自治会、地区コミュニティ協議会、民生委員児童委員協議会、福祉活動団体、社会福祉法人等、各分野の機関・団体との連携協力を強化します。

■行政の取組～公助【公的な制度（サービス）】～

(1) 関係機関・団体の連携に向けた支援

地域において、助け合い活動や福祉サービスを実践・提供する関係機関・団体への活動支援や情報提供、多職種・他機関との交流の機会の提供など、さらなる連携に向けた支援を推進します。

(※) ソーシャルワーカー／人々が生活していく上での問題を解決・緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人の自己実現の促進を目的とした良好な状態に高めることを目指す、社会福祉援助を行う人のこと

(2) 地域の福祉課題を総合的に受け止める体制づくりの推進

「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場が、安心して相談を受け止めることができるようにバックアップ体制を整備します。

多様化する地域の福祉課題をケース会議等を中心として包括的・総合的に受け止め、各機関につなぐとともに、福祉分野や医療、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生等、多岐にわたる連携体制の強化に取り組み、総合的な相談支援体制づくりを推進します。

(3) 社会福祉協議会、民生委員児童委員との連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する上で中核となる組織であるため、今後も社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

民生委員児童委員が、市民の身近な相談役としての活動を今後も積極的に推進していきけるよう、必要な情報の提供や研修の実施を行うなど、活動への支援を行います。

民生委員児童委員、保護司^(※)等の地域の関係者、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、相談に出向けない人や自ら支援を求めることができない人に関する情報が、地域住民の相談を包括的に受け止める場に入ってくる体制を整備します。



(※) 保護司／犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを使命とした活動を行っている人のこと

基本目標3

安全・安心に、誰もが快適に暮らし続けられる環境づくり

■現状■

日常における防犯体制や、災害発生時における住民同士での助け合いは、地域に住む高齢者や障がい者とその家族にとって、大きな心の支えとなります。

近年に国内で発生した災害では、高齢者や障がい者が被害者となることが多く、公的な支援を受けることができなかった事例は少なくありません。

また、高齢化に伴った認知症を要因とする徘徊により、全国的に高齢者が行方不明になる事例が多発しており、地域において住民同士が安否確認を行うなどの見守り体制も求められています。

アンケート調査では、「地域の付き合いの中で手助けしてほしいこと」で、「災害時の安否確認・避難誘導」が最も回答割合が高かったのに対し、地域における「災害対策の取組」や災害時の「避難行動要支援者^(※)の支援体制づくり」は、ほとんど取り組まれていない（活発でない）との回答結果となっています。また、福祉施設においても災害時などの連携・協力体制が「できていない」の回答割合が約6割と高くなっています。

交通安全についても、交通事故件数は減少傾向ですが、依然として多い状態にあり、また、高齢者がかかわる事故の割合は増加傾向にあります。これらの現状を考慮し、本市の交通事故の発生状況や特性、地域の実態に即した交通安全対策の実施が求められています。

■課題■

災害時の被害者のほとんどを高齢者や障がい者が占めており、これら要支援者の災害対策や支援体制の構築は、市民の命にかかわる重要なことであるため、地域における防災、避難所の確保や整備、市民への周知等については、地域において最も優先して取り組む必要があります。

大規模な災害が発生した時に、インフラ^(※)などに大きな被害を受けた場合、公的サービスを十分に受けることができなくなる可能性があります。そのような場合、多数の高齢者を抱える福祉施設等においては、地域住民との連携が非常に重要となるため、各サービス提供施設ごとに災害時の相互の連携や協力体制を構築するための検討を行うなど、早期の取組が必要です。

また、地域における災害対策や支援体制の構築を支援するため、行政による知識面・技術面での研修支援や、避難所等になる施設の施設改修や資機材等の検討も行う必要があります。

近年、刑法犯罪の認知件数は減少傾向にありますが、特殊詐欺やインターネットを用いた犯罪など犯罪自体が巧妙かつ悪質化しており、地域住民が犯罪に巻き込まれることも増えてきているため、地域で協力して犯罪の未然防止や拡大防止に取り組んでいくことが求められます。

また、交通事故を未然に防ぐため、地域住民等による見守りや環境の整備に努めるとともに、高齢者や子ども、女性、障がい者などが安心して外出できるまちづくりが求められています。

(※) 避難行動要支援者／高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと

(※) インフラ／道路や鉄道、上下水道、発電所・電力網、通信網、港湾、空港、灌漑・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物等のこと

基本施策 1 防災力の充実

1 施策の方向性

東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害発生時における地域の自助・共助による防災体制の充実に取り組みます。防災の担い手となる地域住民、事業所、団体、福祉サービス事業者、ボランティア、NPO等の地域の構成員が、それぞれの果たすべき役割を認識し、主体的に取り組むことができるよう、防災訓練や自主防災組織^(※)の結成、育成強化に取り組みます。

また、平成26年4月に各市町村に作成が義務付けられた、避難行動要支援者名簿については、定期的な情報更新を行うとともに、関係機関と連携した適切な管理に取り組みます。

避難場所・避難所においては、支援の必要な人のニーズにあった場所の確保と安全性に配慮し、周知に努めます。

2 主体別の取組

■市民の取組 ～自助【自分や家族ができること】～

- ・家族の防災意識や自分たちで身を守る意識を高めましょう。
- ・日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしましょう。
- ・地域で活動している自主防災組織や防災訓練、見守りネットワークなどに参加・協力しましょう。

■地域（自治会、地区コミュニティ協議会、ボランティア、各種団体等）の取組

～共助【地域のみんなができること】～

- ・地域での防災・防犯活動に、隣近所の人を誘い合って参加しましょう。
- ・身近に助けが必要な人がいた場合や、見守りで気付いたことがあった場合は、地域の福祉リーダーに連絡・相談しましょう。
- ・災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備を進めましょう。
- ・行政における相談窓口と連携し、要配慮者の情報交換や見守り体制の運用方法の助言や指導を仰ぎましょう。
- ・災害時において、要配慮者を支援しましょう。

(※) 自主防災組織／主に自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと

■市社会福祉協議会の取組～公助【共助の推進】～

- ・災害時に活動できるボランティアの育成に努めます。
- ・災害時に市と協働で災害ボランティアセンターを立ち上げて復興に向けたボランティア活動を推進します。

■行政の取組～公助【公的な制度（サービス）】～

(1) 地域における防災力の向上

防災に関する情報提供の充実に努め、平時の見守り活動との連携を図り、災害時の避難誘導や安否確認を円滑にできる体制づくりを構築します。

各地域における自主防災組織の結成、育成強化に努めるとともに、地域が主体となった防災訓練等を通じて、地域住民の防災意識の高揚と地域の防災力の充実に努めます。

消防、警察等の関係機関と連携し、災害時の初動体制の強化に努めます。

災害の危険が切迫した緊急時に安全が確保される指定緊急避難場所^(※)及び被災者が避難生活を送るための指定避難所^(※)について指定し、市民への周知徹底を図ります。

(2) 避難行動要支援者の安全確保

避難行動要支援者制度に基づき自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防等と連携・協力し、要支援者の把握と名簿の提供を行い、地域の特性や実情を踏まえて、避難支援の体制整備を図ります。

避難行動要支援者名簿については、関係部署や関係機関の連携強化により、適切な情報管理を行うとともに、定期的な情報更新を行います。



(※) 指定緊急避難場所／台風や大雨等の災害時に、危険から逃れるための安全な避難場所として、洪水や地震など災害の種類ごとに指定された緊急避難場所のこと

(※) 指定避難所／豪雨や地震等で被災し、一定期間避難生活を送る必要が生じたときのための公共施設等の指定された避難所のこと

基本施策2 生活安全対策の充実

1 施策の方向性

少子高齢化や核家族化の進展、人間関係の希薄化により、地域社会が持っていた犯罪抑止の機能が低下しています。社会環境の変化によるネット犯罪や特殊詐欺等の犯罪行為の多様化や、犯罪被害の低年齢化等、犯罪傾向の多様化に対応するため、地域と連携した防犯体制の充実に取り組みます。

また、高齢者や子どもを交通事故から守る取組も重要です。地域で犯罪や交通事故を未然に防ぐことができるよう、市民一人ひとりの防犯や交通安全の意識の向上や、犯罪予防活動に取り組むとともに、警察や学校、その他関係機関と連携した情報提供や相談体制の充実に取り組みます。

2 主体別の取組

■市民の取組 ～自助【自分や家族ができること】～

- ・地域の人に関心を持ちましょう。
- ・不審な人や車を見つけたら、警察等に連絡しましょう。
- ・地域での防犯活動や研修会に参加しましょう。

■地域（自治会、地区コミュニティ協議会、ボランティア、各種団体等）の取組

～共助【地域のみんなができること】～

- ・地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を行いましょう。
- ・子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を広げましょう。
- ・消費者被害を防止するため、地域で情報を共有しましょう。
- ・戸締りや不審者に気を付けるように声かけをしましょう。
- ・地域で防犯に関する研修会を開催しましょう。
- ・防犯パトロール体制を整備しましょう。
- ・地域で福祉リーダーを中心にした関係者を集め、地域の防犯活動について話し合える場を作りましょう。
- ・住民同士による地域の見守り体制を整備し、防犯パトロールなどを通じた声かけ活動を行いましょう。

■市社会福祉協議会の取組～公助【共助の推進】～

- ・老人クラブや各サロン活動等を通じて、地域の防犯意識を高める啓発活動を推進します。
- ・在宅福祉アドバイザー活動と連携し、見守り活動の充実を図ります。

■行政の取組～公助【公的な制度（サービス）】～

(1) 交通安全対策の充実

関係機関・団体と協力し、子どもや高齢者を対象とした参加・体験型の交通安全教室やキャンペーンなどを継続的に実施することで、交通安全教育・啓発の推進に取り組みます。

道路標示、防護柵、カーブミラー等の安全施設整備を進めます。

(2) 地域防犯体制の充実

地域住民やボランティアによる防犯パトロール隊の育成・強化や高齢者の見守り活動を支援するとともに、防犯キャンペーンなどの広報活動の継続実施や防犯灯設置・維持による防犯環境整備により市民の防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

(3) 消費生活センターの機能充実

県消費生活センターをはじめ、関係機関との連携等により、迅速かつ的確に対応できる消費者相談体制の充実に努めます。

消費生活に関する知識の向上を図るため、高齢者に重点を置いた消費者教育の実施や適切な情報の提供、注意喚起のための声かけ活動に取り組みます。



基本施策3 暮らしやすい環境のまちづくり

1 施策の方向性

子どもや高齢者、障がい者等、全ての市民が安心して快適に生活するためには、道路や公共施設、移動手段等を整備し、誰にとっても活動しやすい環境の整備が重要となります。このため、誰もが積極的に社会参加できるよう、道路や公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン^(※)のまちづくりを推進するとともに、市民の移動支援を推進します。

また、安全・安心のまちづくりには、健康づくり運動に基づく自己の健康管理とともに、適切な医療サービス体制の確保が重要なことから救急医療体制や医療連携体制の確保を推進します。

さらに、DV、虐待等の未然防止や早期発見に係る取組を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

2 主体別の取組

■市民の取組 ～自助【自分や家族ができること】～

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインに関心を持ちましょう。
- ・障がい者等用駐車場への配慮や点字ブロックの上に物を置かないなどに気をつけましょう。

■地域（自治会、地区コミュニティ協議会、ボランティア、各種団体等）の取組

～共助【地域のみんなができること】～

- ・困っている人の相談に乗り、解決できない場合は専門の相談窓口を紹介しましょう。
- ・地域活動の拠点となる公民館や集会所等のバリアフリー化を検討しましょう。

■市社会福祉協議会の取組～公助【共助の推進】～

- ・サロン活動の充実を図るとともに、多様な活動体系を支援します。

■行政の取組～公助【公的な制度（サービス）】～

(1) バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進

誰もが使う施設、道路、公園やホームページなどについて、高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての市民が円滑に利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

(※) ユニバーサルデザイン／年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍等にかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人利用可能であるように製品、建物、空間などをデザインすること

(2) 住宅セーフティネットの形成

多様化する住宅困窮者に対応するため、市営住宅、民間賃貸住宅及び空き家の有効活用を含めた住宅セーフティネット^(※)の取組を民間事業者やNPO等と連携しながら推進します。

(3) 移動手段の確保

公共交通機関の利用が困難な地域や移動が困難な人の移動手段の確保のため、出水ふれあいバス・乗合タクシー運行の継続と利便性向上に取り組みます。

(4) 地域医療との連携の推進

救急医療体制や地域医療体制の確保、多職種協働により在宅医療・介護を一体的・継続的に提供できる体制を築くため、出水郡医師会等と十分な連携を図り、関係機関との連携体制を強化します。

市民が、保健・福祉・医療にかかわるサービスを総合的に、かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努めます。

(5) DV、虐待防止対策の推進

高齢者、障がい者、子どもに対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方について検討を進めます。

DV^(※)、虐待、ひきこもり^(※)等の課題に対し、保健・医療・福祉等の連携による総合的な対策をより一層強化します。

(※) 住宅セーフティネット／高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅や空き家を活用した取組のこと

(※) DV／ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者暴力、夫婦間暴力のことをいい、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む）のこと

(※) ひきこもり／仕事や学校に行けず、家にこもり、家族以外とほとんど交流がない人の状況のこと

第4章 地域福祉推進の取組

第5章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

全ての市民が住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるまちを実現させるためには、地域と行政が連携し、まちづくりに取り組んでいくことが重要です。

このため、本計画の推進に当たっては、地域の様々な担い手がそれぞれの能力や特徴を生かし、役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組を推進していきます。

(1) 市民の役割

地域福祉を充実させることも含め、まちづくりの主役は地域で生活する市民自身です。

市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高め、福祉サービスの受け手にとどまらず、地域福祉の担い手として、地域活動や近所付き合い、ボランティアなどの社会活動に参加するなど、主体的・積極的に地域社会に参画することが求められています。

(2) 関係団体の役割

自治会、ボランティア団体、福祉サービス事業者、NPO等の関係団体には、地域社会の一員として、より専門的立場から地域福祉を支えていく役割があります。

今後は、提供するサービスの量や質を確保するとともに、多様化するニーズへの対応、住民の地域福祉への参画に対する受け皿としての体制の確保等が求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域包括ケアシステムの構築に向けたインフォーマル^(※)な仕組みづくりと関係団体の活動支援に取り組んでいくことや、多様化するニーズに対する公的なサービスを創出する組織として、フォーマル^(※)、インフォーマルの両面から地域福祉を推進していくことが求められています。様々な関係機関・団体との連携を図りながら、計画を推進して、地域福祉の中核的な組織としてその役割を果たします。

(4) 行政の役割

市民の福祉の向上を目指し、地域の現状やニーズなどを踏まえ、市民、関係機関・団体、社会福祉協議会等と相互に連携・協力を図り、福祉施策を推進していくことは行政の責務です。

福祉課を中心に関係部署との連携を図りながら、計画を推進します。

(※) インフォーマル／家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な取組のこと

(※) フォーマル／国や行政などによる、法律や制度に基づく公的な取組のこと

2 計画推進体制の充実

(1) 関係機関の連携強化

地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針となるため、行政の関係機関による多機能で柔軟な連携や調整を強化していく必要があります。このため、関係機関は、個人情報の保護に十分配慮した上で地域福祉に係る情報の共有を図り、総合的推進体制を充実します。

また、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な組織として位置付けられていることから、行政と社会福祉協議会との間においても地域福祉に係る情報の共有を図り、地域福祉の推進に向けて、より一層の連携強化を進めます。

(2) 個別計画への反映

行政が策定した各個別計画に示されている施策・事業については、地域福祉計画との整合性を図りながら推進していくとともに、今後の個別計画の見直し時において、地域福祉計画の内容を反映させていきます。

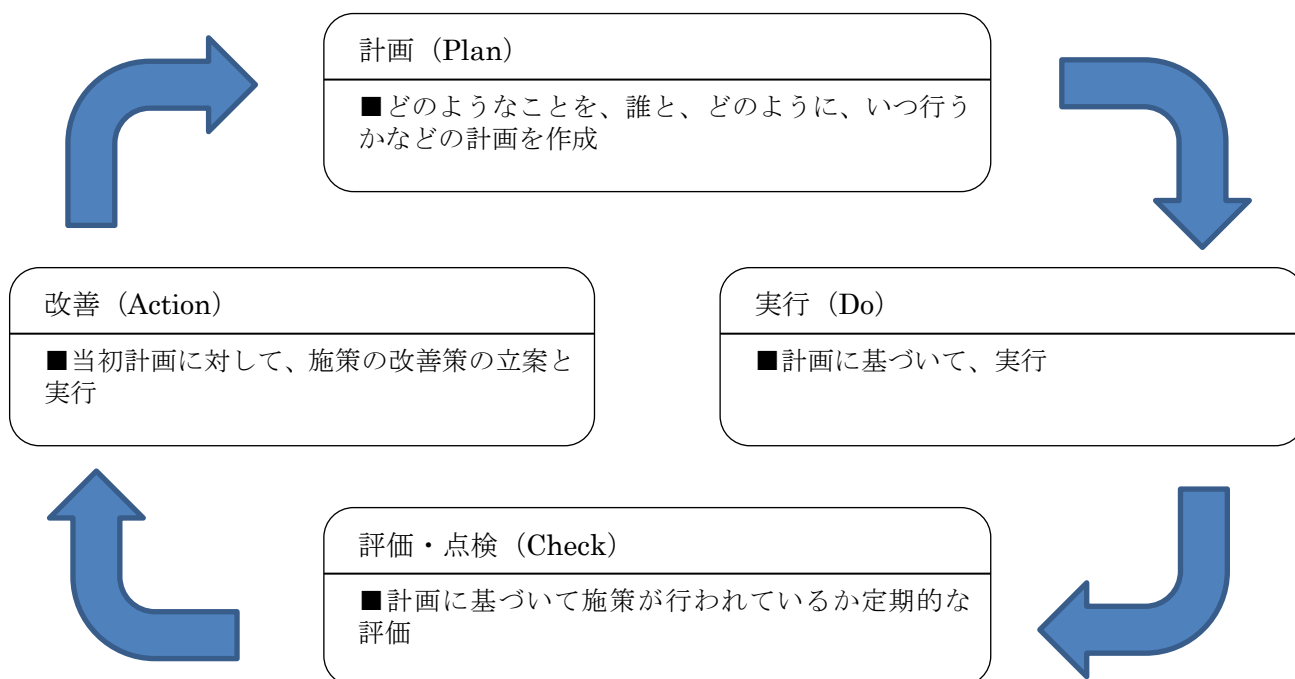
3 計画の点検・評価

(1) 点検・評価の方法

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進捗状況・実績について把握し、必要に応じて当該施策・事業の必要性などについて関係機関と協議します。

さらに、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、計画に位置付けられる具体的取組については、福祉課をはじめとする各部署が、PDCAサイクルに基づき、取組の実施状況や指標について点検や評価を行い、見直しを行いながら効果的な計画となるように努めていきます。

評価方法については、成果指標を設けることで、より効果的な計画の進捗状況の把握に努めます。その他の取組の進行管理については、地域福祉計画独自の取組を除き、それぞれの分野別計画に委ねるものとします。



(2) 成果指標

基本目標1 地域住民等の参加や支え合いによる地域のコミュニティづくり

基本施策		成果指標	現状	目標
1	福祉のこころを育む 福祉教育	保健福祉に関する出前講座開催数	107回	125回
2	孤立を防ぐ活動の場、 居場所づくり	親しく近所付き合いをしている市民 の割合 【地域福祉計画市民意識調査】	57.2%	65.0%
3	いきいきとふれあい あふれる健康なまち づくり	出水こけん塾参加者数	210人	910人
4	地域福祉の担い手の 育成・強化	ボランティア登録者数	2,534人	2,600人

基本目標2 支援を必要としている人を支える仕組みづくり

基本施策		成果指標	現状	目標
1	きめ細やかな情報提 供	広報紙や市のホームページを利用し た情報提供に対する市民の満足度 【総合計画市民意識調査】	41.2%	50.0%
2	包括的な相談支援体 制づくり	地域包括支援センター（ランチ） 相談者数	3,696人	4,500人
3	地域のニーズに対応 した福祉サービスの 充実と権利擁護	生活困窮者自立支援制度を知ってい る人の割合 【地域福祉計画市民意識調査】	10.9%	30.0%
4	福祉をつなぐネット ワークの強化	生活支援コーディネーター配置数	0人	6人

基本目標3 安全・安心に、誰もが快適に暮らし続けられる環境づくり

基本施策		成果指標	現状	目標
1	防災力の充実	自主防災組織の結成率	79.0%	100%
2	生活安全対策の充実	安全・安心のための防犯体制の確立 に対する市民の満足度 【総合計画市民意識調査】	31.0%	40.0%
3	暮らしやすい環境の まちづくり	「配偶者暴力防止法」（DV防止法） を知っている人の割合 【男女共同参画計画市民意識調査】	85.8%	100%

資料編

1 出水市地域福祉計画策定委員会規則

平成30年3月23日

規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画を策定するため、出水市附属機関の設置に関する条例（平成30年出水市条例第11号。次条第2項において「条例」という。）の規定に基づき置く出水市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の委員)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とし、当該委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民団体の関係者
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 高齢者団体の関係者
- (4) 障がい者又は障がい者団体の関係者
- (5) 保健・医療の関係者
- (6) 児童福祉の関係者
- (7) 学識経験者

2 委員の任期は、条例別表に規定する委員会の所掌事務についての審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に共に事故があるとき、又は会長及び副会長が共に欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、委員会を招集し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則 (略)

2 出水市地域福祉計画策定委員会委員名簿

選出区分		氏名	役職等
(1) 市民団体の関係者	1	花田 功	出水市自治会連合会幹事
	2	岡 和徳	出水市民生委員児童委員協議会連合会副会長
(2) 社会福祉団体の関係者	3	川中 至十真	社会福祉法人出水市社会福祉協議会事務局長
	4	小幡 興太郎	出水地区老人福祉施設協議会会長
	5	岡田 榮子	出水市ボランティア活動連絡会会長
(3) 高齢者団体の関係者	6	田上 賢一	出水市老人クラブ連合会会長
	7	郷 博昭	公益社団法人出水市シルバー人材センター事務局長
(4) 障がい者又は障がい者団体の関係者	8	片野坂 和孝	出水市手をつなぐ育成会副会長
	9	稲田 耕司	出水地区精神障害者家族会 みちづれ会会長
	10	坂元 秀明	身体障がい者代表
(5) 保健・医療の関係者	11	山口 文佳	北薩地域振興局保健福祉環境部 出水支所長兼出水保健所長
	12	朝倉 孝弘	公益社団法人出水郡医師会副会長
(6) 児童福祉の関係者	13	池田 真吾	出水市保育所連絡会
	14	笠置 孝淳	鹿児島県私立幼稚園協会西薩支部 副支部長
(7) 学識経験者	15	奥 政治	鹿児島県立出水養護学校教頭

3 アンケート調査結果

(1) 市民対象アンケート調査結果

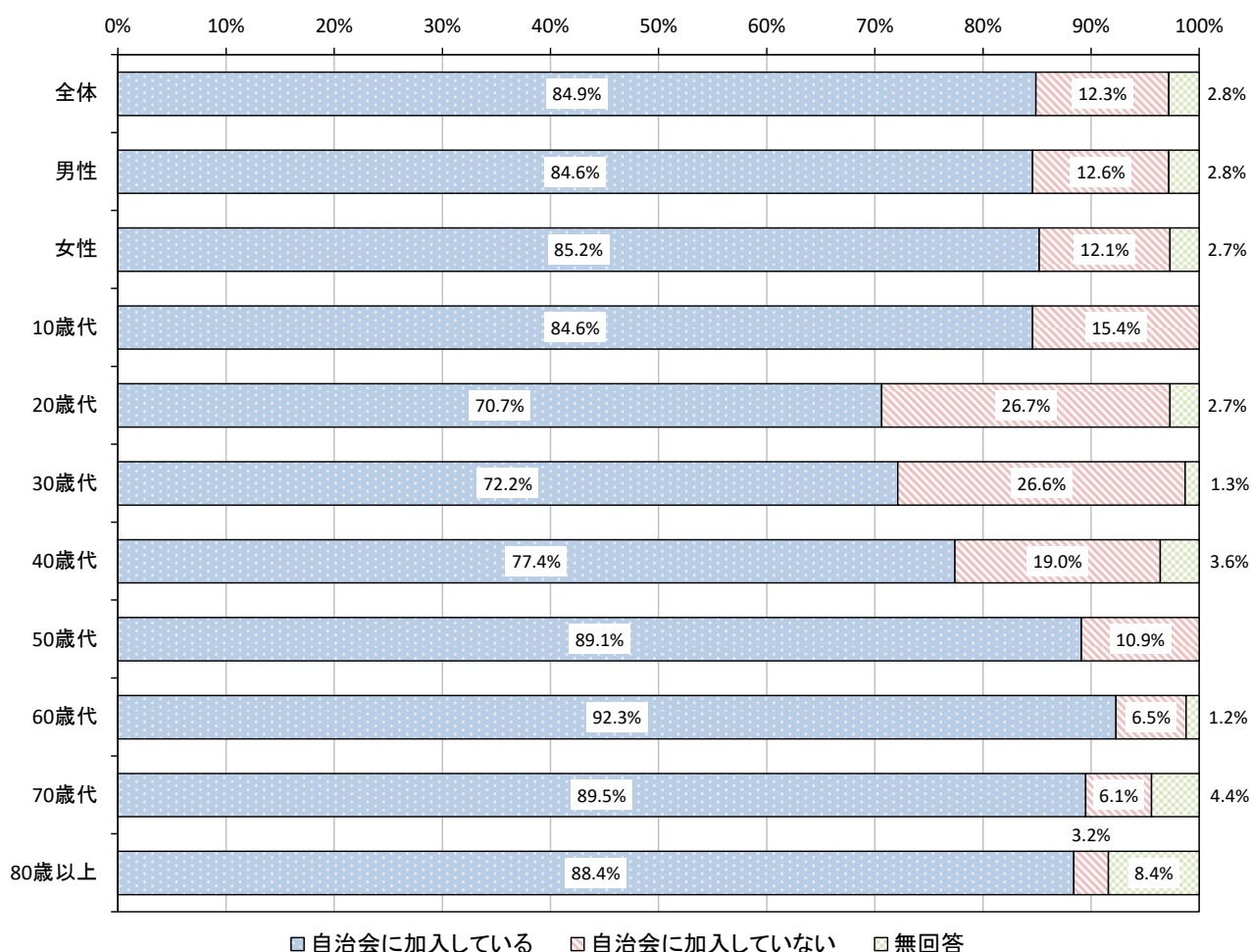
ア 地域生活について

(ア) 自治会の加入状況

全体では「加入している」が84.9パーセント、「加入していない」が12.3パーセントでした。

年代別では、50歳代以上はおおむね9割の市民が「加入している」と回答しているのに対し、若年層ほど「加入している」が低くなる傾向があり、20歳代は70.7パーセントとなっています。この要因としては、近年増加している賃貸アパート等居住者の加入率の低下や、地域住民とのかかわり合いを避ける風潮、ライフスタイルの変化等が、特に若年層の自治会未加入率に大きな影響を与えているものと推測されます。

【あなたは、自治会に加入していますか。】



(イ) 地域住民との付き合いの程度

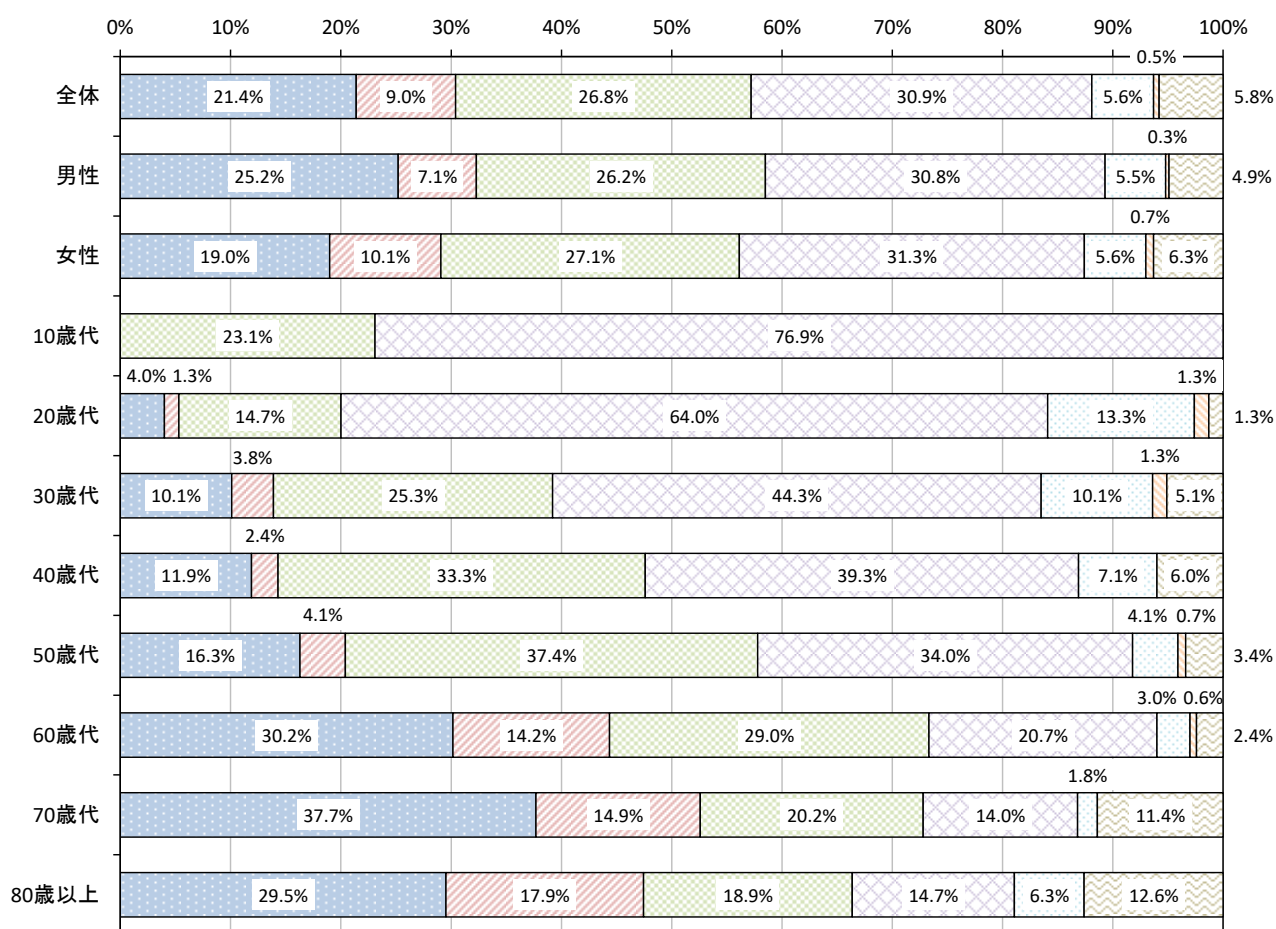
全体では「会えばあいさつをかわす程度」が30.9パーセントと最も多く、次いで「たまに立ち話をする程度」が26.8パーセント、「困ったときには相談したり助け合ったりしている」が21.4パーセントの順で続いています。一方で、「付き合いがほとんどない」が5.6パーセント、「付き合いをしたくない」が0.5パーセントとなっています。

地域全体として、「困った時に相談したり助け合う」、「一緒にお茶を飲んだり、留守の時に声をかけあう」、「立ち話をする」と回答した割合は、57.2パーセントと高い割合であり、地域住民の交流レベルは全国の都市部比較よりも高く、自治会等を通じた良好な関係を構築できているものと考えます。

しかしながら、年齢層における交流レベルの差異は大きく、日中に就学及び就労していると想定される10歳代から50歳代では、年代が若いほど「あいさつをかわす程度」とする回答の割合が高くなっています。

このような結果から、地域福祉活動への参加を提起する場合は、これまでの既存の近所付き合いを活用するのか、新たな仕組みを提起するのか考慮する必要があります。

【あなたは、地域の人とどの程度のお付き合いをしていますか。】



- 困ったときには相談したり助け合ったりしている
- たまに立ち話をする程度
- 付き合いがほとんどない
- 無回答

- 一緒に お茶を飲んだり、留守のときに声をかけあう程度
- 会えばあいさつをかわす程度
- 付き合いをしたくない

(ウ) 今後の地域の付き合いの関係

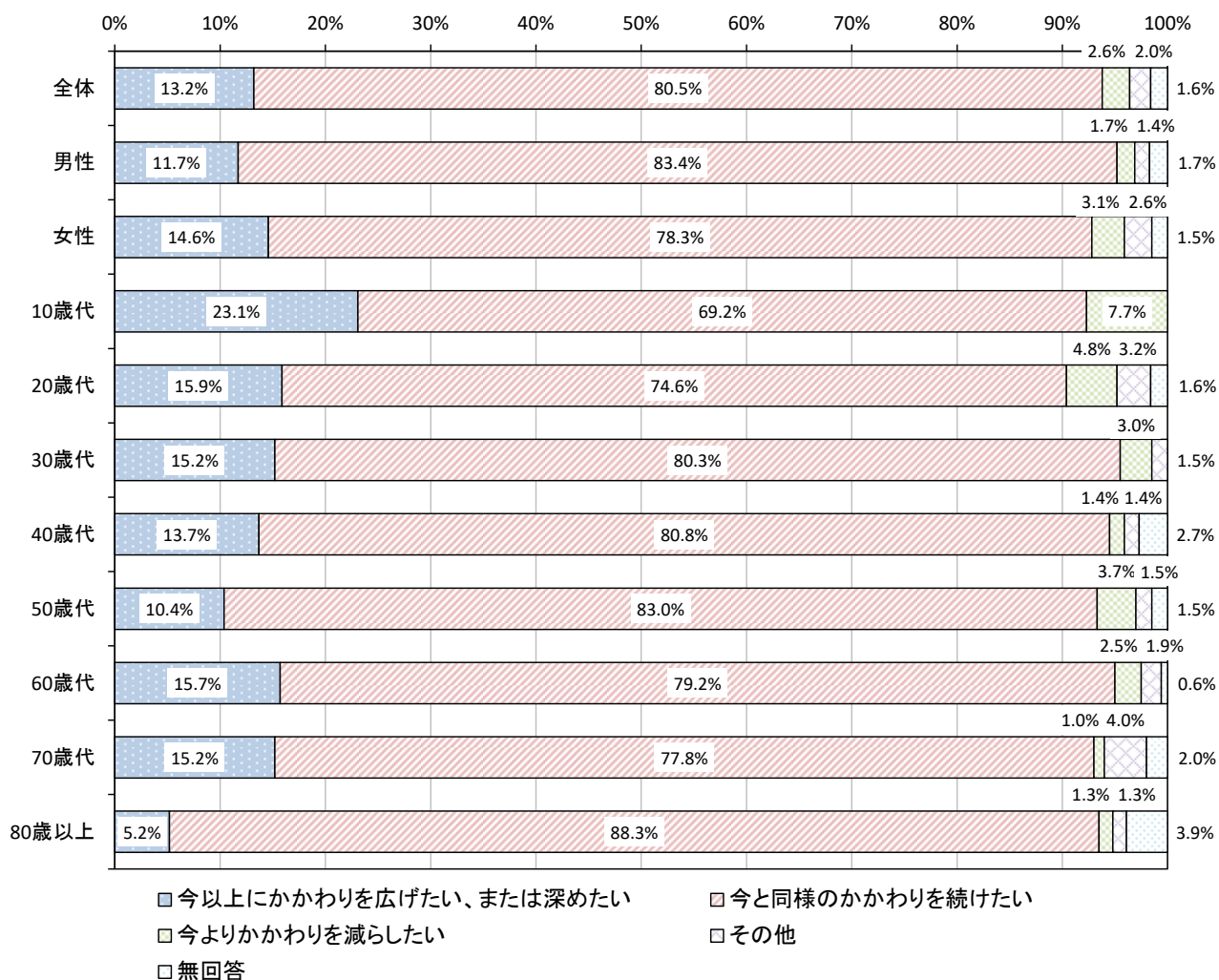
全体では「今と同様のかかわりを続けたい」が80.5パーセントと最も多く、次いで「今以上にかかわりを広げたい、または深めたい」が13.2パーセントの順で続いており、9割を超える割合で、地域の人との付き合いを持ちたい（続けたい）と思っています。

年代別の結果では、「今以上にかかわりを広げたい、または深めたい」とする回答割合が10歳代から50歳代にかけて減少傾向にあります。また、60歳代と70歳代になると再度割合が増え、80歳代で急激に減少しています。

これは、日常生活における身体的・精神的な余裕や経済状況等が要因になっているものと考えられ、若年層では生活における負担が少なく地域との関係性を望む割合が高いですが、年代が高くなるにつれ、育児や仕事等の負担から身体的・精神的・時間的な余裕が無くなり、結果として50歳代で負担のピークを迎えている結果が回答に反映されていると想定されます。

60歳代や70歳代の割合の一時増加については、定年退職後に自由に使える時間と精神的な余裕が増えることから増加した可能性が要因として考えられ、80歳代では精神的な理由ではなく、身体的な理由により新たな関係を構築することが負担になっていると想定されます。

【地域の付き合いの関係を、今後どうしていきたいですか。】



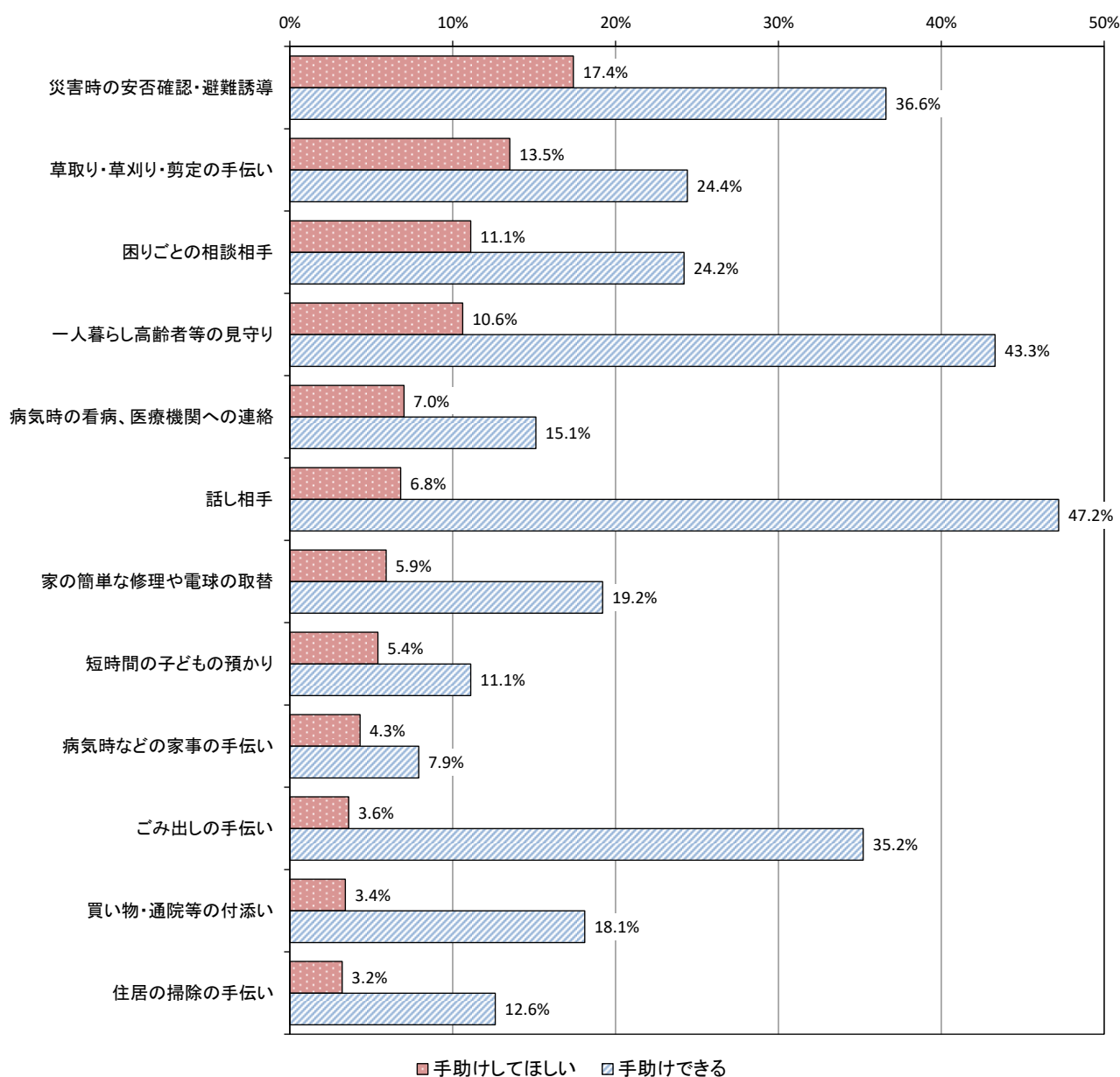
(I) 地域の付き合いの中での助け合い

「手助けしてほしい」については、「災害時の安否確認・避難誘導」が17.4パーセントと最も多く、次いで「草取り・草刈り・剪定の手伝い」が13.5パーセント、「困りごとの相談相手」が11.1パーセントなどが上位を占めました。

「手助けできる」では、「話し相手」が47.2パーセントと最も多く、次いで「一人暮らし高齢者等の見守り」が43.3パーセント、「災害時の安否確認・避難誘導」が36.6パーセントなどが上位を占めました。

全体の「手助けしてほしい」（需要）に対する「手助けできる」（供給）の潜在的な人的資源は、各需要を大幅に上回っており、需要と供給の適正なマッチングが重要であることが分かります。

【あなたは、地域の付き合いの中で、「手助けしてほしい」、逆に「手助けできる」と思うことがありますか。】



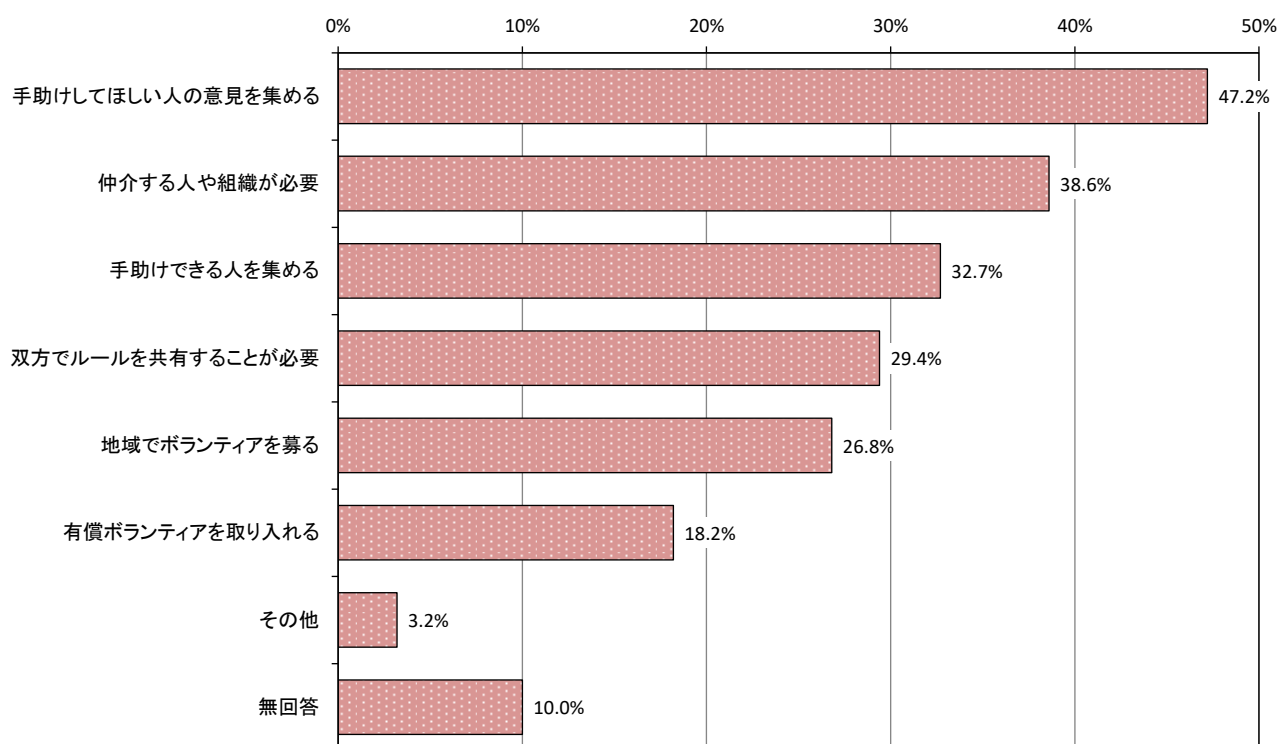
(オ) 地域の付き合いの中で、助け合う仕組みを作るために必要なこと

「手助けしてほしい人の意見を集める」が47.2パーセントと最も多く、次いで「仲介する人や組織が必要」が38.6パーセント、「手助けできる人を集める」が32.7パーセントの順と続いています。

前述の(エ)の調査結果と、本調査結果の上位回答が「手助けしてほしい人の意見を集める」、「仲介する人や組織が必要」であったことから、本市においては、「手助けできる(したい)」と考えている地域住民は多いものの、手助けが必要な人と手助けが必要な内容を把握できる手段が無く、その情報を提供したり仲介する人や組織が不足していると思われます。

したがって、「手助けしてほしい(需要)」と「手助けできる(供給)」の双方をつなぐ人や組織の育成や設置が重要であると考えます。

【あなたは、地域の付き合いの中で、「手助けしてほしい」、「手助けできる」といった助け合う仕組みを作るためには、どのようなことが必要だと思いますか。】



資料編

■ クロス集計表（地域の付き合いの中で、助け合う仕組みを作るために必要なこと）

上段:度数 下段:%		合計	地域でボランティアを 募る	手助けしてほしい人の 意見を集める	手助けできる人を集め る	仲介する人や組織が 必要	双方でルールを共有す ることが必要
全体		780 100.0	209 26.8	368 47.2	255 32.7	301 38.6	229 29.4
性別	男性	325 100.0	75 23.1	149 45.8	95 29.2	122 37.5	86 26.5
	女性	447 100.0	130 29.1	217 48.5	158 35.3	177 39.6	143 32.0
	無回答	8 100.0	4 50.0	2 25.0	2 25.0	2 25.0	- -
年代	10歳代	13 100.0	5 38.5	7 53.8	7 53.8	5 38.5	3 23.1
	20歳代	75 100.0	17 22.7	35 46.7	23 30.7	29 38.7	22 29.3
	30歳代	79 100.0	20 25.3	37 46.8	29 36.7	33 41.8	30 38.0
	40歳代	84 100.0	17 20.2	36 42.9	22 26.2	35 41.7	29 34.5
	50歳代	147 100.0	47 32.0	76 51.7	52 35.4	65 44.2	50 34.0
	60歳代	169 100.0	52 30.8	92 54.4	58 34.3	76 45.0	53 31.4
	70歳代	114 100.0	25 21.9	49 43.0	38 33.3	37 32.5	27 23.7
	80歳以上	95 100.0	24 25.3	33 34.7	25 26.3	19 20.0	14 14.7
	無回答	4 100.0	2 50.0	3 75.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0

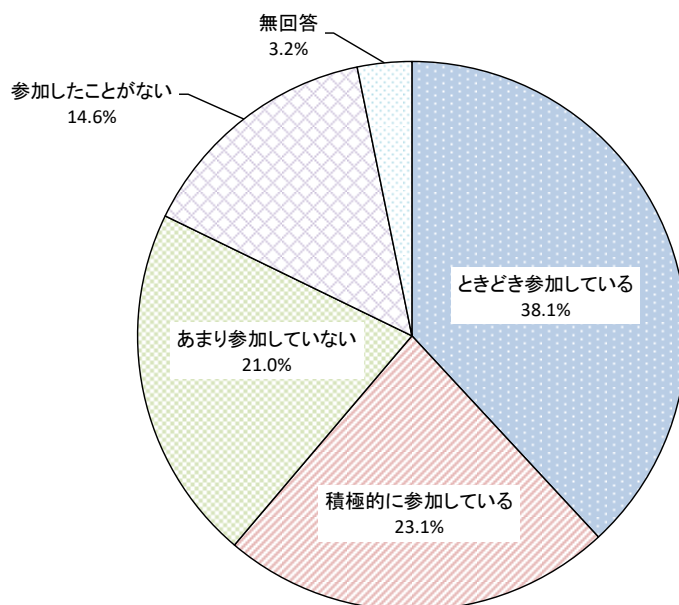
上段:度数 下段:%		有償ボランティアを取り 入れる	その他	無回答
全体		142 18.2	25 3.2	78 10.0
性別	男性	52 16.0	13 4.0	31 9.5
	女性	87 19.5	11 2.5	46 10.3
	無回答	3 37.5	1 12.5	1 12.5
年代	10歳代	3 23.1	- -	1 7.7
	20歳代	19 25.3	3 4.0	3 4.0
	30歳代	26 32.9	4 5.1	2 2.5
	40歳代	19 22.6	5 6.0	5 6.0
	50歳代	31 21.1	5 3.4	8 5.4
	60歳代	14 8.3	6 3.6	13 7.7
	70歳代	15 13.2	2 1.8	15 13.2
	80歳以上	13 13.7	- -	30 31.6
	無回答	2 50.0	- -	1 25.0

イ 地域活動や行事について

(7) 地域活動や行事への参加頻度

「ときどき参加している」が38.1パーセントで最も多く、次いで「積極的に参加している」が23.1パーセントで合わせて6割が参加していると回答しています。一方、「あまり参加していない」が21.0パーセント、「参加したことがない」が14.6パーセント、「無回答」が3.2パーセントとなっています。

【あなたは、地域活動や行事にどの程度参加していますか。】

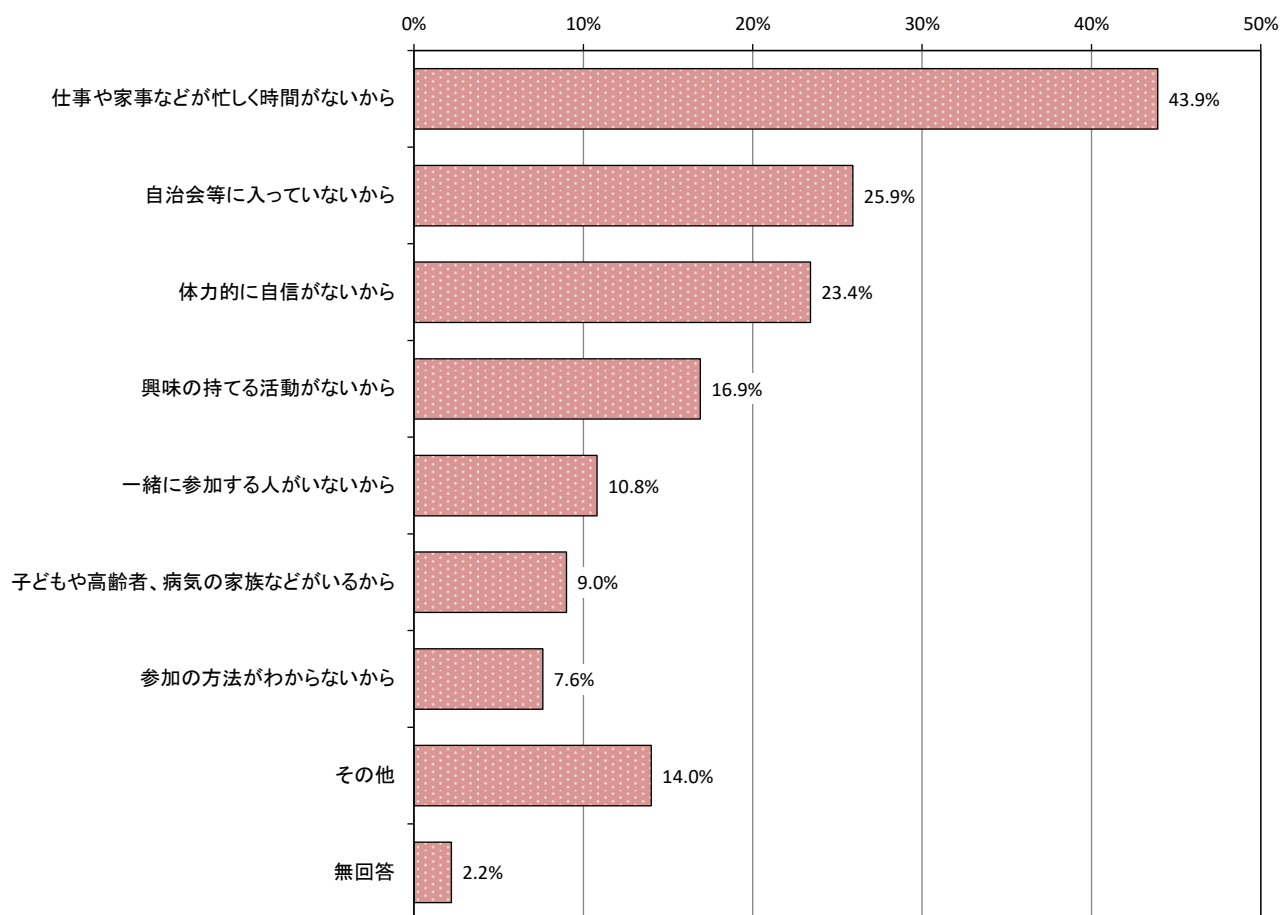


(イ) 地域活動や行事に参加していない理由

「仕事や家事などが忙しく時間がないから」が43.9パーセントと最も多く、次いで「自治会等に入っていないから」が25.9パーセント、「体力的に自信がないから」が23.4パーセントの順で続いています。

性別では、「仕事や家事などが忙しく時間がないから」の回答が男性60.2パーセント、女性35.6パーセントと24.6ポイントの差、「体力的に自信がないから」の回答が男性12.2パーセント、女性28.8パーセントと16.6ポイントの差が見られます。

【地域活動や行事に参加していない理由】



資料編

■ クロス集計表（地域活動や行事に参加していない理由）

上段:度数 下段:%		合計	自治会等に入っていないから	仕事や家事などが忙しく時間がないから	一緒に参加する人がいないから	興味の持てる活動がないから
全体		278 100.0	72 25.9	122 43.9	30 10.8	47 16.9
性別	男性	98 100.0	30 30.6	59 60.2	11 11.2	16 16.3
	女性	177 100.0	41 23.2	63 35.6	19 10.7	31 17.5
	無回答	3 100.0	1 33.3	-	-	-
年代	全体	278 100.0	72 25.9	122 43.9	30 10.8	47 16.9
	10歳代	6 100.0	2 33.3	2 33.3	-	2 33.3
	20歳代	51 100.0	18 35.3	25 49.0	9 17.6	12 23.5
	30歳代	41 100.0	17 41.5	23 56.1	5 12.2	7 17.1
	40歳代	35 100.0	10 28.6	25 71.4	3 8.6	7 20.0
	50歳代	44 100.0	13 29.5	26 59.1	4 9.1	6 13.6
	60歳代	35 100.0	7 20.0	13 37.1	6 17.1	6 17.1
	70歳代	24 100.0	3 12.5	7 29.2	2 8.3	6 25.0
	80歳以上	41 100.0	2 4.9	1 2.4	1 2.4	1 2.4
	無回答	1 100.0	-	-	-	-

上段:度数 下段:%		参加の方法がわからな いから	体力的に自信がないか ら	子どもや高齢者、病気の 家族などがいるから	その他	無回答
全体		21 7.6	65 23.4	25 9.0	39 14.0	6 2.2
性別	男性	8 8.2	12 12.2	7 7.1	11 11.2	2 2.0
	女性	13 7.3	51 28.8	17 9.6	28 15.8	4 2.3
	無回答	-	2 66.7	1 33.3	-	-
年代	全体	21 7.6	65 23.4	25 9.0	39 14.0	6 2.2
	10歳代	1 16.7	1 16.7	-	2 33.3	-
	20歳代	8 15.7	2 3.9	-	9 17.6	-
	30歳代	4 9.8	3 7.3	6 14.6	2 4.9	-
	40歳代	2 5.7	3 8.6	3 8.6	3 8.6	1 2.9
	50歳代	2 4.5	10 22.7	6 13.6	4 9.1	-
	60歳代	2 5.7	11 31.4	2 5.7	6 17.1	2 5.7
	70歳代	2 8.3	9 37.5	2 8.3	4 16.7	-
	80歳以上	-	26 63.4	5 12.2	9 22.0	3 7.3
	無回答	-	-	1 100.0	-	-

ウ 地域での困りごとについて

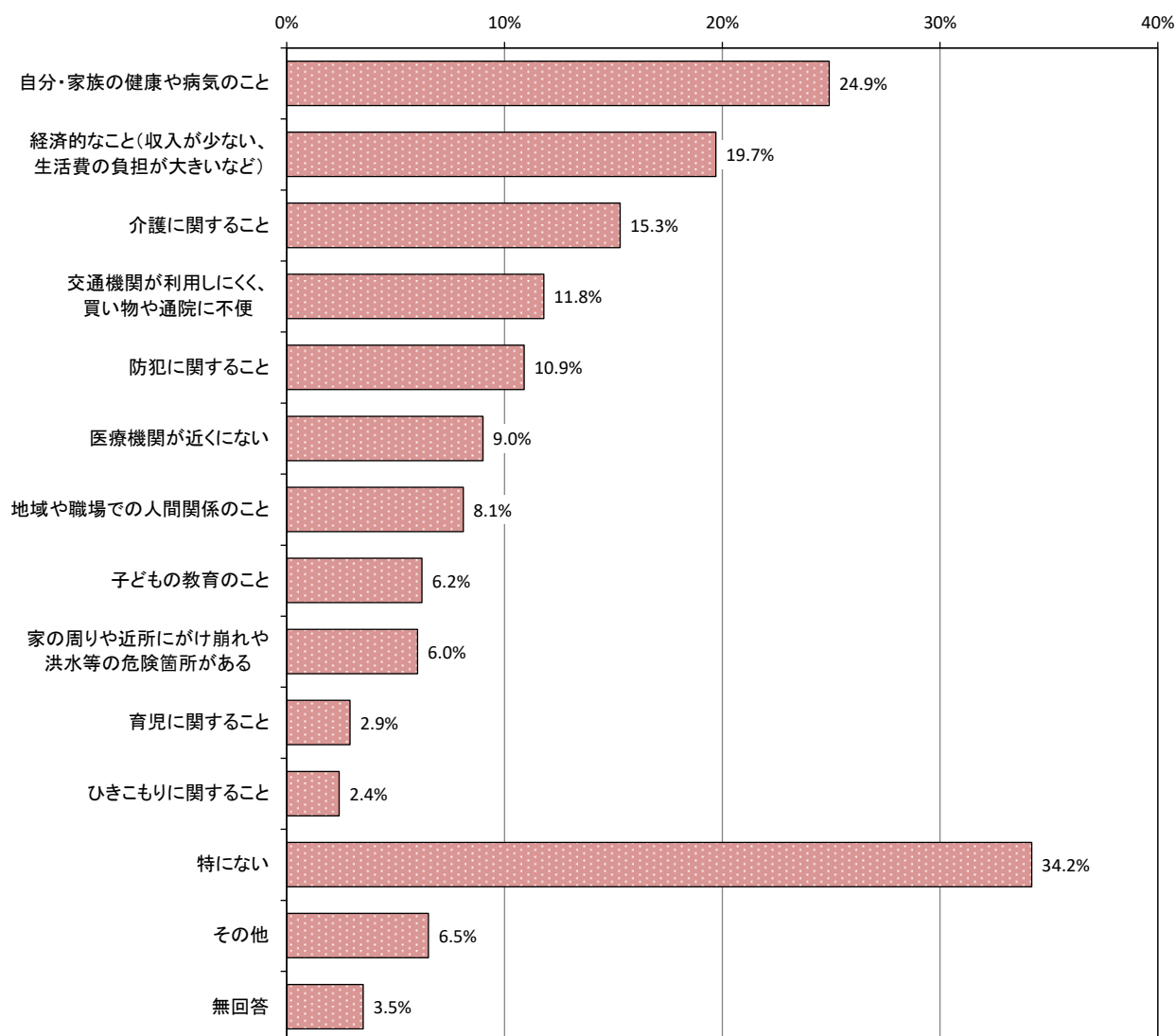
(ア) 地域での困りごと

「自分・家族の健康や病気のこと」が24.9パーセントと最も多く、次いで「経済的なこと」が19.7パーセント、「介護に関すること」が15.3パーセントが上位を占めています。

性別では大きな差異は見られず、年代別では20歳代から40歳代では「経済的なこと」の回答割合が高く、40歳代以降は「自分・家族の健康や病気のこと」や「介護に関すること」などの回答割合が増える傾向が見られます。

若年層では生活や育児にかかわる経済的な問題がある一方で、40歳代頃を境に健康・病気・介護といった身体的な問題や、買い物や病院に通院する際に不便を感じている人が多い状況です。

【あなたは現在、地域で生活する中で、困っていることはありますか。】



資料編

■ クロス集計表（地域での困りごと）

上段:度数 下段:%		合計	家の周りや近 所がけ崩れ や洪水等の危 険箇所がある	交通機関が利 用しにくく、買 い物や通院に 不便	医療機関が近 くにない	自分・家族の 健康や病気の こと	子どもの教育 のこと	育児に関する こと	介護に関する こと
全体		780 100.0	47 6.0	92 11.8	70 9.0	194 24.9	48 6.2	23 2.9	119 15.3
性別	男性	325 100.0	29 8.9	32 9.8	32 9.8	80 24.6	23 7.1	12 3.7	53 16.3
	女性	447 100.0	17 3.8	59 13.2	38 8.5	110 24.6	25 5.6	11 2.5	64 14.3
	無回答	8 100.0	1 12.5	1 12.5	- -	4 50.0	- -	- -	2 25.0
年代	10歳代	13 100.0	1 7.7	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	20歳代	75 100.0	3 4.0	8 10.7	4 5.3	8 10.7	5 6.7	6 8.0	3 4.0
	30歳代	79 100.0	3 3.8	7 8.9	7 8.9	11 13.9	18 22.8	12 15.2	4 5.1
	40歳代	84 100.0	1 1.2	4 4.8	3 3.6	14 16.7	9 10.7	1 1.2	9 10.7
	50歳代	147 100.0	9 6.1	17 11.6	13 8.8	29 19.7	8 5.4	2 1.4	26 17.7
	60歳代	169 100.0	16 9.5	17 10.1	17 10.1	52 30.8	4 2.4	1 0.6	27 16.0
	70歳代	114 100.0	7 6.1	19 16.7	12 10.5	40 35.1	1 0.9	- -	20 17.5
	80歳以上	95 100.0	6 6.3	20 21.1	14 14.7	38 40.0	3 3.2	1 1.1	29 30.5
	無回答	4 100.0	1 25.0	- -	- -	2 50.0	- -	- -	1 25.0

上段:度数 下段:%		経済的なこと (収入が少ない、生活費の 負担が大きい など)	地域や職場で の人間関係の こと	防犯に関する こと	ひきこもりに関 すること	特にない	その他	無回答
全体		154 19.7	63 8.1	85 10.9	19 2.4	267 34.2	51 6.5	27 3.5
性別	男性	65 20.0	27 8.3	34 10.5	7 2.2	112 34.5	18 5.5	12 3.7
	女性	86 19.2	36 8.1	50 11.2	12 2.7	153 34.2	32 7.2	15 3.4
	無回答	3 37.5	- -	1 12.5	- -	2 25.0	1 12.5	- -
年代	10歳代	1 7.7	1 7.7	2 15.4	1 7.7	6 46.2	2 15.4	1 7.7
	20歳代	24 32.0	15 20.0	11 14.7	7 9.3	30 40.0	5 6.7	- -
	30歳代	25 31.6	11 13.9	13 16.5	2 2.5	22 27.8	1 1.3	2 2.5
	40歳代	19 22.6	7 8.3	13 15.5	1 1.2	37 44.0	5 6.0	- -
	50歳代	29 19.7	15 10.2	12 8.2	2 1.4	54 36.7	15 10.2	1 0.7
	60歳代	18 10.7	9 5.3	17 10.1	3 1.8	62 36.7	8 4.7	6 3.6
	70歳代	20 17.5	3 2.6	9 7.9	1 0.9	32 28.1	12 10.5	6 5.3
	80歳以上	16 16.8	2 2.1	7 7.4	2 2.1	23 24.2	3 3.2	11 11.6
	無回答	2 50.0	- -	1 25.0	- -	1 25.0	- -	- -

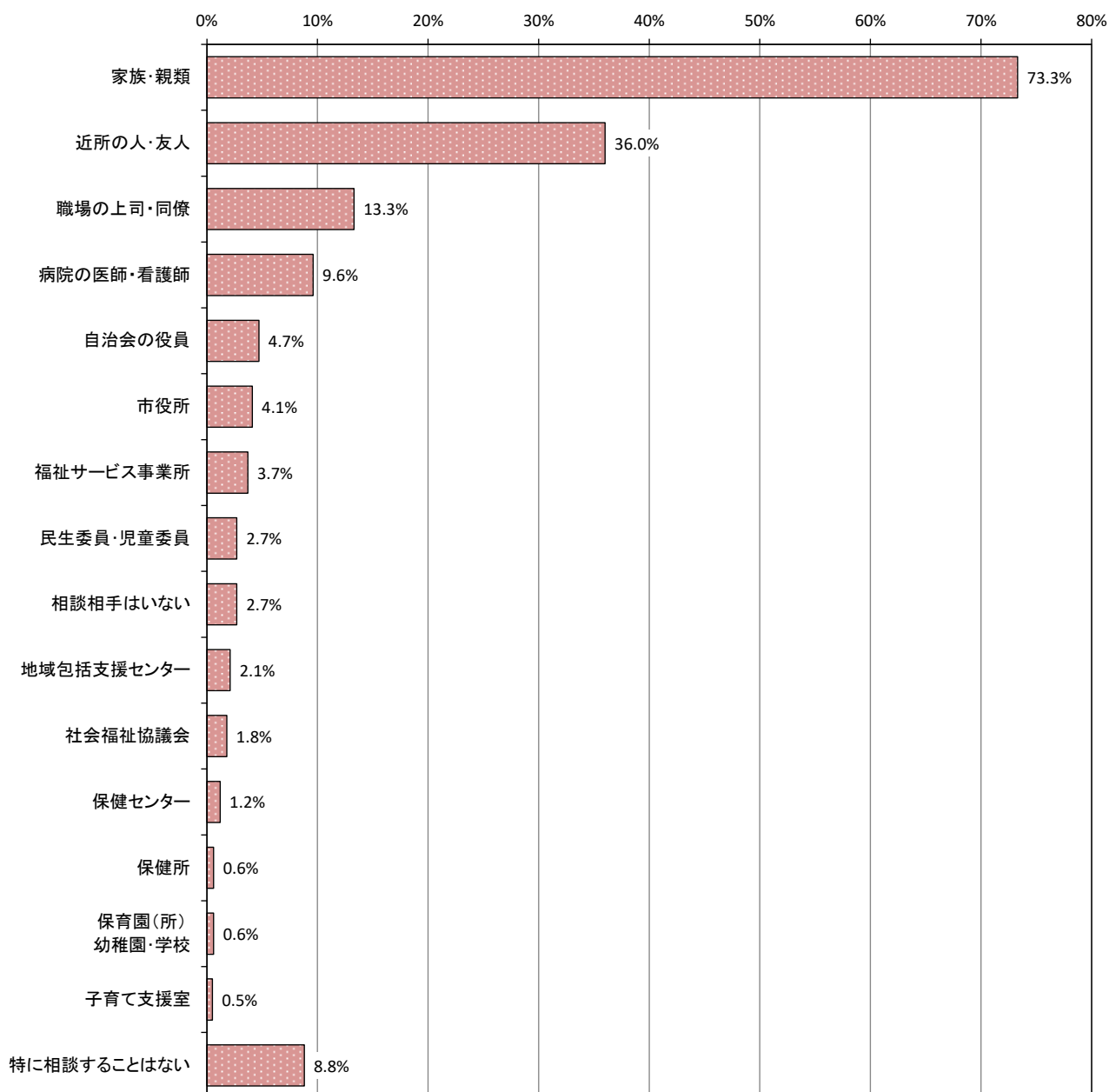
(イ) 困りごとや不安の相談相手

「家族・親類」が73.3パーセントと最も多く、次いで「近所の人・友人」が36.0パーセント、「職場の上司・同僚」が13.3パーセントが上位を占めています。

困りごとや不安を「家族・親類」や「近所の人、友人」に相談している人が多い半面、地域における福祉支援を中継・統括する役割が大きい自治会や行政機関、福祉施設へ相談すると回答した割合は低い状況です。

「家族・親類」が最も相談を受ける立場である以上、家族・親類内で問題を解決しようとするだけでなく、状況に応じて行政機関や地域の福祉関係機関・団体に相談し、適切なサービスを気軽に利用できるよう、相談を受けた人が他の人につなぐことができる仕組みと意識啓発が必要です。

【困りごとや不安について、あなたは誰（どこ）に相談していますか。】



資料編

■ クロス集計表（困りごとや不安の相談相手）

上段:度数 下段:%		合計	家族・親類	近所の人・友人	職場の上司・同僚	民生委員・児童委員	自治会の役員	市役所	社会福祉協議会	保健センター	保健所
全体		780 100.0	572 73.3	281 36.0	104 13.3	21 2.7	37 4.7	32 4.1	14 1.8	9 1.2	5 0.6
性別	男性	325 100.0	213 65.5	99 30.5	43 13.2	9 2.8	25 7.7	18 5.5	9 2.8	9 2.8	2 0.6
	女性	447 100.0	352 78.7	180 40.3	61 13.6	12 2.7	12 2.7	13 2.9	5 1.1	-	3 0.7
	無回答	8 100.0	7 87.5	2 25.0	-	-	-	1 12.5	-	-	-
年代	10歳代	13 100.0	8 61.5	6 46.2	1 7.7	-	-	1 7.7	-	-	-
	20歳代	75 100.0	65 86.7	34 45.3	18 24.0	-	-	-	-	-	-
	30歳代	79 100.0	68 86.1	35 44.3	23 29.1	-	-	1 1.3	1 1.3	2 2.5	-
	40歳代	84 100.0	64 76.2	30 35.7	25 29.8	1 1.2	-	3 3.6	-	3 3.6	1 1.2
	50歳代	147 100.0	108 73.5	52 35.4	30 20.4	2 1.4	4 2.7	9 6.1	1 0.7	-	1 0.7
	60歳代	169 100.0	117 69.2	59 34.9	6 3.6	5 3.0	18 10.7	11 6.5	5 3.0	1 0.6	-
	70歳代	114 100.0	73 64.0	41 36.0	1 0.9	4 3.5	9 7.9	4 3.5	4 3.5	1 0.9	2 1.8
	80歳以上	95 100.0	65 68.4	22 23.2	-	9 9.5	6 6.3	2 2.1	3 3.2	2 2.1	1 1.1
	無回答	4 100.0	4 100.0	2 50.0	-	-	-	1 25.0	-	-	-

上段:度数 下段:%		地域包括支援センター	子育て支援室	保育園(所)・幼稚園・学校	病院の医師・看護師	福祉サービス事業所	相談相手はいない	特に相談することはない	その他	無回答
全体		16 2.1	4 0.5	5 0.6	75 9.6	29 3.7	21 2.7	69 8.8	14 1.8	35 4.5
性別	男性	6 1.8	1 0.3	1 0.3	28 8.6	10 3.1	10 3.1	46 14.2	6 1.8	14 4.3
	女性	10 2.2	2 0.4	3 0.7	47 10.5	19 4.3	10 2.2	22 4.9	8 1.8	21 4.7
	無回答	-	1 12.5	1 12.5	-	-	1 12.5	1 12.5	-	-
年代	10歳代	-	-	-	2 15.4	-	2 15.4	2 15.4	-	-
	20歳代	-	-	-	3 4.0	1 1.3	1 1.3	5 6.7	-	1 1.3
	30歳代	-	4 5.1	5 6.3	3 3.8	-	1 1.3	3 3.8	1 1.3	-
	40歳代	-	-	-	5 6.0	3 3.6	4 4.8	8 9.5	-	1 1.2
	50歳代	2 1.4	-	-	8 5.4	5 3.4	2 1.4	15 10.2	6 4.1	2 1.4
	60歳代	5 3.0	-	-	21 12.4	4 2.4	3 1.8	21 12.4	3 1.8	6 3.6
	70歳代	2 1.8	-	-	15 13.2	1 0.9	4 3.5	10 8.8	4 3.5	10 8.8
	80歳以上	7 7.4	-	-	18 18.9	15 15.8	3 3.2	4 4.2	-	15 15.8
	無回答	-	-	-	-	-	1 25.0	1 25.0	-	-

エ 災害時の避難場所の認知度について

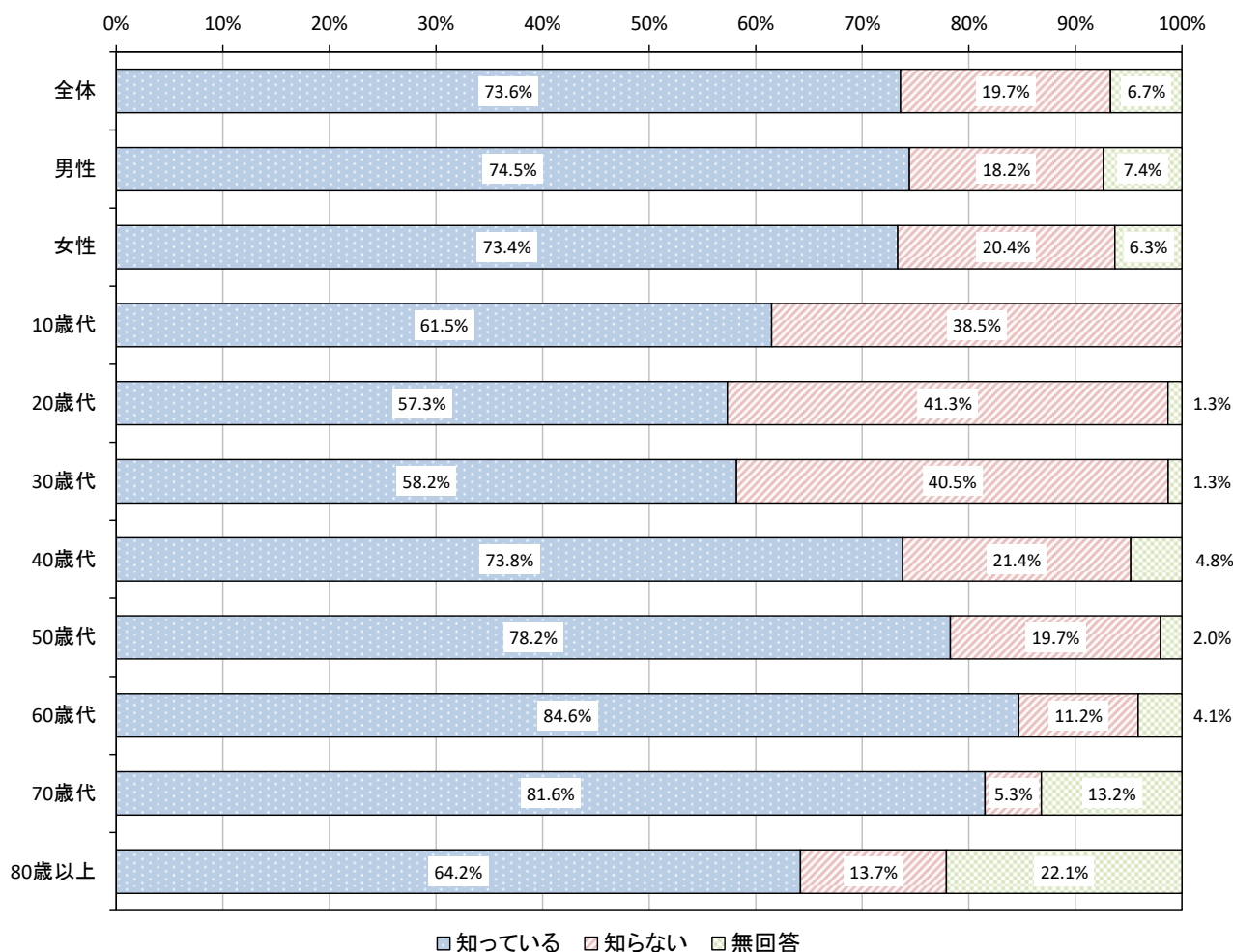
「知っている」が73.6パーセント、「知らない」が19.7パーセントでした。

性別では大きな差異は見られず、年代別では10歳代から30歳代で「知らない」の回答割合が約4割と高くなっています。40歳代以上から「知っている」の回答割合が約7割から8割以上と高くなるものの、80歳以上では約6割まで減少しています。

避難場所は「風水害」、「地震」等によって避難先が異なるだけでなく、避難ルートの把握も重要です。緊急に避難が必要になった場合の避難方法と場所をあらかじめ知っておくことは、年齢に関係なく全世代が把握しておくべき情報なので、「知らない」の回答が高かった若年層における避難場所の認知度を高めるための方法を検討する必要があります。

また、高齢層になると避難に時間がかかるため、身体の状態に応じた避難の方法、自主防災組織の結成や活動についても地域でどのように支援を行えるかを検討する必要があります。

【地震や台風などの災害時の避難場所を知っていますか。】



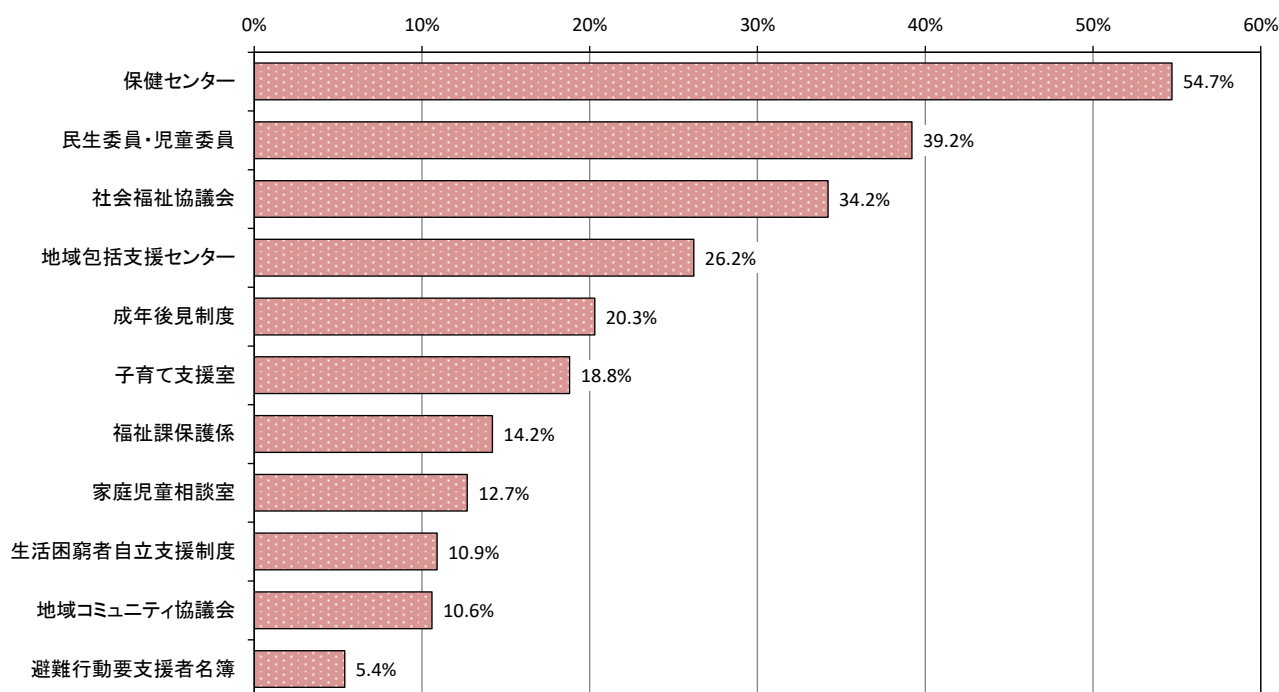
オ 福祉や保健にかかわる相談窓口や相談機関・制度や言葉の認知度について

「名前を知っており、事業（活動）内容も知っている」と回答した割合は、「保健センター」が54.7パーセントと最も多く、次いで「民生委員・児童委員」が39.2パーセント、「社会福祉協議会」が34.2パーセントの順で続いています。

福祉に関連する相談窓口や相談機関・制度などは、「知らない」だけでなく「名前だけ知っている」では、市民が福祉サービスを利用する際に、適切な利用に時間と労力が必要になる可能性が高いと言えます。

調査結果では、地域で福祉サービスをつなぐ立場でもある「社会福祉協議会」や「地域包括支援センター」が担う役割と活動内容を理解している人が少ないため、今後は活動内容等について市民に対する情報提供をさらに行う必要があります。

【「名前を知っており、事業（活動）内容も知っている」の回答割合】



(2) 自治会長・民生委員児童委員対象アンケート調査結果

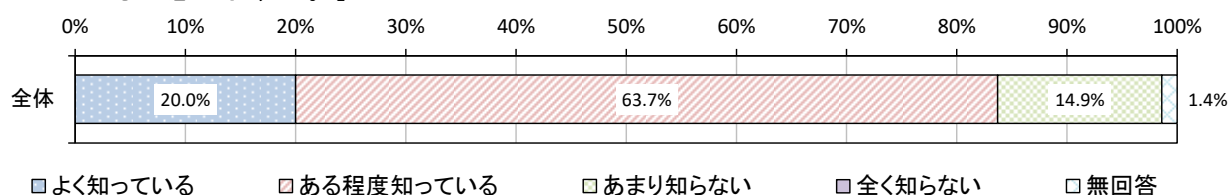
ア 地域の状況について

(7) 自治会長・民生委員児童委員の役割や活動の認知度

「ある程度知っている」が63.7パーセントと最も多く、次いで「よく知っている」が20.0パーセントと約8割の人が地域の人に役割や活動について認知されていると回答しています。

役割や活動の認知度については、市民対象アンケートの中でも設問がありますが、民生委員児童委員の活動内容を知っていると回答した割合は39.2パーセントであったため、認識に差異があることが分かります。

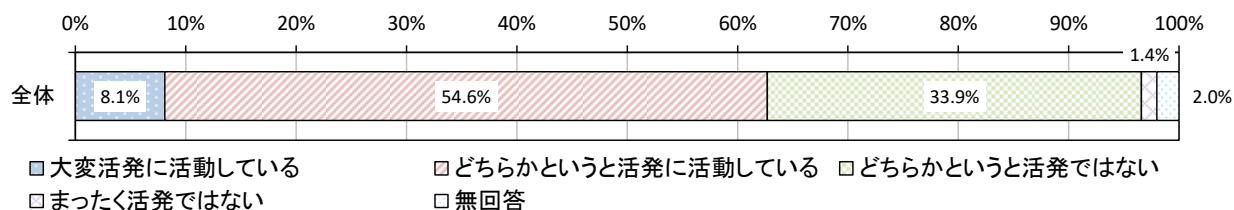
【あなたが活動されている地域の住民のみなさんは、あなたの役割や活動について、よく知っていると思いますか。】



(4) 地域での行事や住民による地域活動

「どちらかというと活発に活動している」が54.6パーセントと最も多く、「大変活発に活動している」が8.1パーセントとなっており、約6割の人が「活動している」と感じる一方で、「どちらかというと活発ではない」、「まったく活発ではない」を合わせた約3割が地域活動が活発ではないと感じています。

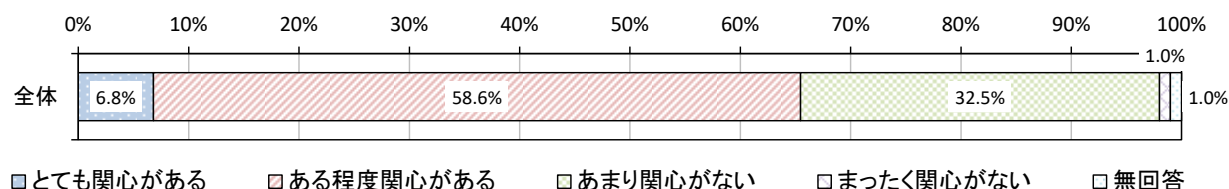
【あなたが活動されている地域での行事や住民による地域活動について、どのように感じていますか。】



(ウ) 地域住民における地域の福祉課題への関心

「ある程度関心がある」が58.6パーセント、「とても関心がある」が6.8パーセントと合わせて3分の2近くの人が、関心があると思っています。

【あなたが活動されている地域の住民のみなさんは、高齢者や子ども、障がい者、その他社会的立場の弱い人々をとりまく地域の福祉課題に関心があると思いますか。】

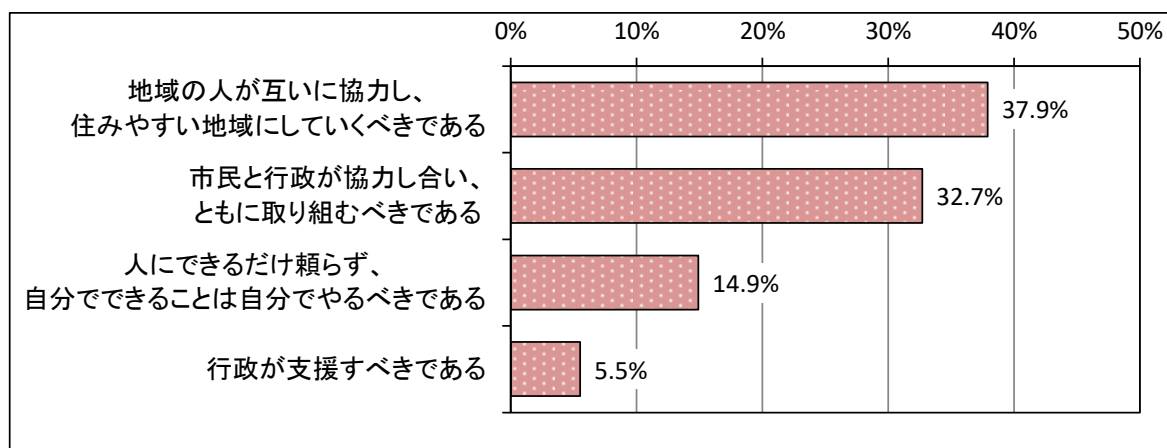


地域における福祉リーダーでもある自治会長や民生委員児童委員は、地域住民の代表として住民の意思を代弁し、行動する立場にあります。そのような中で、福祉リーダーは住民全体の考えが自らの考えと大きな差異が無いかを把握しておく必要があり、地域住民の需要(ニーズ)に応じて柔軟な対応を行うことが重要です。

参考資料の、「市民対象アンケートにおける地域の助け合いについての考え」では、約7割の市民が「地域内の協力」や「行政と地域の協力」により、住みやすい地域にするための取組を行うべきと回答しています。

地域住民や福祉リーダー、行政など支援を行うものが互いに協力して助け合える仕組みの構築が求められています。

参考：市民対象アンケートにおける地域の助け合いについての考え

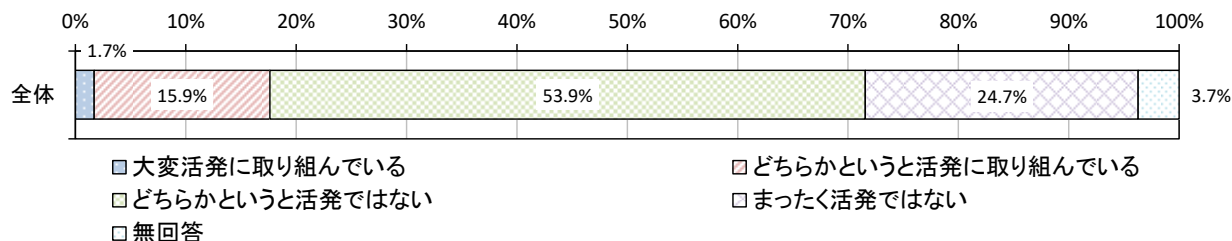


イ 災害対策の取組について

(7) 災害対策の取組

「どちらかというを活発ではない」が53.9パーセントと最も多く、次いで「まったく活発ではない」が24.7パーセントと続き、全体の約8割が「活発ではない」と回答しており、地域防災の取組の体制が十分とは言えないと思われます。

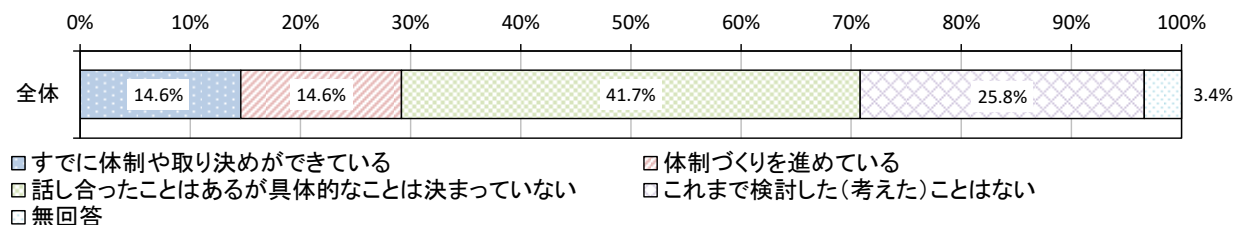
【あなたが活動されている地域での防災訓練や自主防災組織の活動など、災害対策の取組についてどのように感じていますか。】



(4) 避難行動要支援者の避難体制や配慮

「話し合ったことはあるが具体的なことは決まっていない」が41.7パーセントと最も多く、次いで「これまで検討した(考えた)ことはない」が25.8パーセントの順で続いています。

【あなたが活動されている地域では、高齢や障がいなどで支援を必要とする人に対して、災害時に避難できる体制や配慮が行われていますか。】



市民対象アンケート調査結果「地域の付き合いの中で手助けしてほしいこと」で、最も回答が多かったのは「災害時の安否確認・避難誘導」でしたが、地域における「災害対策の取組」や災害時の「避難行動要支援者の避難体制づくり」は、活発には取り組まれていない結果となっています。

災害時に支援が必要な人の災害対策や支援体制の構築は、市民の命にかかわる重要なことであるため、取組を行っていく必要があります。

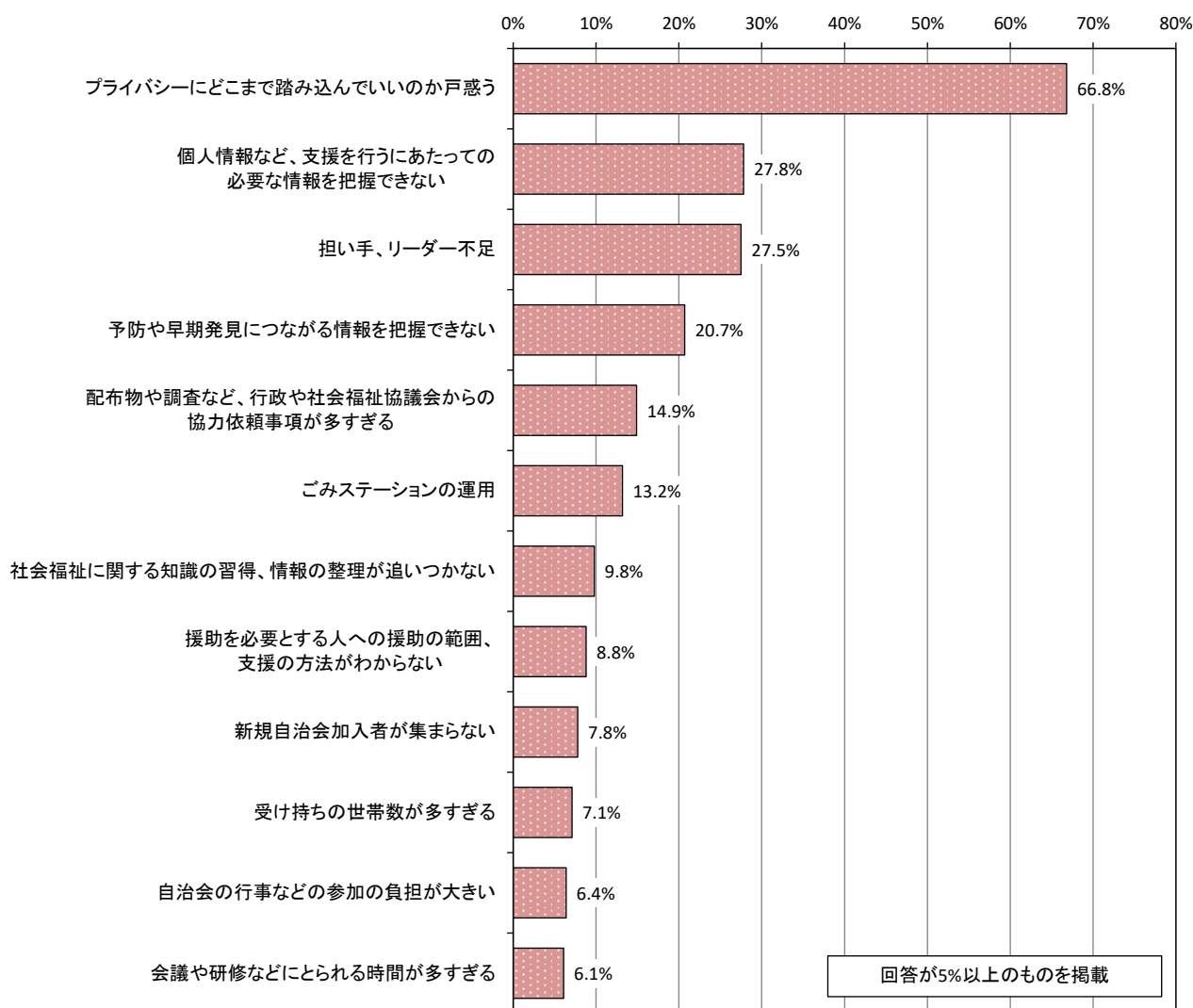
また、地域における災害対策や支援体制の構築を支援するため、行政による知識面・技術面での研修支援や、避難所等になる施設の改修や資機材等の検討も行う必要があります。

ウ 活動状況について

(7) 活動全般での悩みや苦勞、不安

「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」が66.8パーセントと最も多く、次いで「個人情報など、支援を行うにあたっての必要な情報を把握できない」が27.8パーセント、「担い手、リーダー不足」が27.5パーセントの順で続いています。

【あなたの活動全般での悩みや苦勞、不安はどのようなものですか。】



■ クロス集計表（活動全般での悩みや苦勞、不安）

上段:度数 下段:%	合計	プライバシーに ごまかす踏み込んで いいの戸惑う	予防や早期発見に つながる情報を把握 できない	個人情報など、支 援を行うにあたって の必要な情報を把握 できない	社会福祉に関する 知識の習得、情報 の整理が追いつか ない	援助を必要とする 人への援助の範 囲、支援の方法が わからない	援助が困難な場合 の相談先が判断し にくい	困っていることを相 談できる仲間や先 輩がいない	
全体	295 100.0	197 66.8	61 20.7	82 27.8	29 9.8	26 8.8	6 2.0	8 2.7	
性別	男性	227 100.0	146 64.3	45 19.8	62 27.3	20 8.8	21 9.3	5 2.2	8 3.5
	女性	66 100.0	49 74.2	15 22.7	20 30.3	9 13.6	4 6.1	1 1.5	-
	無回答	2 100.0	2 100.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-
年代	20歳代	-	-	-	-	-	-	-	-
	30歳代	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	-
	40歳代	2 100.0	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-
	50歳代	11 100.0	6 54.5	3 27.3	1 9.1	-	1 9.1	2 18.2	-
	60歳代	173 100.0	119 68.8	36 20.8	48 27.7	17 9.8	14 8.1	4 2.3	5 2.9
	70歳代	106 100.0	68 64.2	22 20.8	33 31.1	11 10.4	11 10.4	-	3 2.8
	無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-

上段:度数 下段:%	配布物や調査な ど、行政や社会福 祉協議会からの協 力依頼事項が多 すぎる	会議や研修など とられる時間が 多すぎる	自治会の行事な どの参加の負担 が大	要援護者やその 家族等から活動 への理解が得ら れない	新規自治会加入 者が集まらない	担い手、リーダー 不足	ゴミステーション の運用	相談件数が多 すぎる	
全体	44 14.9	18 6.1	19 6.4	7 2.4	23 7.8	81 27.5	39 13.2	3 1.0	
性別	男性	38 16.7	16 7.0	17 7.5	4 1.8	19 8.4	72 31.7	36 15.9	2 0.9
	女性	6 9.1	2 3.0	2 3.0	3 4.5	4 6.1	9 13.6	3 4.5	1 1.5
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-
年代	20歳代	-	-	-	-	-	-	-	-
	30歳代	-	-	-	-	-	-	-	-
	40歳代	-	-	-	-	-	2 100.0	1 50.0	-
	50歳代	3 27.3	-	-	-	-	2 18.2	1 9.1	-
	60歳代	25 14.5	10 5.8	13 7.5	4 2.3	11 6.4	46 26.6	21 12.1	2 1.2
	70歳代	16 15.1	8 7.5	6 5.7	3 2.8	12 11.3	31 29.2	16 15.1	1 0.9
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-

上段:度数 下段:%	家族や職場の理解 が得られない	受け持ちの世帯 が多すぎる	行政の協力が得 にくい	社会福祉協議会 の協力が得にくい	専門機関との連携 が取りにくい	その他	無回答	
全体	2 0.7	21 7.1	4 1.4	-	3 1.0	6 2.0	13 4.4	
性別	男性	2 0.9	9 4.0	4 1.8	-	1 0.4	4 1.8	10 4.4
	女性	-	11 16.7	-	-	2 3.0	2 3.0	3 4.5
	無回答	-	1 50.0	-	-	-	-	-
年代	20歳代	-	-	-	-	-	-	-
	30歳代	-	-	-	-	-	-	-
	40歳代	-	-	-	-	-	-	-
	50歳代	-	-	-	-	-	-	2 18.2
	60歳代	1 0.6	16 9.2	2 1.2	-	2 1.2	5 2.9	5 2.9
	70歳代	1 0.9	4 3.8	2 1.9	-	1 0.9	1 0.9	6 5.7
	無回答	-	1 100.0	-	-	-	-	-

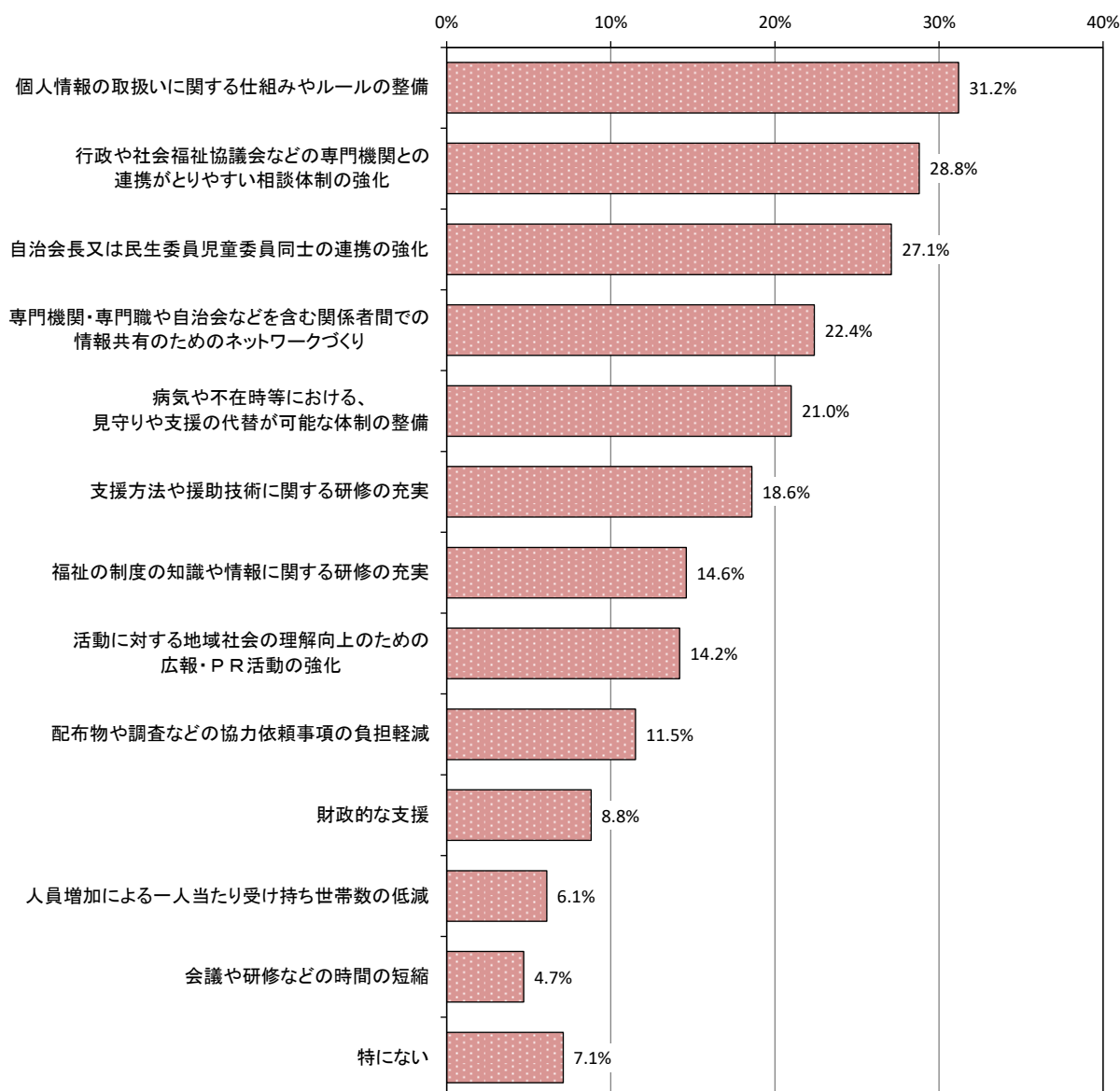
(イ) 活動を充実させていくための条件

「個人情報の取扱いに関する仕組みやルールの整備」が31.2パーセントと最も多く、次いで「行政や社会福祉協議会などの専門機関との連携がとりやすい相談体制の強化」が28.8パーセント、「自治会長又は民生委員児童委員同士の連携の強化」が27.1パーセントの回答が上位を占めています。

調査結果から活動する上で、個人情報の取扱いやプライバシーの対応に苦慮していることが伺えることから、「市民のプライバシーを尊重した地域住民支援についてのルール」の準備や、「対応事例などの情報提供」の取組が必要と思われます。

また、各地域において個々に問題解決を図るのではなく、行政や専門機関、関係者と協働した問題解決を望んでおり、「専門機関・専門職や自治会などを含む関係者間での情報共有のためのネットワークづくり」を支援していくことも必要と思われます。

【今後どのような条件が整備されれば、あなたの活動を充実させていくことが可能だと思いますか。】



■ クロス集計表（活動を充実させていくための条件）

上段:度数 下段:%		合計	個人情報の取扱いに関する仕組みやルールの整備	福祉の制度の知識や情報に関する研修の充実	支援方法や援助技術に関する研修の充実	行政や社会福祉協議会などの専門機関との連携がとりやすい相談体制の強化	自治会長又は民生委員児童委員同士の連携の強化	専門機関・専門職や自治会などを含む関係者間での情報共有のためのネットワークづくり	病気や不在時等における、見守りや支援の代替が可能な体制の整備
全体		295 100.0	92 31.2	43 14.6	55 18.6	85 28.8	80 27.1	66 22.4	62 21.0
性別	男性	227 100.0	78 34.4	36 15.9	41 18.1	66 29.1	57 25.1	51 22.5	48 21.1
	女性	66 100.0	14 21.2	6 9.1	13 19.7	19 28.8	22 33.3	15 22.7	14 21.2
	無回答	2 100.0	- -	1 50.0	1 50.0	- -	1 50.0	- -	- -
年代	20歳代	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	30歳代	2 100.0	1 50.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	40歳代	2 100.0	- -	- -	- -	1 50.0	- -	- -	1 50.0
	50歳代	11 100.0	2 18.2	1 9.1	- -	2 18.2	3 27.3	2 18.2	3 27.3
	60歳代	173 100.0	55 31.8	22 12.7	26 15.0	49 28.3	46 26.6	42 24.3	34 19.7
	70歳代	106 100.0	34 32.1	20 18.9	28 26.4	33 31.1	30 28.3	22 20.8	24 22.6
	無回答	1 100.0	- -	- -	1 100.0	- -	1 100.0	- -	- -

上段:度数 下段:%		会議や研修などの時間の短縮	配布物や調査などの協力依頼事項の負担軽減	財政的な支援	人員増加による一人当たり受け持ち世帯数の低減	活動に対する地域社会の理解向上のための広報・PR活動の強化	特にない	その他	無回答
全体		14 4.7	34 11.5	26 8.8	18 6.1	42 14.2	21 7.1	7 2.4	18 6.1
性別	男性	10 4.4	31 13.7	22 9.7	6 2.6	31 13.7	17 7.5	5 2.2	15 6.6
	女性	4 6.1	3 4.5	4 6.1	11 16.7	11 16.7	4 6.1	2 3.0	3 4.5
	無回答	- -	- -	- -	1 50.0	- -	- -	- -	- -
年代	20歳代	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	30歳代	- -	- -	- -	- -	- -	1 50.0	- -	- -
	40歳代	- -	- -	- -	- -	- -	1 50.0	- -	- -
	50歳代	- -	2 18.2	1 9.1	- -	- -	3 27.3	1 9.1	- -
	60歳代	8 4.6	19 11.0	19 11.0	14 8.1	24 13.9	12 6.9	4 2.3	11 6.4
	70歳代	6 5.7	13 12.3	6 5.7	3 2.8	18 17.0	4 3.8	2 1.9	7 6.6
	無回答	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -

(3) 福祉施設・事業所対象アンケート調査結果

ア 他団体や機関等と連携について

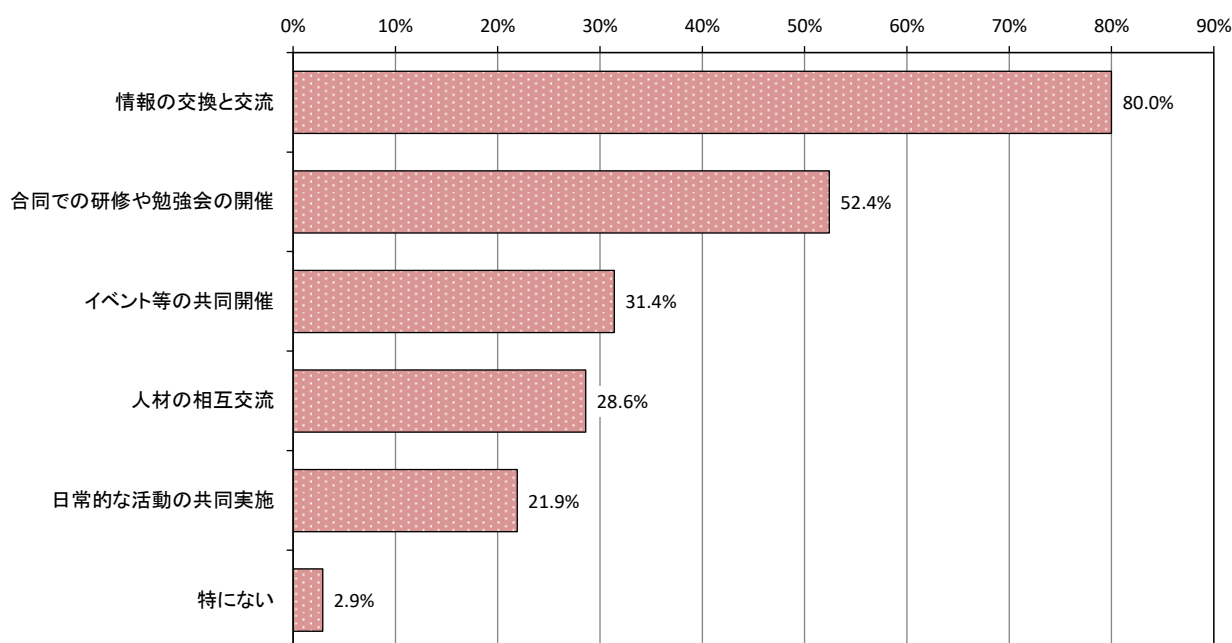
全体では「情報の交換と交流」が80.0パーセントと最も多く、次いで「合同での研修や勉強会の開催」が52.4パーセント、「イベント等の共同開催」が31.4パーセントの順で続いています。

ほとんどの福祉施設・事業所が「情報の交換と交流」と「合同での研修や勉強会の開催」を強く希望しており、障がい者関係の福祉施設・事業所では障がいの内容に関係なく「イベント等の共同開催」や「日常的な活動の共同実施」を希望する回答割合が高くなっています。

「人材の相互交流」については、回答割合は全体的に低くなっています。

そのようなことから、今後は職種を超えた交流・連携に取り組むことが重要であり、多職種間の「情報の交換と交流」及び「研修や勉強会の開催」を検討する必要があります。

【他の団体や機関等と連携をする場合、どのような内容を希望しますか。】



資料編

■ クロス集計表（連携を希望する内容）

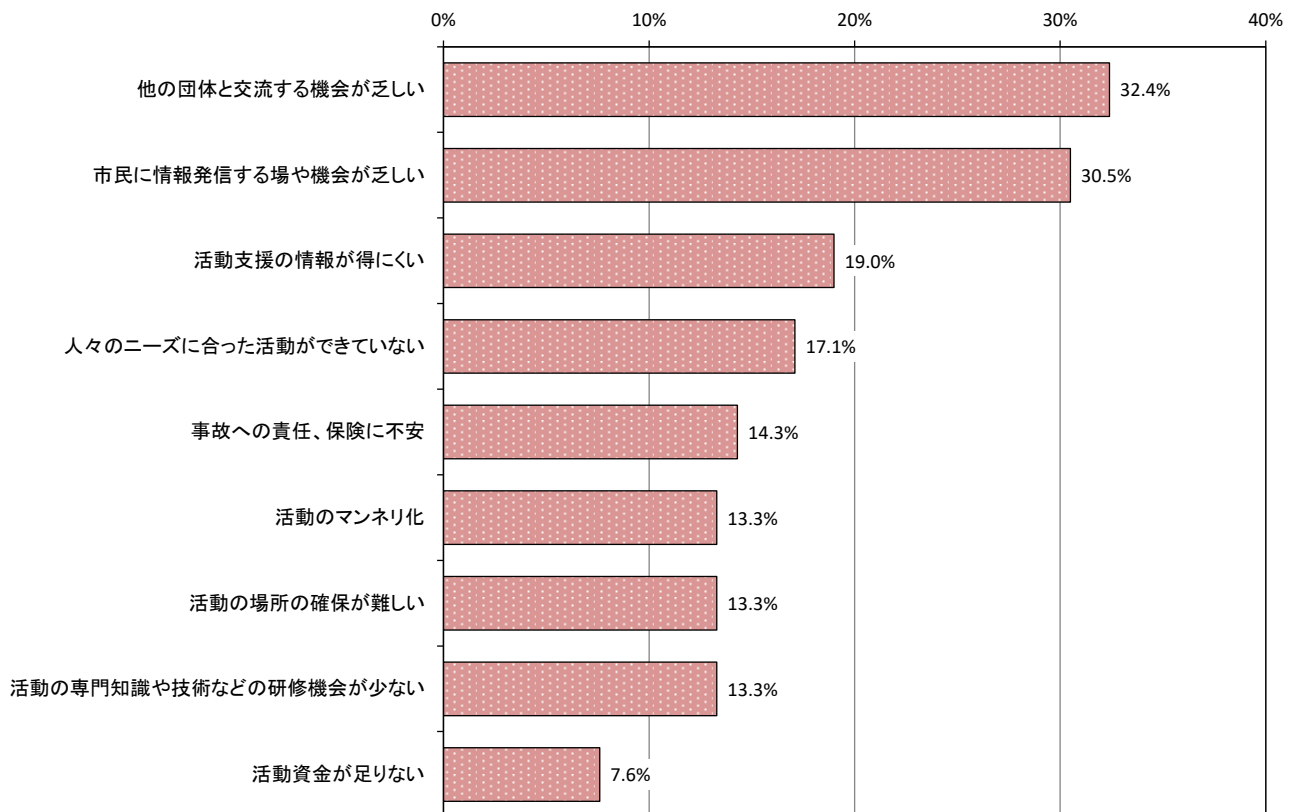
		上段:度数 下段:%	合計	人材の相互交流	情報の交換と交流	合同での研修や勉強会の開催	イベント等の共同開催	日常的な活動の共同実施
業務分野	全体		105 100.0	30 28.6	84 80.0	55 52.4	33 31.4	23 21.9
	訪問サービス関係		22 100.0	3 13.6	18 81.8	10 45.5	3 13.6	3 13.6
	通所サービス関係		30 100.0	9 30.0	28 93.3	15 50.0	12 40.0	2 6.7
	居宅介護支援関係		28 100.0	4 14.3	25 89.3	14 50.0	5 17.9	8 28.6
	施設サービス関係		18 100.0	5 27.8	14 77.8	11 61.1	8 44.4	5 27.8
	地域密着型サービス関係		15 100.0	6 40.0	11 73.3	8 53.3	6 40.0	6 40.0
	その他高齢者関係		7 100.0	2 28.6	6 85.7	2 28.6	3 42.9	3 42.9
	身体障がい者関係		17 100.0	5 29.4	12 70.6	6 35.3	7 41.2	7 41.2
	知的障がい者関係		22 100.0	8 36.4	16 72.7	10 45.5	13 59.1	6 27.3
	精神障がい者関係		16 100.0	5 31.3	12 75.0	7 43.8	9 56.3	5 31.3
	その他障がい者関係		8 100.0	2 25.0	7 87.5	4 50.0	4 50.0	3 37.5
	保育園(所)		13 100.0	2 15.4	10 76.9	5 38.5	3 23.1	2 15.4
	幼稚園		2 100.0	-	1 50.0	-	-	-
	認定こども園		5 100.0	-	3 60.0	-	-	-
	その他児童関係(小規模保育等を含む)		6 100.0	1 16.7	5 83.3	2 33.3	2 33.3	-
	その他		4 100.0	1 25.0	4 100.0	2 50.0	2 50.0	1 25.0
	無回答		-	-	-	-	-	-

		上段:度数 下段:%	特にない	その他	無回答
業務分野	全体		3 2.9	1 1.0	2 1.9
	訪問サービス関係		1 4.5	-	1 4.5
	通所サービス関係		-	-	-
	居宅介護支援関係		-	-	1 3.6
	施設サービス関係		-	-	-
	地域密着型サービス関係		-	-	-
	その他高齢者関係		-	-	-
	身体障がい者関係		1 5.9	1 5.9	1 5.9
	知的障がい者関係		1 4.5	-	1 4.5
	精神障がい者関係		1 6.3	-	1 6.3
	その他障がい者関係		-	-	1 12.5
	保育園(所)		-	-	1 7.7
	幼稚園		-	-	1 50.0
	認定こども園		-	-	2 40.0
	その他児童関係(小規模保育等を含む)		1 16.7	-	-
	その他		-	-	-
	無回答		-	-	-

イ 地域活動について

地域活動を行う上で困っていることについて、全体では「他の団体と交流する機会が乏しい」が32.4パーセントと最も多く、次いで「市民に情報発信する場や機会が乏しい」が30.5パーセント、「活動支援の情報が得にくい」が19.0パーセントの順で続いています。

【貴事業所等が地域活動を行う上で、困っていることはどのようなことですか。】



資料編

■ クロス集計表（地域活動を行う上で困っていること）

	上段:度数 下段:%	合計	活動のマンネリ 化	市民に情報発信 する場や機会が 乏しい	人々のニーズに 合った活動がで きていない	他の団体と交流 する機会が乏し い	活動の場所の確 保が難しい	活動資金が足り ない
全体		105 100.0	14 13.3	32 30.5	18 17.1	34 32.4	14 13.3	8 7.6
訪問サービス関係		22 100.0	4 18.2	8 36.4	1 4.5	10 45.5	2 9.1	2 9.1
通所サービス関係		30 100.0	6 20.0	9 30.0	4 13.3	9 30.0	4 13.3	1 3.3
居宅介護支援関係		28 100.0	6 21.4	11 39.3	5 17.9	9 32.1	4 14.3	3 10.7
施設サービス関係		18 100.0	7 38.9	3 16.7	3 16.7	7 38.9	3 16.7	- -
地域密着型サービス関係		15 100.0	1 6.7	3 20.0	5 33.3	5 33.3	2 13.3	2 13.3
その他高齢者関係		7 100.0	2 28.6	4 57.1	3 42.9	2 28.6	- -	1 14.3
身体障がい者関係		17 100.0	1 5.9	6 35.3	2 11.8	5 29.4	3 17.6	3 17.6
知的障がい者関係		22 100.0	5 22.7	8 36.4	2 9.1	7 31.8	3 13.6	3 13.6
精神障がい者関係		16 100.0	3 18.8	8 50.0	1 6.3	5 31.3	3 18.8	3 18.8
その他障がい者関係		8 100.0	3 37.5	3 37.5	1 12.5	2 25.0	- -	2 25.0
保育園(所)		13 100.0	2 15.4	4 30.8	2 15.4	1 7.7	2 15.4	- -
幼稚園		2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -	1 50.0	- -	- -
認定こども園		5 100.0	1 20.0	1 20.0	- -	1 20.0	1 20.0	- -
その他児童関係(小規模保育等を含む)		6 100.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	- -	1 16.7	- -
その他		4 100.0	1 25.0	3 75.0	- -	1 25.0	- -	1 25.0
無回答		- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

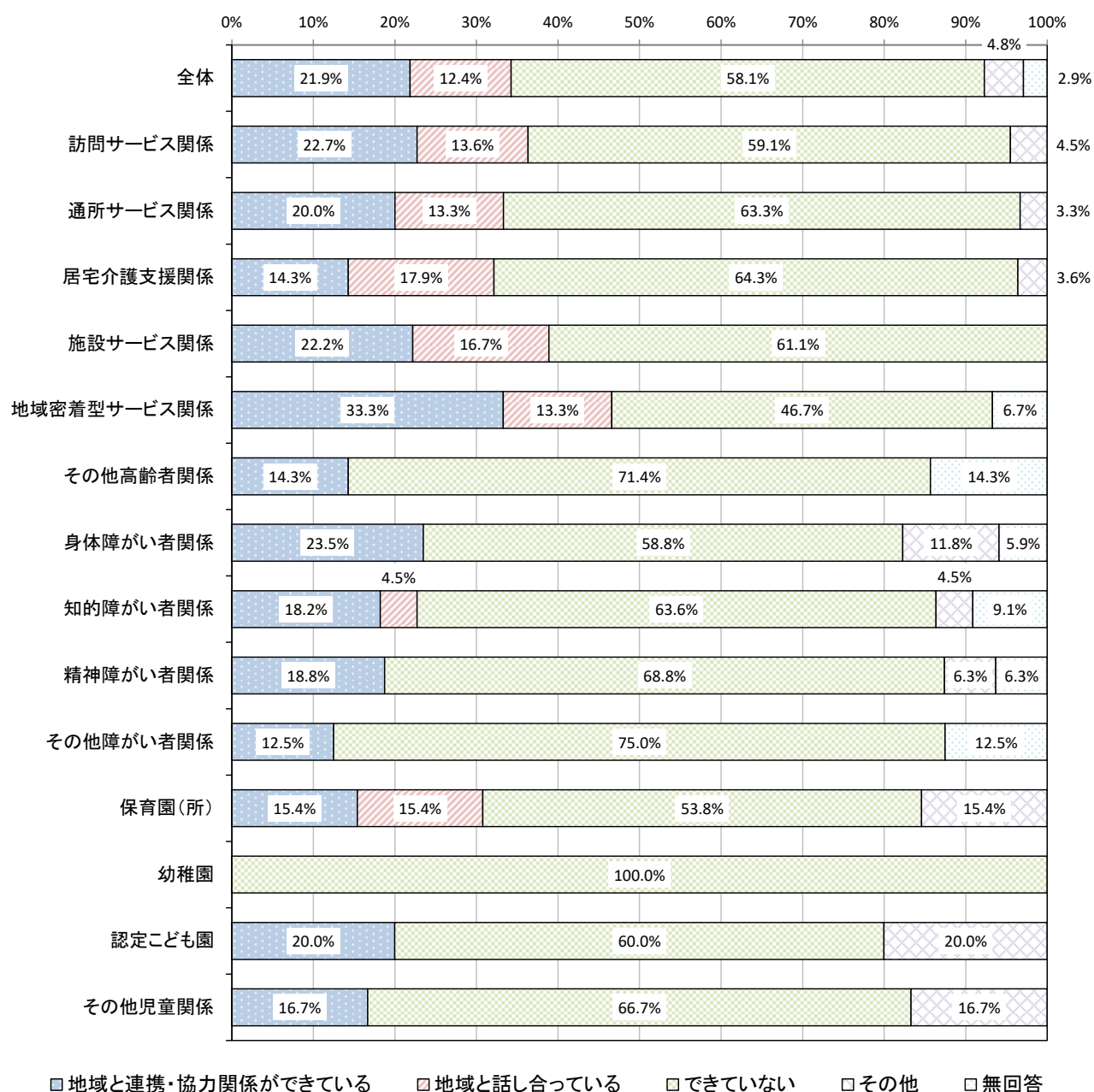
	上段:度数 下段:%	活動支援の情報 が得にくい	事故への責任、 保険に不安	活動の専門知識 や技術などの研 修機会が少ない	特に困ったことは ない	その他	無回答
全体		20 19.0	15 14.3	14 13.3	11 10.5	5 4.8	10 9.5
訪問サービス関係		6 27.3	3 13.6	5 22.7	1 4.5	- -	- -
通所サービス関係		12 40.0	6 20.0	4 13.3	4 13.3	- -	2 6.7
居宅介護支援関係		7 25.0	4 14.3	4 14.3	- -	1 3.6	4 14.3
施設サービス関係		3 16.7	2 11.1	4 22.2	2 11.1	1 5.6	- -
地域密着型サービス関係		4 26.7	2 13.3	2 13.3	1 6.7	- -	1 6.7
その他高齢者関係		- -	1 14.3	1 14.3	1 14.3	- -	- -
身体障がい者関係		3 17.6	2 11.8	3 17.6	1 5.9	- -	2 11.8
知的障がい者関係		3 13.6	4 18.2	4 18.2	1 4.5	1 4.5	1 4.5
精神障がい者関係		3 18.8	2 12.5	3 18.8	- -	- -	1 6.3
その他障がい者関係		2 25.0	- -	2 25.0	- -	- -	1 12.5
保育園(所)		1 7.7	3 23.1	1 7.7	1 7.7	3 23.1	1 7.7
幼稚園		1 50.0	- -	- -	- -	- -	- -
認定こども園		1 20.0	- -	- -	1 20.0	- -	1 20.0
その他児童関係(小規模保育等を含む)		1 16.7	2 33.3	2 33.3	1 16.7	- -	1 16.7
その他		- -	- -	1 25.0	1 25.0	- -	- -
無回答		- -	- -	- -	- -	- -	- -

ウ 災害対策について

災害時などの地域などとの連携・協力体制の有無について、全体では「できていない」が58.1パーセントと最も多く、次いで「地域と連携・協力関係ができていない」が21.9パーセント、「地域と話し合っている」が12.4パーセントの順となっています。

大規模な災害が発生したことにより、インフラなどに大きな被害を受けた場合、公的サービスを十分に受けることができなくなる可能性があります。そのような場合、要援護者などの人的被害を拡大させないためには地域住民との連携が非常に重要となるため、各サービス提供施設ごとに災害時の相互の連携や協力体制を構築するための検討する機会を持つなど、早期の取組が必要です。

【貴事業所等では、災害時などの避難誘導や避難所開設などに関して、地域などとの連携・協力体制ができていますか。】



出水市地域福祉計画

第一次計画(平成31年度～平成34年度)

平成31年3月

発行 出水市保健福祉部福祉課

鹿児島県出水市緑町1番3号

TEL 0996-63-2111 (代)

FAX 0996-63-4122